

平成20年第2回邑楽町議会定例会議事日程第2号

平成20年6月16日(月曜日) 午前9時開議
邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員（15名）

1番	田部井 健 二	議員	2番	黒 川 洋 子	議員
3番	小 沢 泰 治	議員	5番	山 田 晶 子	議員
6番	岩 崎 律 夫	議員	7番	加 藤 和 久	議員
9番	小 島 幸 典	議員	10番	立 沢 稔 夫	議員
11番	小 倉 修	議員	12番	横 山 英 雄	議員
13番	本 間 恵 治	議員	14番	細 谷 博 之	議員
15番	相 場 一 夫	議員	16番	石 井 悦 雄	議員
17番	大 野 栄	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金 子 正 一	町 長
川 田 定 昭	教 育 長
堀 井 隆	総 務 課 長
立 沢 茂	企 画 課 長
小 島 哲 幸	税 務 課 長
中 村 紀 雄	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 長 事 務 局 長
並 木 邦 夫	生 活 環 境 課 長
岡 村 静 代	保 険 年 金 課 長
横 山 正 行	土 木 課 長
石 井 貞 男	都 市 計 画 課 長
増 尾 隆 男	住 民 課 長
諸 井 政 行	福 祉 課 長
飯 塚 勝 一	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長
沼 田 正 美	水 道 課 長
遠 藤 幸 夫	学 校 教 育 課 長
金 子 重 雄	生 涯 学 習 課 長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

田	口	茂	雄	事	務	局	長
田	部	井	春	彦	書		記

◎開議の宣告

○横山英雄議長 これより本日の会議を開きます。

[午前 9時03分 開議]

◎一般質問

○横山英雄議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可します。

◇ 立 沢 稔 夫 議 員

○横山英雄議長 10番、立沢稔夫議員。

[10番 立沢稔夫議員登壇]

○10番 立沢稔夫議員 おはようございます。新庁舎移行しての初めての一般質問、そしてそのトップバッターということで、非常に光栄に思っておる次第でございます。まず、10番、立沢稔夫。通告に従い、一般質問を行います。

まだ、昨日の女子バレーボール大会のあの感動とその激闘のシーンが目に焼きついているかな、そんな感じでございます。中学生から一般女子の混合された大会での試合、私どものチームの現役の高校の選手のアタックが相手チームの女子選手の顔面に当たり、すごいプレーだなと私は感じました。しかし、観客席で応援している人が見ていると、大変危ないな、そんな感じもするわけでございます。しかし、そういった勝負というのは、激闘の中での勝つか、負けるかのシーンでございます。最近、少子高齢化に伴い参加チームが非常に減少されておる、そんなお話も受けております。

そういった中で、我が邑楽町もつい先日、同じく激論の末に予算が成立されました。非常に難産の末に成立された20年度予算、重みを感じた中で、大切に町の税金を使っていたいただきたいな、こんなふう思うわけでございます。

さて、非常に話題の尽きない邑楽町でございますが、先日は食中毒の発生。私は食材等の受け入れチェックを考えたとき、今、各市町村が環境と品質を含めてのISO、国際規格、こういった認証を受けられている市や町がたくさんふえてきております。近隣では、大泉町、あるいは明和町などがそれに含まれております。我が邑楽町も今回の事故を重く受けとめて、いずれはそういったISO規格の方向性を考える時期に来るのではないかな、そんな感じもするわけでございます。

そこで、一言申し上げたいのですが、今邑楽町は、欲しいものが必要か、必要なものが必要か、非常に切羽詰まった問題がございます。その事故に関しまして、非常に老朽化の著しい給食センター。町は早急に対策を考えて、これからの学校給食はどうあるべきか。少し早いですがけれども、ゆ

とりを持った中での検討委員会を立ち上げていただきたい、そんなことを申し上げて質問に入ります。

平成9年、分譲が開始された鞍掛第三工業団地、たくさんの企業が操業されている。しかし、まだ雑草の茂っている空き地が見受けられるが、我が鞍掛工業団地は群馬県下でも非常に立地条件に恵まれており、即完売が期待されておりましたが、まだそんな状況にあるように見受けられます。そこで、現在稼働されている企業は何社あるのか。また、あいている分譲地の中で、現在決定されている区画もあるのか。その後の販売状況等を含めて、その進捗状況を担当課長に伺いたい。

○横山英雄議長 石井都市計画課長。

〔石井貞男都市計画課長登壇〕

○石井貞男都市計画課長 お答えいたします。

鞍掛第三工業団地の分譲につきましては県企業局が窓口となって行っておりまして、早期に完売するよう努力をいただいているところでございます。企業の誘致の状況につきましては、現在11社が操業しておりまして、1社が建設中でございます。また、1区画につきましては分譲済みの状況でございまして、残地は7区画、面積では約11ヘクタールほどございます。各区画につきましては、それぞれ企業からの問い合わせがあるようでございます。町につきましても、企業誘致条例等による支援も行っているところでございまして、今後とも早期分譲に向けて県企業局と協力しながら努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○横山英雄議長 立沢議員。

○10番 立沢稔夫議員 非常に立地を考えると、もっともっと販売に努力をすべきかなという感じがいたします。11社の操業ということで、町に対しては、今回のいろんな予算の中での企業誘致条例というものを設けた中で町の出費も相当あると思います。ぜひ一日も早い完売、その中にもう一つ言うならば、地元相乗効果のある企業が本当は進出できれば一番いいのかな、そんなふうにも思うわけでございます。

そんなことで、2つ目に入っていきたいと思えます。私は以前、工業団地に協力をすると、町あるいは、地元という言葉はどうかかわからないですけれども、そういった地域に対して産業再配置補助金が1平方メートル当たり5,000円程度の補助金として町に入ってくるという説明を受けております。そして、そのお金がその時点でもほとんど地元落ちていない。そういうことを考えたときに、そういった補助金は町のどういうところに使われているかということを探ねました。当時の答弁は、各体育館、あるいは研修会館、あるいは公民館と、そういったものに全部建設費用として使われていると、こういうことを受けました。

そして、先ほど述べました鞍掛第三工業団地のそういった補助金はどうなっているかと伺ったところ、最終的に昨年、一昨年ですか、完成されました長柄の児童館、そして高島の児童館、それぞ

れ数千万円ぐらいのお金がそちらに回っているということでございます。それを考えたときに、地元の町民は、何十年、何百年と愛着を持った農地を手放して、町の財政面に大きな貢献をされたと思います。しかし、現状を考えたときに地元には何のメリットもございません。それと反対に、現在は団地に進出した企業関係の車の交通関係による朝夕の渋滞、非常にすごいラッシュアワーでございまして、小中学生を含めて、最近ではこの忙しい農繁期、農耕車の道路の横断も非常に命がけでございまして、大変な迷惑を受けているという地元の意見でございまして、そのため、ぜひとも今回の質問の中でお願いをしたいのは、鞍掛工業団地の中央にある25メートル道路、16—71号線というのですか、この道路を早急に国道354号線までの延長をお願いしたい。非常に地元の皆さん、あるいは進出企業のかつての願いでもあるかなと、こんなふうにも思うわけでございまして、先ほども申し上げましたが、再配置補助金をもってこういう道路を建設できないかということも以前に私は申し上げております。

それから、もう一つ、今、町に大きな問題が地元から投げかけられていると思います。地元赤堀地区、あるいは狸地区の住民が1つの集団となって、町に対して同じく道路のアクセス道路を含めた中での工業団地の要望書が提出されておると思っています。これは面積によると約20ヘクタール余り、そして何年か前に出ておると聞いていますので、町はその要望書を持って、企業局とのヒアリング、あるいはいろんな形の話し合いを何度か行っていると伺っているようです。そういった中で、県のほうでは産業集積可能団地狸塚高原という地域名というのですか、そういう選定をされていると聞いていますが、道路を含めたその辺の今までの経過と現状を担当課長に伺いたい。

○横山英雄議長 石井都市計画課長。

〔石井貞男都市計画課長登壇〕

○石井貞男都市計画課長 お答えいたします。

25メートル道路、いわゆる町道16—71号線でございまして、これにつきましては鞍掛工業団地内の北側で現在止まっている状況でございまして、この道路につきましては、平成元年に群馬県と栃木県が行いました両毛広域パーソントリップ調査によりまして、将来主要地方道県道の足利・邑楽・行田線の交通量が増大するという需要の予想によりまして新たな代替道路が必要との結果に基づいて、鞍掛第三工業団地造成時に企業局にお願いをして築造したものでございまして、現在、群馬県及び栃木県の協議が進んでいないことから、全体計画に対する都市計画決定については至っていない、こんな状況でございまして、町道16—71号線につきましては、今ご指摘のとおり国道354号線に接続をしていくということは必要であるというふうに考えております。今後調整をしていく必要があるわけですが、線的整備ではなく面的整備との関係者の意向もあるようでございまして、道路整備につきましては今後関係者の協力が必要でございまして、地域の意見を大切にしながら検討していきたいというふうに考えております。

また、新工業団地の状況でございまして、平成18年6月に県産業経済局より、新たな産業

集積地が可能となる一団の土地について情報提供の依頼がございました。町としましては、庁内協議を開催し、産業集積候補地として3地区の情報提供を行ってまいりました。その後、情報提供した産業集積地候補に対し、用地造成の条件及び法的条件等ヒアリングが開催されまして、19年4月に産業経済局より、地区名については公表しないことが付されまして、新たな工業団地造成を行う候補地として1地区が選定をされてきたというところでございます。この間、議員ご指摘の狸塚高原地区の関係者から要望書が町長に提出されまして、地権者の確認や名寄せ、地権者調書等を町としては作成を行ってまいりました。また、幾つかの市町村から産業集積地が可能となる一団についての情報提供がされているようでございまして、新工業団地造成につきましては企業局が実施することから、調査対象地区として採択されるよう、現在企業局と交渉と申しますか、調整を行っているところでございます。今後方向性が見えてまいりましたらば議会に報告をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○横山英雄議長 立沢議員。

○10番 立沢稔夫議員 アクセス道路というか、先ほどの道路の問題ですけれども、栃木県という考え方が以前あったように思いますけれども、今、緊急に迫られているものは栃木県なんていう言葉では全くございません。邑楽町の今後の発展のためにどうしても必要な道路、そういうふうに町は受けとめるべきだと私は思います。もちろん資金はそれはかかります。しかし、先ほど申し上げていたとおり、欲しいもの、必要なものというものをやはりこれからは選別すべきかなと。そういうことによって、鞍掛工業団地のこれからの方向性も、もっともっと町のために私は役立っていくかな、そんなふうにも思っております。

それと、もう一つは、今あの地域が、邑楽町でも何カ所か大雨が降ると冠水という言葉がございましてけれども、今、たまたま待矢場堰のほうからその地域の中に2ヘクタールほどの遊水池が設けられるという話も伺っております。そういった時期には非常にいろんな相互関係を考えて、そういった事業に入る時期に来ているというふうに思います。この辺については人ごとでなく、やはり地元民のためになって、あれだけの第一、第二、第三工業団地まで提供した地元の皆さん、こういったことをもっともっと前向きに考えた中で答えを出していただきたいな、そんなふうにも思います。非常に農道整備ということで、町も大変な力を入れられると思っておりますけれども、もちろん道路ができれば交通渋滞はこれはやむを得ないかもしれません。しかし、あらゆる手段を考えた交通渋滞、これはやむを得ないと思います。しかし、今いろんな形の中で、どこが渋滞していると言うかもしれないけれども、やはり関係者の皆さんであれば、そういった本当の交通渋滞はどういうものかと。朝一番で工業団地付近に行って調査するのも、やはりそういった答えに対する前向きの姿勢になるかなと私は思います。お母さん方が交差点に立って旗を振って、渡ってもいいですか、悪いですか、だれに聞いていますかという、車を運転している人に聞いていたかな、そんな感じがします。ど

ちらが優先かということを見ると、やはりそういうことも視野に入れて、ぜひ早急なアクセス道路の建設に取り組んでいただきたいと思います。

また、なかなか工業団地にできる場所、こういったものは、農家で言えば適地適作ですけれども、やはり今の邑楽町を考えると、将来を見据えた中での工業団地、まして今回は地元の地権者がすべてが署名を集めての町、そして県への要望書でございます。そういったものもやはり十分考えなければならぬ。本当であるならば、あそこが工業団地になるということになれば、担当者が1軒1軒訪ねて工業団地に対する署名をいただく、こういった方法もあると思いますけれども、今回は地元の皆さんが何年何カ月かけての要望書、署名書の提出でございます。まして、今はどこの市町村もそういう働きをかけておりますので、ぜひ都市計画課だけでなく、町を挙げてのそういった運動をこれからももっともっと積極的に臨んでいただきたいな、そんなふうに思うわけでございます。

3つ目にまいります。今度は町長答弁でいいと思いますので、幾つか申し上げます。工業団地、その道路事情が、どう見ても邑楽町はどこの地域見ても非常に条件が悪い。先ほどの354号線、現在館林の近藤地区から篠塚の西ノ根といいますか、寺中といいますか、あの方向に向いて走っております。通過はしております。しかし、通過したのでは地域の貢献度に全く役に立ちません。よくコンビニストアをつくるたびに、その業界の方々が、この道路は1日何千台の車が通過するかと、そういったことを1つの要因として調査をされております。それも企業戦略の1つかと私は思います。そういったことを考えたときに、ほかのいろんな地域を回ってまいります。すると、あれ、ここに道路がなかったのが何でこんな広い道路ができたのかなど。その両側にはすばらしい商店、あるいはいろんな産業が建ち並んでおります。邑楽町を考えたときに、なぜこれだけの道路なのに、そういった商業地域というのですか、そういうものがないのか、私は不思議でなりません。それこそ地元のメリットというものがないのでございます。

町は今、鞍掛工業団地が完売すると、その団地計画は終了されてしまうのか。私は財源の確保に新たな計画をどうしても考えるべきと思う。それには、先ほどの狸塚高原という要望書も出しましたけれども、国道354号線の沿線の早急な市街化区域への見直し、そして商業施設を含めた企業進出の環境を整えるべきと思います。各市町村が企業誘致のために候補地を挙げての運動を展開しているが、我が町も積極的に取り組む必要があると思う。そのためにも、以前にも申し上げたとおり町長みずから改革を図り、職員一丸となってトップセールスを開始することである。現在いろんな統計を見ますと、邑楽町の工業出荷額は以前から思うと2けたの低下率になっております。18年度ですか、2,400億円前後、人口約2万8,000人。また大泉町、これも非常に三洋電機の関係で低下されておりますけれども、6,400億円という数字が出ております。人口4万人ちょっと。また、つい最近、不交付団体になった明和町は人口1万ちょっとということですが、1,200億円ぐらいの出荷額。隣の千代田町は1,850億円という出荷額だということを聞いております。ただ、考えたときに、邑楽町はそういった中で非常に人口数の多い地域でございます。そういったことを考え、や

はりそういった事業の継続性が必要なと思います。

先ほども申し上げたが、狸塚高原と名づけたその経過が、町長も十分認識された上で協議されておると聞いております。5月21日、町長は館林において大澤知事とのそういった接触があったかな、そんなふうにも思うわけです。完売すると団地政策が終わってしまう。自主財源は休眠という形になってしまいます。もちろん今までの進出企業での税収は見込めるとしても、企業というものは人間と同じ、生き物でございます。ぜひとも団地の造成の継続をお願いしたい。先ほども課長からそれなりの説明がございましたが、改めて町長に伺いたいと思います。

先ほど申し上げた354号沿線の市街化の見直し、また狸塚高原についての経過。それともう一つ、先日群馬県の企業局の発表がございました。群馬県も最低150ヘクタールの造成地を確保したい。その中で100ヘクタールの群馬県企業局の用地、残り50ヘクタールを市町村にお願いしたい、こういう発表が新聞紙上にごございました。たまたまその日に町長は県庁を訪れております。その辺を含めて町長の答弁を伺いたい。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

議員のご指摘の工業団地の要望、そしてそれに関連するところの道路整備、加えて国道354号線の、いわゆる広域幹線道路、このことについての整備をどのように考えているかということのお尋ねでありますけれども、まず工業団地の関係につきましては、先ほど担当課長のほうから詳細にわたりまして回答したところでありますけれども、企業が町へ立地をしていただくということの、とりもなおさず町の財政状況の部分にも大きく関係しているところでありまして、一日も早く、残された団地の工場誘致がされるように私も努力をしてみたいと思っております。

さて、そのような状況の中で、新しく狸塚の工業団地という具体的なご指摘もありましたが、今議員のご質問の中にもありましたが、5月21日の日に大澤知事が館林邑楽地区の状況についていろいろ話を聞いていただけるということで、そのような機会がありましたから、私もその工業団地につきましては企業管理者の方へ、邑楽町としてこのような計画があるので、ぜひ県のほうでも取り組んでほしいというような要望をしたところでもございます。しかし、そのような場でしたので、細かい具体的な話ができなかったわけですが、翌5月22日だったと思いますけれども、担当課長と県の企業局のほうへ行ってまいりました。その中で県のと町の対応は、実は以前この団地についていろいろ協議をされた中で地元から要望もあったようであります。その要望にこたえるべく、県のほうでもいろいろ精査をしていただいたようでありますけれども、その中で何点か実は県のほうからご指摘といいますか、あったようでありまして、特に大きな問題としては、地理的な条件として国道354号線への取り付け道路、ご質問にもありましたけれども、現在の団地内に25メートル道路が設置をされているわけでありまして、この点についてどのように考えているのかというこ

とがあったわけですが、町の回答としては、17メートルの、これは新しく団地が形成されるという前提の中で、狸塚の団地が造成されるということの前提の話になりますけれども、17メートルの幅員の道路ということの考え方も示したようであります。

それから、やはり排水の河川の許容放流量が少ないのではないかとということもその中にあったようであります。それから、一番の問題になるのだらうと思うのですが、用地を造成をする場合に、その用地の買収条件というのが当然出てくるわけでありましてけれども、県のほうの考え方は、大変今工業団地の造成が各県で行われている。具体的に言われましたのが栃木県と茨城県の例が出されましたが、そちらのほうでは大変造成した後の販売価格が低いのだと。県同士でもかなり競争があるのでと。したがって、その用地造成をする場合に、売り渡し価格が低くないとなかなか完売に至らないのだというような、そのような話もありました。しかし、その造成をする一番の問題というのは、やはり地権者の100%の同意が必要だと、このような指摘もされました。この地権者の方の同意が得られませんかとなかなか進んでいけない。そのためには、町も地元の地権者の方にも十分そこを踏まえた中で要望として出していただきたいのだというようなご指示がありまして、これにつきましては地元の代表者の方にも、5月22日の日に県の企業局に行ったその経過というのは、担当課長から地元の代表の方にも報告はしてあるかと思いますが、そのような状況になっておりまして、この団地形成については、ぜひ地元の方の要望等もあるわけでありまして、町としても、もちろん県のほうには積極的に働きかけていきたいと思っています。

ただいま6月11日というお話もありましたが、この日も私は実は、給食センターの問題もありましたし、この工業団地の造成の関係もありましたから直接その工業団地の担当のところへ行きまして、ぜひお願いしたいということで行ってきた経過はあります。いずれにいたしましても、地元の皆さんからの要望ということ踏まえた中で、町としても積極的にこの団地造成といいますが、団地形成については取り組んでいきたい、こんなふうに思っております。

道路の354号線沿線の都市計画の見直しというお話もありましたが、これは既に鞍掛第三工業団地が区域内ということでもありますので、これらも企業局、そして県の都市計画課のほうへ並行して進めていくことが大事ですというような指導も受けてきたわけでもありますので、そのような形で状況が具体的にになりますれば、町のほうも私も、先ほど財政的なお話もありましたから、そのような見地からも積極的に県のほうに働きかけはいたしますし、あと町としても地元地権者の方に協力をいただくように考えていきたい、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 立沢議員。

○10番 立沢稔夫議員 今、1つ指摘された問題、造成後の分譲地の販売価格、非常にこれが厳しい状況だというようなお話を聞いておりますけれども、地権者のすべての同意、これももちろん同じことでございます。しかし、どんな事業をやるにしても、地元プラス町側の態度の中で、お互いに手を携えて協力し合うのが、これからのまちづくりと私は思います。非常に水田地帯ということも

ございますけれども、やはり、ではどこをこれから工業団地、あるいはそういった商業地域なりの町の財源を探すのかということを考えてときに、これだけ地権者の皆様が協力し合って要望書を出して運動を展開している。これが、まず1つの段取りの中での何十%の前進かなというわけでございます。そして、それを補うのが、先ほど私が言った、町の皆さんのこれからのトップセールスとしての力量が私はそこに発揮されるのではないかと思います。

果たして、国や県の企業への販売価格は幾らか。町がどのぐらいの販売価格をつくったらいいのか。やはりその辺の積算も町そのものが考えて、地元民との話し合いを進めるべきかと思います。どう見ても、こういった候補地というのは、全員の中で要望するというのは、どこの地域も非常に大変かと思えますけれども、今言われた25メートル道路の17メートルに圧縮しての354へのアクセス道路。では、工業団地を造成しなければ道路はできないか。そういったことを考えたときに、やはりこれはどうしても町としても工業団地がもしなかったということを仮定したとしても、これは考えなければならない道路かと私は思います。それを地元民がそこまでアクセス道路を含めた中で工業団地造成。現状の時点で言えば、願ったり、かなったりという、非常にいい条件かなと私は思います。きょうにあしたというわけにもいきませんが、その1つのチャンスは、今県も新知事になって、栃木県に負けるな追い越せをスローガンに県も戦っておるわけでございます。やはりそういうことを考えたならば、150ヘクタールの中にぜひその条件を範囲に邑楽町の工業団地をおさめていただきたい、そんなふうには私は考えます。やはりそれがこれからの少子高齢化に向かっての町づくりの基本とも言えると私は思います。そういった中で、非常に活気ある町づくり、そういうものを考えなければならない、そんなふうには思います。

最近また、各地域で合併に向けての報道が新聞をにぎわしております。しかし、我が町も一度流れた合併でございます。もちろんそういった動きをしている地域は、特例法という言葉を使った中で合併論議をやっているかな、そんなふうにも思います。しかし、今、邑楽町も財政指数を考えた中で、何とか厳しい中でも邑楽町そのものの方向性が見えていると思います。やはりいつかは再燃するかしれませんけれども、まずはしっかりと足取りで採算のとれる町をつくっていただきたい、そんなふうには思うわけでございます。

安心の町から心のゆとりのある町へ向かって前進をお願いしたい。そういったことで質問を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午前 9時49分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前10時02分 再開〕

◇ 田 部 井 健 二 議 員

○横山英雄議長 1番、田部井健二議員。

〔1番 田部井健二議員登壇〕

○1番 田部井健二議員 田部井でございます。いつもお世話になります。議長のお許しをいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず、平成8年より始まりまして、本来であれば、この夏13回目を迎えるはずでありました中学生の国際交流事業が中止になっております。中止に至るまでの経緯、経過を教育長よりお願いいたします。

○横山英雄議長 川田教育長。

〔川田定昭教育長登壇〕

○川田定昭教育長 田部井議員の中学生の国際交流におけるオーストラリア派遣が今年度中止になったわけですが、その経緯ということですので、お答え申し上げたいというふうに思います。

今年度は、例年でありますと3月の定例議会で次の年の予算が成立するわけですが、今回できませんでしたので、国際交流につきましては時間的にちょっと難しいだろうという意見はあったのですが、とりあえず進める方向で検討しようということで進めてまいりました。5月2日の日に第1回目の交流委員会を開きました。交流委員会は、町長の委嘱によりまして、教育委員会の事務局職員、それから学校の校長、教頭、それから学校から選ばれた先生ということで、7名で交流委員会つくっているわけですが、その中で5月2日の日に今後の国際交流についてどうするかということで話し合いを持ってまいりました。

その中で、今ご質問の中身の中に触れると思うのですが、いろいろその後の事前の準備とか、現地との対応とか、いろんな状況を考えたときに、5月の臨時議会で予算が認められない場合には、今回は中止したほうがいいのかという、そういうまとめのご意見をいただいております。それを受けて、準備は一応進めていたわけですが、5月19日、臨時議会における予算が認められなかったということで、私と学校教育課長、それから指導係長等々で検討し、国際交流委員会の確認を得て、そして中止を今年度はしましようということで中止をしました。20日の日にその旨を保護者に子供を通して連絡をしたということであります。子供にとっては、非常に期待をしていた子供もいただろうというふうに思うわけですが、諸般の事情でやむを得ないということで中止を決定いたしました。

以上でございます。

○横山英雄議長 田部井議員。

○1番 田部井健二議員 5月の臨時議会で予算が通らない、それが一番の原因かなというふうに思いますけれども、同じように明和町でも、ことしは中止になっております。しかしながら、同じ中止といっても明和と邑楽では中身が非常に違います。明和は、中学生が募集人員が6名を割り込ん

だ場合は中止にすると。そういった中で、結果的に4名しか希望者が集まらない。それで、中止という判断をしたそうであります。邑楽町の場合は大人世界の一方的な事情による中止でありまして、私のところに来ている意見ですと、1年間、小遣いをため、そして英語の勉強を一生懸命やっていて、その日の来るのを楽しみにしていたと。本当にかわいそうな話が来ております。私は、中学生、明和の場合ですと、子供が自分自身で選んだ中止だというふうに理解をしております。邑楽町の場合は、まるっきり子供の意向、意見を聞きもしない、無視をした中での中止。寂しい判断だったかなと、そんなふうに思っております。この先こういったことのないよう、関係当局、町も議会も教育委員会も、私はみんな反省をしなければならぬことだったかなと、そんなふうに思っております。

次の質問でありますけれども、私は人と人との親交を温め、深め、強める方法、近道が3つあると思っております。そのうちの1つが、ともに汗をかき、ともに汗を流すということが非常に大切だと思っております。そういった観点から、現在の町スポーツ少年団の現状をお聞きしたいと思います。

○横山英雄議長 金子生涯学習課長。

〔金子重雄生涯学習課長登壇〕

○金子重雄生涯学習課長 お答えいたします。

邑楽町スポーツ少年団につきましては、平成19年度でございますが、16団、387名の構成ということでございます。種目については10種目になります。

以上でございます。

○横山英雄議長 田部井議員。

○1番 田部井健二議員 19年度が387名というお答えでしたけれども、18年度は434名、その前は438名、ことしは279名というような報告も来ております。年々、年々、スポーツ少年団員の数が減少するというのは、非常に寂しい、悲しい現象かなと、そんなふうに思います。私は、町の中に丈夫で元気な子供が一人でも多く育つような環境をつくるには、スポーツ少年団の存在意義というのは非常に大きな問題だと考えております。

幸いなことにと申しましょうか、来年、平成21年8月1日から第47回全国スポーツ少年大会が群馬県で開催されます。この開催に当たりまして、町の取り組み方をお伺いしたいと思います。

○横山英雄議長 金子生涯学習課長。

〔金子重雄生涯学習課長登壇〕

○金子重雄生涯学習課長 お答えいたします。

ご質問の年々団員が減少しているようなことではございますが、町といたしまして町民体育館でこれから開催を予定しております、ちびっ子サッカー教室ですとか、ジュニア卓球教室等を通して、園児や小学生を対象にスポーツのルールや楽しさを体験する機会を多く設けまして、スポーツ

少年団の加入促進を図ればというふうに思っております。

また、町といたしましては、第47回全国スポーツ少年群馬大会が群馬県で初めて開催を、来年、平成21年8月に開催をされるところでございます。全国各県持ち回り開催ということで、全国の都道府県の代表の団員及び指導者総勢500名が参加をしまして3泊4日の集団生活を行いまして、スポーツ活動、文化学習活動、交歓交流活動等を通しまして青少年の子供と体を育てる、またスポーツ少年団活動の一層の促進と地域における活動の活性化を図るというふうなことで開催をされます。町といたしまして、スポーツ少年団の指導員の方、またコーチの皆さん、年に、この後、6月以降4回ほど常任委員会会議、また代議員会議を持っているようでございます。来年の群馬大会の周知をこういう場で図っていきたい。また、邑楽町スポーツ少年団本部長も大会運営のスタッフの一員というふうなことでお聞きしております。町といたしまして、町の広報掲載や団員の研修といえますか、参加について検討をしていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○横山英雄議長 田部井議員。

○1番 田部井健二議員 第47回全国スポーツ少年大会、つい先日、スローガンが発表になりました。「上州から 結べ広がれ 友情の輪」というふうに決定をしたそうであります。私が気になるのは、参加資格が運動適性テスト3級程度の者というのがありますけれども、具体的にこの3級程度というのがどの程度のものなのか、わかる範囲内でお答えをいただければと思いますけれども。

○横山英雄議長 金子生涯学習課長。

〔金子重雄生涯学習課長登壇〕

○金子重雄生涯学習課長 お答えいたします。

参加資格というのが大分あります。小学校4年生以上高校3年生までというようなことの参加資格の団員についての定めがあるようでございます。その中に運動適性テスト3級以上の者という定めがございます。これにつきましては、運動能力や身体の動きを少ないテスト項目で運動の適性を科学的にとらえるというふうなテストのようでございます。5種目あるようでございますが、立ち幅跳び、上体起こし、腕立て伏せ、それから時間往復走、それから5分間走の5種目があるようでございますが、それぞれの記録に基づきまして各種目の得点評価をしまして、5種目の得点を総合して総合評価をするというふうなことでございます。その総合得点が21点から30点までということでございます。以上、得点すれば運動適性テストの3級になるということでございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 田部井議員。

○1番 田部井健二議員 今回は地元開催ということで2団体。1団体が8名で、男子4名、女子4名、8名で1チームだそうでございます。地元特典ということで2団体、それでも16名しか出場ができません。直接的に町から選手を送り出すことは非常に難しいかなとも思いますけれども、でき

ることならば間接的にでも、例えば大会を見に行く、運営に協力する、そういったことを積極的に行っていただきまして、町のスポーツ少年団に何らかのいい影響が与えられるような、そんな大会にぜひ利用をしていただきたいと、そんなふうに思っております。

続きまして、親交を深める近道、その2でございませけれども、私は人と人が仲よくなるには、ともに食するということが最も大事なことかなと、そんなふうに思っております。昔から、ちょっと飯でも食べに行こう、後で一献傾けようとか、とにかく飲んだり食べたり一緒にすることは人間の距離を近づける上では非常に大切なことだと思っております。そういった点で、まず町のバーベキュー施設が今現在どのようになっているか、お尋ねをしたいと思います。

○横山英雄議長 石井都市計画課長。

〔石井貞男都市計画課長登壇〕

○石井貞男都市計画課長 お答え申し上げます。

邑楽町の都市公園が16公園、その他の公園につきましては29公園で、45公園ございますが、現在邑楽町においてはバーベキューが使用できる公園はございません。

以上でございます。

○横山英雄議長 田部井議員。

○1番 田部井健二議員 今月号、6月号のおおら広報の投稿欄にもございました。投稿者が、たしか、陸&俊ママよりという方からございまして、ぜひバーベキュー施設をつくってほしいと、そんな話だと思いますけれども、私は先日、千代田のなかさと公園へ行ってみまして、スポーツ少年団、野球チームと70名ぐらいと一緒にバーベキュー、ちょうど半日ぐらい楽しんできましたけれども、立派な施設とは言えませんが、非常に使いやすい、見る限りにおいてお金のかかっていないような、そんな施設でもございました。

その後、気になりましたので、千代田町の役場に行って、ちょっとお話を伺ってきました。多い月で1カ月に1,000名を超える利用者があるそうでございます。19年度、六千二、三百人、6,000人を超える利用者があったそうでございます。私は邑楽町にもぜひともこういった施設をつくっていただきまして、ともに調理をするところから団らんをし、一緒に食事をし、きちんと後片づけのできる、そういう仲間づくりを始めたい、そのように思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

町にありますところの都市公園については45公園ほどあるわけですが、その中で議員のご指摘の公園内において火気等を使用したところのバーベキュー等の利用の要望でありますけれども、現在のところ、担当課長がお答えをしたとおり、それについては許可をしていないのが実情であります。

ただ、特例といいますか、そういうことも過去に認めてきた経緯もあるようであります。その特例といいますのは、当然多くの制約があるわけですが、1つには参加をする人員、それから火気を使用する時間帯の問題、それから火災予防、現場責任者等の状況を計画書を出していただく中で、特に社会教育団体ということに限定をしているようでありますけれども、そういった教育の趣旨に合うという形での団体に認めてきたということのようであります。

町のこの都市計画の公園条例にも、それらについての使用する行為の制限等があるわけでありまして、なかなかこの制限を、今ご質問がありましたように範囲を拡大して利用していただくということは、現在のところ非常に難しいところではありますが、ただ議員が指摘をされますように、そういった仲間とともにいろんな形で融合する、話し合いをしていく、そして仲間づくりをする1つのプロセスの中でそういった状況が作り出せればいいわけではありますが、これらの利用等、ご要望も今後十分研究をさせていただきたいと思っています。隣町では6,200人ほどの大変多くの方が利用されているというような状況もあるようです。したがって、隣町の状況等も十分調査をし、その一番問題になるのは利用した後の管理といいますか、それらがきちっとされる状況がありませんと、他の利用される方々に迷惑もかかるわけでありまして、そういった点も十分研究をさせていただく中で、これから担当とも調査をさせたいと、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 田部井議員。

○1番 田部井健二議員 なかなか難しい制約等があるようなお話でございましたけれども、公園の中で直火をするのは一切認められないと。どこでも今一緒だと思っておりますけれども、きちんとしたバーベキューとなるよう建てていただいて、指定をきちっと決めていただいて、それで行うのであれば、さほど難しくもないような話も伺っております。今、町長が言うように、後片づけだとか、始末とか、そういうのが問題になるかなというようなお話でしたけれども、そういうところをきちんと指導し教育をしていくのが、学校教育ではなくて社会教育の一番大切なところだとも私は思いますし、そういったところを、同じバーベキュー、違う団体、例えばグラウンドゴルフ、ゲートボールやっているお年寄りの団体とスポーツ少年団でサッカーなり野球なりをやっている、お孫さんに当たるような団体とがたまたま偶然一緒になって、そういうところでお年寄りにいろいろ教えていただいたり、意見をもらったりしながら後片づけ等も指導していただければ、私は学校で習う勉強以上に価値のある当然施設だと、そのように思います。ぜひとも前向きに検討していただきたいと思っております。

3つ目の近道ですが、これは後日、また日を改めてということにさせていただきます、次の質問。質問が前後しますけれども、合併問題について町長にお伺いしたいと思います。私の持っている認識ですと、金子町長は、西邑楽3町の合併を強く望んでいるのかなと、そんなような印象を持っておりますけれども、その認識でよろしいでしょうか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

合併問題について、私の西邑楽3町での合併ということの考え方でありませけれども、昨年8月の末に私が町長選の立候補の表明の中で、実は西邑楽3町の合併も推進をしていきたいというような考え方で当時はあったわけでありませ。しかし、合併というのは、そのときにやはり状況というのが変わるということは当然あり得ることだろうと思っております。現に西邑楽3町の1町であります大泉町等におきましては、新聞報道等によれば、太田市との合併ということの確認書まで取り交わしをして、現在組織の機構の中でも合併を推進するための組織等も決めたようであります。そういった状況を考えますと、現時点、西邑楽3町の合併ということはまず不可能だというふうに考えております。当時、私は選挙戦の約束の中で表明したわけでありませけれども、その西邑楽3町ということを進める金子にぜひ支持したいということの有権者の方も多々あるだろうと思っておりますが、しかし現時点での合併問題については、西邑楽3町の合併については不可能だというふうな認識を持っております。

以上です。

○横山英雄議長 田部井議員。

○1番 田部井健二議員 今のお話を伺いますと、私の認識を大きく変えなければならないのかなと、そんなふうに思いますけれども、私は合併の枠組みというのは非常に難しい。現時点では率直なところ、この町では合併議論がされる時期にないと、そんなふうな判断をしております。いましばらく時間的な猶予を与えないと、ますます混乱、混迷の途に行ってしまうのかなと、そんなふうに思いますけれども、町長にはこれから先、西邑楽3町ではなくて、どのような合併、道筋を立てたいのか、ご意見ありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

合併についてのこれからの町としての考え方というお尋ねですが、西邑楽3町の合併については、ただいま申し上げました。現在、実は過日にもご報告をいたしました。館林の市長のほうから、私の案ということで、私案ということでありませが、実は1市4町の合併ということの、そして期日も特例法が期限であります平成22年の3月までというような私案の考え方も実は私のところへ持ってきていただき、渡していただきました。しかし、今、議員がご指摘をされますように、合併の問題というのは、これは大変難しいといひませか、将来にわたって間違いのないような合併ということが必要でありませし、そういう点では、今、議員が言われましたように、現時点で町の状況を考えますと、その合併の問題が果たして1市4町でいいのだろうか。あるいは、もっと大きな合併が必要なのかということは、当然これから議論を深めていかなければならない問題だというふう

思っています。

国のほうも、15年、16年を目途に、いわゆる道州制というような議論もされているようです。これが実現なるかどうかは別といたしましても、やはりそういうことを考えてみますと、あるいはこれからの財政の問題、三位一体改革の税源の移譲の問題等いろいろ考えていきますと、やはり慎重に考えていかなければならない。その道筋ということになるわけですが、それについては当然のことですけれども、住民の皆さんの意見を十分に聞き、また住民の代表である議員の皆さんの意見も十分聞いた上で、これは慎重にその方向性ということを考えていかなければならないのかな、こんなふうに思っています。現時点での町における合併については、議員がご指摘のように、その合併についての議論というのは、まだ十分といたしますか、十分なものではないように感じます。そういった時期が来たときには、皆さんとともに、皆さんの意見を十分聞いた中で間違いのない方向へ道筋を考えていければ、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 田部井議員。

○1番 田部井健二議員 いずれにいたしましても、いずれは避けて通れない道かなと、そんなふうには思いますけれども、町長の言う間違いない、でも結局のところ、何が正解で、何が不正解かは、歴史を過ぎてみないとわからない部分もあると思います。一番重要なことは、合併議論をするときには町長はしっかりと議会のほうに顔を向け、そして町民のほうに耳を傾け、そういう揺るがぬ態度といたしますか、議会としっかりと対話のできる、そういう信頼関係をつくることが私は一番大切なことかなと。具体的な話は、私は若干延びてもいたし方ないかなと、そんなふうに認識を持っております。

最後の質問に入りますけれども、激動といいましょうか、何といいましょうか、ことしになって、審議未了、暫定予算、そして臨時議会での予算否決、議会での予算特別委員会をつくった上での、つい先日、13日にいよいよ予算が可決をされました。この一連の動き。まず、町長が総括をさせていただきまして、どんなふうにお思いになるか、お聞きをしたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

今ご質問の中で、3月6日から始まりました3月の定例議会で、この中で上程をいたしました平成20年度の当初予算案について廃案という形で、そしてその後、6月までの3カ月間の暫定予算ということ、そしてまた5月の19日の予算案の否決ということでございまして、そういう点では、ただいま議員が前の質問でもありましたように、議員の皆さんとの理解といたしますか、そういうことでの、ある意味で大変申しわけなく、そして真摯に、今までの状況についてはこれからの町の行財政運営についても十分ご理解がいただけるような形で、これからの事業運営に当たっていきたい、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 田部井議員。

○1番 田部井健二議員 私は過日の予算賛成討論の中でも申しましたように、混乱の一番の要因は町長の言動にあると、一番最後に意見を申し上げました。私は昨年12月27日、動議が出されまして、金子町長、裁判に対する取り消しと謝罪の動議。圧倒的な多数をもちまして、これが動議可決を見ております。この件が、まず決まりがついていない、これが一番の原因かなと私自身は感じておりました。そして、起きたことが、審議未了、町始まって以来の暫定予算の中での船出、あげくの果てが臨時議会を開いてまでも予算が否決。職員に至っては今度5度目の予算書。5回、予算書をつくり直しをさせられた上での可決。住民に至っては、各種団体、暫定予算の中でなかなか助成金、補助金が出てこない。長引く暫定予算の中で、住民生活にもじんわり、じんわり、影響が出ていると、そんな話も伺っております。私はやっぱり、この際、町長はそういったところをしっかりと受けとめまして、一度きちっとリセットされ、そういうことがこの先、動議として出されたり、議場で議論として上がらないように、私はしっかりと注意をされるべきだと思いますけれども、もう一度、町長、いかがでしょうか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

昨年12月の27日に一般質問の中で、私の質問に対しての発言の取り消しと謝罪を求める動議が出されまして、可決をされました。私は、この可決については大変重く受けとめているところであります。その後において、平成20年度の予算の3月議会での廃案、5月臨時議会での否決など、大変町の町民生活に多大なご迷惑をおかけしたところでごさいます。この問題につきましては、私は町政運営を預かる責任者として深くおわびを申し上げるところでもございます。大変申しわけありませんでした。

そのような状況でありますので、今後の行財政運営につきましては、議員の皆さんのご理解をいただく中で、町の責任者として、そして誤りのない運営に努めていくということで考えてまいりたいと思っておりますので、どうぞ、これからいろいろ至らない点、言動等についてありましたら、ぜひご指導賜りますようお願いを申し上げたいと思っております。大変申しわけありませんでした。

○横山英雄議長 田部井議員。

○1番 田部井健二議員 今回の町長の答弁は、動議、可決並びに職員に対しては5度にわたる予算書の作成、そして各種団体、町民と申しましうか、住民と申しましうか、暫定予算の中で不自由をおかけした、その辺すべてを総じての謝罪と、そのように受け取ってもよろしいのでしょうか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 町長として大変至らない点が多くあったということで受けとめていただいて結構で

す。

○横山英雄議長 田部井議員。

○1番 田部井健二議員 最後になりますけれども、私はこの町民から与えられました新しい立派な議場の中で、町行政や公の議案等に関係のない個々の問題や、法廷と見間違ふような議論が決してなされるべきでないと考えております。町長には、これから町行政を運営していくに当たり、そういうことが二度と起こらないよう、しっかりと注意をした中で進めていただきたいと思います。

本日は大変貴重なお時間をいただきまして一般質問させていただきました。私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午前10時46分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前11時01分 再開〕

◇ 黒川洋子議員

○横山英雄議長 2番、黒川洋子議員。

〔2番 黒川洋子議員登壇〕

○2番 黒川洋子議員 通告に従い質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、先ほど田部井議員のほうからも出ておりました、今年度中止となった海外交流についてお尋ねをいたします。3点ほど内容をお尋ねをさせていただきたいと思います。

1点目の中止決定に至る経過については、先ほどの答弁がございましたので、その後の中学生本人や、あるいは親御さん、PTA等からの反応があったかどうか。あったとすれば、どういう反応であったかをお聞きしたいと思います。

それから、もう一点、町長からも答弁がありましたけれども、3月、また5月の臨時議会を経て、予算が拮抗している議会において、もちろん町長は5月の臨時議会は可決の見込みを持って臨まれたとは思いますが、大変賛否拮抗する中での議会でございますので、否決になった場合、中止にせざるを得ないという認識を、教育長は先ほど委員会の中で話をしていたというお話がありましたが、残念ながら私個人としてはそういう認識を持てなかったのですが、説明は十分と考えていらっしゃるでしょうか。

また、結果論になってしまいますが、町長はその間、議決、5月の予算案否決のその議決を得るまでの間、この事業に対して何らかの活路を見出すための打てる手だては全くなかったとお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○横山英雄議長 川田教育長。

〔川田定昭教育長登壇〕

○川田定昭教育長 お答えいたします。

まず、第1点目ですけれども、中止決定後の子供や親、保護者の反応はどうだったかというご質問だと思いますが、私のほうで把握している件については、1件だけ、子供のほうからメールが届きまして、ぜひやってくれというような中身でございました。先ほど議員からもお話がありましたように、自分で一生懸命お金をためたのかどうか、中身的にはわかりませんが、お金は全額出してもいいようなことも、そのメールの中には入っていました。そんなことが1件あっただけで、その他、保護者から、学校を通して、私どものほうには意見としては入っていないという状況であります。

それから、次の質問ですが、説明が十分だったかということなのですけれども、一応私どももそれぞれの立場の方にはご連絡をして、こういう状況だということをお話をして、そして対応をしたつもりであります。それが十分だったかどうかは何とも言いようがありませんけれども、私は私なりにそれぞれの方々にお話をしてきたというつもりでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、あとは町長との関係の話がありましたけれども、これは町長にもその旨は伝えたつもりですし、ただ、何といたしても予算が認められない限り、もうこの段階で認められない限りでは、到底時間的に間に合わないということで理解をしてくださいということでお話をした経緯があります。

以上です。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

5月19日の以前の町長の手だての考え方ということですが、私は第1回の国際交流、オーストラリア、シドニー市で行われました国際交流の第1回の団長として訪問した経緯があります。このときの趣旨といいますか、考え方というのは、やはりこれから国際的な感覚を身につけて世界で働く、あるいは世界に向かって進んでいくというような考え方が必要であろうという趣旨だったと思ひます。そのようなことを考えますと、私はこの国際交流の事業については、やはり幅広く、そして広い知識を持った中での児童生徒の育成というのは必要であることでもありますし、これからますます国際交流が盛んになってくるということを考えますれば、やはりこの事業というのは大変大事な事業だという認識の上に立ちまして、いろいろ財源的な面はありましたけれども、昨年までは補助金を15万ということでありましたが、20年度においては10万ということで、ぜひお願ひをした中で、生徒には十分研さんを積んできていただきたい、そんな思いで上程をさせていただいた、このよう

な考え方であります。

○横山英雄議長 黒川議員。

○2番 黒川洋子議員 今回の夏休みの海外交流を楽しみに学業を頑張ってきた子供たちのことを思うと、たとえ限られた人数とはいえ、この経過から見て大変残念に、申しわけない結果になってしまったと思っております。今年度の予算は今議会で可決されましたが、今までの流れの中で、町長に対する議員の強い不信感があり、裁判の件では今でも何度も議員から質問がなされ、また謝罪の動議もなされましたが、町長はこれ以上、町政への決して好ましいとは残念ながら言いがたい影響を考え、ご自分のためだけでなく、町民のために判断をしていっていただきたいと思っております。

次に、2番目の質問に入らせていただきます。学校で使われる副教材等についてお尋ねをいたします。物を大事に使うという当たり前のことが、学校という現場でまだまだ生かされていないのではないかと思っております。例えば副教材ですが、小学校ではたくさんものを入学時に購入をいたします。裁縫箱やピアノカ、彫刻刀、算数セット、たくさんのその他いろいろなものが使われ、父兄は1万円以上の出費をしてその購入をすると聞いておりますが、算数セットですけれども、これはお借りしてきましたが、私も経験がありますが、大変に細かい名前をおはじきの1個1個、それからカードの1枚1枚等に張るという作業が父兄にはありまして、父兄にとっては内職同様の労作業になっております。こうした手間、エネルギーを削減することもまた大事なことから思われます。

それから、同時に、業者が毎年少しずつ、色や形、中身は同じなのでしょうけれども、授業に差し支えはないと思われませんが、少しずつ形、色等を変えてくるということで、兄弟がいて、お下がりで使わせたいけれども、ましてぴかぴかの1年生ですから、ぴかぴかの教材で、真っさらで新しくみんなと同じものがそろっていないと、親とすれば、子供に肩身の狭い思いをさせるのではないかと、あるいはみんなと同じでないといじめられてしまうのではないかとというふうな気持ちを持って、お金で済んでしまえば簡単ですから買ってしまおう。結果、卒業してからはごみになってしまうという、物を大事に使うという実践から離れていってしまっているのではないかと危惧しております。ですから、例えば学校のほうから、兄弟でも男女がありますので、男女、どちらが使ってもおかしくないような色のものを業者に頼んで注文をしていただくとか、それから入学説明時、学年会等を通して先生のほうから親にも、子供にも、物を大事に使おうと。多少の違いはカバーできますから、大丈夫ですから、お下がりをお安心して使わせてくださいという生きた言葉かけをお願いしたいと思っております。

例えば提案ですが、うちにも捨てられないで残っているピアノカが2台ありますけれども、これを生かせば資源だし、捨てればごみという言葉がありますように、例えばのことですけれども、消耗品でない教材については卒業年度に寄附をしていっていただいて、ピアノカでしたら口の吸い口を取りかえれば使えるものがたくさんあると思いますので、教材として学校で使う等の、そういっ

た工夫も考えられるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか、よろしくお願いいたします。

○横山英雄議長 遠藤学校教育課長。

〔遠藤幸夫学校教育課長登壇〕

○遠藤幸夫学校教育課長 答えをいたします。

ただいま管内の小学校、特に算数セット等のことでございますが、物を大事に使う心をもっと大切に育てたらどうかというようなご質問でございますけれども、現在、管内の4小学校では、毎年入学説明時に新年度の新入学児童学用品といたしまして、ただいま議員がおっしゃったように、算数セットや国語ノート、算数ノート等を配布をいたしております。また、これらにつきましては全員に共通な学用品でございますが、特にその中の算数セットにつきましては、ただいまご指摘があったように、毎年、業者が改良を加えているとの報告も受けております。これは教科書の改正に伴うものも当然あるわけでございますが、そういったことを考慮しながら、学校では物によっては使えるものは使い回しをしてほしい、また中身のばら売りもできるようなものを勧めるというような努力もいたしております。ただ、ただいまご指摘があったように、物によっては色や形が変わったりしますと子供が戸惑う場合があります、授業に支障もあるというようなお話も聞いておりますので、それらについては適宜指導をしていきたいというふうには考えております。

また、もう一点のピアノ等のお話ですが、これにつきましては、まさに議員がおっしゃるとおり、これらについては使えば資源ですし、捨てればごみになります。こういったことがないように、さらに学校では、使えるものはどんどん使っていただくということで、現在もやっておりますけれども、さらに推奨をしていってもらうよう指導をしていきたいというふうを考えております。

中学校でも、これと同じようなことが言えるわけですが、中学校のほうでもリコーダーや制服の使い回しを積極的に推奨をいたしております。議員提案の物を大切にするというようなことにつきましては、今後さらに推奨をしていきたいというふうを考えております。

以上です。

○横山英雄議長 黒川議員。

○2番 黒川洋子議員 ただいまご説明ありましたように、算数セットのばら売りが可能であるとか、それから中学校ではリコーダーや制服の使い回しもされているということですので、ご指導をこれからもよろしくお願いしたいと思います。ノーベル平和賞に輝いたワンガリ・マータイ博士も日本にいらして、日本文化の「もったいない」という言葉に大変深く共鳴なさり、「もったいない」は今や国際語になっていると聞いております。私たち大人も、例えば議会や役場、学校等で使う内部資料等のものは紙の無駄を減らす、両面を使う等の節約を徹底しながら、これからの環境問題、エコ社会を実現していく大事な子供たちがお下がりを使うことが恥ずかしいという気持ちから誇らしいという気持ちを持てるように、ぜひ力強い一層の先生方のご熱意あふれるご指導をよろしくお願い

いしたいと思います。

3点目の質問に入ります。私は2度目の質問になりますが、臨時職員の待遇についてでございます。1度目に児童館の職員の待遇について質問させていただきましたが、その後、多分、今の時給は、県で定める最低の時給ではないかと思われま。また、繰り返しになりますが、そこにいなくては運営が成り立たないようなベテランの職員の方も、初めての新年度採用の方も、同じ時給と伺っておりますが、この待遇の改善を求めましたが、その後いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○横山英雄議長 堀井総務課長。

〔堀井 隆総務課長登壇〕

○堀井 隆総務課長 お答えいたします。

平成19年の12月議会において、児童館職員の臨時職員の方の待遇改善についてのご質問がありました。その後、平成20年4月から、時給でお願いしている第1種臨時職員につきましては、時給750円から800円に改善を図ってきたところでございます。また、休暇等につきましても、平成19年4月から、親族の忌引等についても職員と同じような取り扱いに改善してきたところでございます。

以上です。

○横山英雄議長 黒川議員。

○2番 黒川洋子議員 大変にありがたいと思います。人は石垣、人は城という言葉もございます。本当にその任に当たってご努力をなさっていらっしゃる人材、人に関しての待遇の見直しというもの、これからの活気ある邑楽町行政をつくる上でも大変に重要だと思われま。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひま。

以上で質問を終わります。

◇ 小 倉 修 議 員

○横山英雄議長 11番、小倉修議員。

〔11番 小倉 修議員登壇〕

○11番 小倉 修議員 平成20年度の予算も議会を今回通過いたしまして、先ほどの質問の中で、選挙だとか、そしてまた裁判のことが大分出ていましたけれども、裁判のことにつきましては、私は絶対にあなたを許すことはできません。しかしながら、平成20年度の予算とは全く別でございます。私も特別予算委員長として責任を持った中で、町民の生活を、痛みや支障があってはならないと考えた中で特別予算委員長を受け、今回に至るまで一生懸命尽くしてきたというような考えを持っております。だれしものが町民が考えていることは、将来の町を考えて、国や県、国にお世話になったり、国に頼ったり、県に頼ったりすることはこれから難しいのではないかと。できるだけ節約した中で、財政調整基金はできるだけ災害等のために残し、将来の町を考えた中で、みんなの貯金を処分することはいけないのではないかと。できるだけ減らしましょう、歳出を。そのようになって、まだ

まだ甘い面がある。執行部の皆さん、税金なり何なり払う立場になって考えれば、湯水のごとく予算を使ってはならない。来年度は少しでも繰越金、財布の中にたまるように。予算が通ったのだから使ってしまうべやと、そういうことではなくて、私は繰越金が来年度はこんなに出たのかというような考えの中で予算執行、事業執行に皆さんは臨んでもらいたい。

通告に従いまして一般質問を始めたいと思います。町長に伺いますが、さきの町長久保田氏は、選挙が終わったと同時に、選挙が終わって間もなく、石井収入役を任命し、自分の公約、大きな公約、庁舎は26億円以内で建てるのだと。町民のための金だから、1円でも無駄なく、使い勝手のよい、機能的な庁舎を建てるのだということで、石井副町長と久保田町長は一生懸命やって、このような立派な庁舎ができたとは私は思っております。あなたは一生懸命反対なさいましたけれども、皮肉にもこんな結果になったわけですが、あなたは公約を大分逸脱しております。前町長は、公約にのっとなって、町民との約束、健保センターにいたしましてもそうです。庁舎にいたしましてもそうです。4年というのは、あっという間でございます。町民はみんな待っておるのです、公約を。庁舎にしてもそうでございます。もう12月から6月ですから、8分の1は経過ですよ。あなた、公約についてどのように思いますか。まずもってお聞かせ願いたい。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

私、昨年12月の町長選挙に当たりまして、町民の皆さんに6つの約束ということでお約束いたしました。この約束の実行については、ただいま議員がおっしゃられましたように、大変6カ月も経過はしたわけでありましてけれども、その私に与えられた時間の中で一つ一つ、町民の方に約束した点についてはやり遂げていきたい、努力をしていきたい、こんなふうに思っています。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 一つ一つなし遂げていきたいと。私の感じているところは、公約よりも、あなたは町長になるための言葉、なれば、なるために何でも言おうと、そんな感じがして私はならないのです。前にあなたが議員の当時、前町長に不信任案を出して、提出者がやめた議員でございます。あなたはそれに賛同者となって、前町長に、おまえは町長やめろと不信任案をぶつけたことがありましたね、当然否決になりましたが。その方が、提出者が言ったこと、覚えていますか。あなたと一緒に行動した方ですよ。公約は破るためにあると。神聖なる議場の場で、公約は破るためにあるのだと、そんなたわけたことを言った人と。私は公約は守るためにあると思っていますのです。公約は破るためにあるのだと言った方とあなたは、久保田町長に対し、1年たったら不信任案を出しましたね。その公約は破るためにある。あなたもそんな考えかなと私は思っているのですが、いかがですか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

公約は破るためにあるというふうなお話ですが、これはそのときの、特に長に対しては、いわゆるマニフェストという形での状況が当然盛られる、考え方が盛られるわけであります。その議員が、破るためにあるということは、私も議場におりましたから十分承知をいたしております。しかし、私は公約は自分の考え方を町民の方に訴える。そのことによって、今の職責を与えていただいているということですから、先ほども申し上げましたが、一つ一つ、その約束を守る、また実行に移していく、その努力が私は必要だし、またそのようにこれからも行政運営に努めてまいりたい、こんなふうに思っています。決して破るための考え方はありません。一つ一つ、町民の皆さん、それから議会の皆さんのご支持をいただき、ご理解いただく中で進めてまいりたい、こんなふうに思っています。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 一つ一つ公約を守りながらやっていくと。大変よろしい答えですね。あなたが出した公約というのですか、こういうことしたいということ、きょうは私は自分の考え方を出しません。あなたが町民の方と約束をしたことを守っていただくために今回の質問を私は考えたわけでございます。全部これはあなたが出したやつですね。ここからいきましょう、時間もありますので。2007年、平成19年9月1日、あなたの顔写真が載っておって、立候補のときの内容でございます。その中に、西邑楽3町での合併を実現し、広域合併の住民の意見を聞きながら考えていきたい。何か努力なされましたか、3町合併について。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えをいたします。

先ほども議員にお答えいたしましたけれども、合併ということは相手があるわけです。その中で、その時々によってやはりその動きというのは変わってくるのかな。西邑楽3町の合併についての考え方ですが、そのときは西邑楽3町の合併の問題は特に進んではおりませんでした。私はそのときの考え方としては、3町の合併ということを図っていければというふう考えていたわけであり。しかし、残念なことに現在では3町の1つであります大泉町が太田市との合併ということの確認書も取り交わしたというふうでありますので、これは先ほど議員にお答えをしたということでもあります。

さて、それでは広域のことについてはどうかということですが、これも先ほどもお答えをしたかと思いますが、この広域の合併については、町民の皆さん、あるいは町民を代表する議員の皆さん、そしてそのときの町の合併に対する機運ということも当然あるわけですから、それらを醸成できれば、そのような形で皆さんとともに意見を大事にしていくのがよろしいのかな。国のほうでも大変

財政的なことを考えて、平成22年の3月だと思えますけれども、この特例法が切れるわけです。決してその期限までということでもなく、この将来を見据えた中での合併が邑楽町にとって、住民の方への合併することによって住民サービスがより以上向上するということであれば、やはりそのときの状況に応じて考えていく、これが必要かなと。また、大事なことはなかろうかな、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 当選をしたとき、立候補したときの3町合併というこの内容につきまして、この新聞の内容につきまして、今は大泉が太田のほうを向いていると。先ほどだと、館林の市長が相談に来たと。やはり自分が首長になり、町の方向を決める人間が周りの動きによって、そして私は見るのだと。町民に責任を持たせる。やはり危険があるかもわからないけれども、旗を持って、弾の飛んでくるそばへ行って、町民を誘導し、そして町民の幸せというものを考えた中での将来の町づくりをするのがあなたの役割ではないかなと思います。私は議員のときにも、合併については規模設定、将来の子供や孫がどのぐらいの人口規模と面積が必要なのだ、規模設定が一番重要なのだ。今でも変わっておりません。あなたは周りの動きによって変わらましようという考えでしょう。それは私なりの判断できないから町民に聞きましょうと。私はそうではない。たかが議員ですけども、規模設定、うちの将来の孫が大きくなったときにはどんな町がいいのかな、そこで私は判断しているのです。政令市がいいか、中核市がいいか、特例市がいいか。100万か、50万か、30万か、10万か。そういった規模設定が大事だと私は思っている。今ではないです。それを方向づけるのはあなたなのです。それが大泉が太田と合併になるそうだから考えなくてはならないとか、そんな簡単なもので首長が考えているのでは町民はたまったものではないです。ちゃんと地に足をつけて、将来の町づくり、町の考え方、総合計画もあるでしょう、町は。都市計画もちゃんとあるでしょう、計画が。そういった考え方の中で、将来の町づくりはどのようなものかと考えなければならないでしょう。大泉の顔色見たり、館林の顔色見たり。頭がそんなふらふらしているようなことで、それで3町合併だと。何を考えているのですか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

合併は、議員もご承知のように相手があるわけです。これは当然我が町のほうで具体的な考え方を示したとしても、相手のあることです。したがって、その同意というか、お互いの賛同が得られなければ、そのようには進んでいかないというふうに思っています。

さて、邑楽町の状況を考えてみますと、過去の西邑楽3町の合併の問題もありましたが、この問題はご承知のように破綻したということがあります。住民の方にも生活圏というのが、その地域によっていろいろあるだろうと思っています。すべての住民の方の賛同を得られるということが一番

理想ではありますが、しかしそうにはならないだろうと思っています。過去にも、例えば西邑楽3町を望む方もおられますし、また逆に館林との合併を望んでいるという方もおられるだろうと思います。あるいは、先ほど特例市100万の都市という話も出ましたが、そういった大きな合併を望む住民の方もおられると思います。

だから、そういう状況を考えていくと、それは最終的には議会の中で首長の提案ということをお願いするのはそのとおりでありますけれども、しかしそこまでの状況、いわゆるその具体的に合併をどうするという考え方は、やはりその醸成をする、そういったことを培っていくということがやはり基本になるだろうと思っています。したがって、当然それでは私は館林の合併を望みます、あるいは太田の合併を望みますということであっても、住民の方、それから住民を代表される議員の方の合意形成がなければ進んでいきません。したがって、首長がきちっとこういう方向性を示さないということは、それは当然のことではありますが、その方向性を示す大もとになる住民の方の考え方というのは、私は最大限尊重しなければなりませんし、そのために違った方向に行くというときには、住民の方から、そうではない、こういう方向で行ってほしいというような住民投票ですとか、法定協議会といいますか、話し合いの場の設立ということにもなるわけですので、やはり合併は町民の方の合意形成をまず最優先に考えていく、そのことが大事だろうと、こんなふうに思っています。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 自分の考えた内容がここに載っているのだから、私が考えたことではないです。そして、結果的にあなたは首長になりましたよね。考えを持たない、何もやる気のない、流れによって流れていくような首長についていく町民は大変ですね、これから。しかしながら、今まで邑楽町の歴史の中でもいろんな町長が誕生しておりますけれども、納得を得る、よいものを残す町長もいれば、何も知らないで議会とけんかしながら終わっていく町長もいれば、いろんな方がいてよろしいかと思いますが、やはり一つとして、議員がいたら、半数以上の議員を自分の考えなり何なりで自分に結びつけるような執行部の長でなければ、私はやっていけないのではないかと、大変ではないか。それが首長になるあるじとしての第一条件ではないか、私は思っております。

この中で、いっぱい約束があるのですが、これは全部あなたのです。借金地獄で邑楽町は破綻するのだと。笑っている場合ではないですよ。あなた、金子正一議員と載っているのです、ここへ。3年過ぎました。あなたは邑楽町を破綻させる気ですか。伺います。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

町を破綻させるということは、これはとんでもないことです。むしろ、その破綻をするということ以前に、町の財政運営をいかに考えていくか。町民の方へのサービスを低下させないように考え

ていかなければならないと、こんなふうに思っています。今お示しされた資料は、私の選挙公約でなくて、3町の合併のときに出されたものかなと思いますが、そのような状況をつくり出すということではいけないのではないかという考え方になっていると思います。したがって、私はこれからの行政運営を行っていく上で、先ほども議員からご指摘ありましたけれども、予算が可決をされたから、事業を執行して残金が残ったからそれを全額使うということ考え方は毛頭ありません。むしろ私は、積極的にその予算を最少の中で使わせていただくという考え方であります。現在、財政調整基金等含めて多くの基金がありますが、過去には64億ほどありました。現在では約半分の三十二、三億かなと思います。これを私はできるだけ、特に財政調整基金については財源のあるときは積み、財源のないときにはそれを有効に使わせていただくということは、これは大原則であります。したがって、議員が破綻をさせるつもりかというご質問ですが、私は全くそういうことはありません。ぜひ健全な財政運営を行うように、議員の皆さんを初め町民の皆さんにご理解いただいて、これから進めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 この破綻の関係について、町長のほうから財政問題について出てきたわけでございますが、今回の議会、この審議未了になった議会のことを考えますれば、議会は6億6,200万ですか、財政調整基金を崩してはならぬと。11億8,600万ですか、その町民の貯金を処分してはならないと。邑楽町の条例等を考えれば、著しく収入が減ってもいいと。災害が出たらどうするのだと。長柄小学校みたいに火事なんかあったらどうするのだと。どこかで地震があったらどうするのだと。それから、借金を急に返すということになれば、返済するということになれば財調がいいと。この3つの条件から地方自治法244条ですか、地方自治法から考えた中でそういった邑楽町条例ができています。ですから、まかりならぬということで、議会で審議未了になったような感じがいたしますが、今までは議員というのは、あれもやってくんな、これもやってくんなと、執行部に対して、道路を整備してくんな、側溝をつくってくんな、何をやってくんなと、お願いをする議員がたしか多かったですね。でも、今回は、将来の子供とか孫に借金を残してはしようがない。貯金をはたいてはしようがないと。もうちょっと歳出を考えてくれないかということから始まったことだと私は思います。そうしたらあなたは、議長が、あと今月は2週間もあるのだから何とか検討してもらえないか、71億何千万ですか、それについて、幾らかでも歳出なり財政調整基金を少なくしてください、考えてくださいと言ったのに、前の総務課長が議長に言われて返ってきた答えは、私は直す気はございません。修正して、このままいかせてもらいますと。あなたはそういった答えの中で今回は始まったのです。わかりますか。そうしたら、一日二日たったら5,100万下げましたから、議長、これでよろしいでしょうかと。バナナのたたき売りですよ、あなたの財政の考え方は。どうですか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議員のご質問の経過についてはそのとおりです。私も決して、当初組んだ71億7,100万円の最初の当初予算であります。その中に6億6,200万円の財政調整基金の取り崩しを歳入として見た中で予算を上程させていただきました。このときの経過といいますか、これについては、お答えも以前したかと思いますが、大変新しい新規の事業等が起きている。それらの歳出を埋めるにはどのような形かということです。1つには、議員もご承知のとおり特別会計への繰出金の増加の問題やら、それから新しく起きた事業等が多々あったわけであります。しかし、議員が指摘されますように、財政調整基金を有効に使うということについて、私も議員がおっしゃるとおりです。私も大事に使い、最少の預金の引き落としの中で組んでいきたいということは同じであります。そのような形ですから、決して無駄をするためにということではありませんので、その辺はご理解をいただきたいと思うわけですが、さてその後、この計画をした中で約5,000万ほどの引き落としをしたというのは、減額をしたというのは、議員のほうからも指摘をされましたけれども、旧役場庁舎の解体ということもありました。これらは当初計画した中では、十分な跡地利用の状況、あるいは地域の方々への説明というのは十分ではなかったことでもありますし、まだその段階では、そのようなお話はしてありませんでしたが、私の方としては、あのまま庁舎を建てておいて、後々の保安の問題、管理の問題、何か問題が起こった場合どうなのだろうかということも考え合わせて上程をさせていただいたわけですが、その審議の過程の中で、この点についてはどうでしょうかというようなご質問もありました。したがって、それを減額させていただいてお願いしたという経過であります。現在ではその財政調整基金の取り崩しも約1億5,000万ほどということで、大幅に減額をさせていただきましたが、この裏づけとなる部分については、繰越金、この利用が決算を得ないでおかしいではないかというようなお話もありましたけれども、これらの繰越金を確定額として見込めるということを踏まえた中で、その2分の1を積立金に積んで、財調ゼロというような形にしたわけであります。

したがって、議員がご指摘をされますように、この財政運営については大変、年々歳出で多くなってくる。あわせて歳入では、国なり県からの歳入が大変厳しくなって少なくなっているというような状況でありますから、当面、先ほど申し上げたような形で上程をさせていただいた。しかし、これからは議員がご指摘されますように、なお一層、財政の運営は大変なものになってくるといふふうに認識をしております。したがって、十分意を尽くした中で、担当の課長とも十分煮詰めた上で行財政のスリム化といいますか、改革といいますか、そのような形で進めていきたい、こんなふうには思っております。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 私は、さきの議会の定例会の中で審議未了になったときに、あと幾日、十幾日あるのだから、どうだと、検討してくんなと。検討しませんと。このままいかせていただきます

と言っておいて、2日もたったら、すぐ検討して5,100万下げました、これで何とか議長、お願いしますと。そういった姿勢は芳しくない。バナナのたたき売りで、安くしましよと、そんなようにうかがえるのです。もうちょっと考えた中で予算執行というもの。あなたは、財政的には財政健全化に向けていろいろやるためには、いろいろ課長方々と相談してやると。大変結構なこと。来年のこと、再来年のことを言うとおかしいかもわからぬ。でも、これから町の財政がぐっと伸びていくというようなことは私は決していない。あなた方は気がついていない。議会人の中には気がついていてる人がほとんどでございます。

今回の議会は、町の将来を心配し、考えた中での議会人の提案です。あなたの考えではございません。この1,400万。これもそうですね。1,400万。これも議会で、あなたが約束したこと、退職金は要りませんと約束したことを議会で決めたのです。あなたの公約を守っていただくために議員が決めたのです。それによって15歳未満の医療費が無料化になった。私が決めたなんて言っていたら大間違いです。議会が決めたのです。

それから、心は一つ、町も一つ、地産地消邑楽町ブランドを立ち上げます、そして産業振興課に担い手対策室を設置し、邑楽の米基金創設をするのだと。いろんなことが書いてありますね。私は聞いた中では、ゴロピカリ、群馬県の奨励品種を60キロ当たり。200キロではないかなんて言った人がいましたけれども、きょう。60キロ当たり1万8,000円で買い上げた中で、それは言っていないとか、言っているとかなんていう話になっていますけれども、やはりこうやって紙で残して、産業振興課に担い手対策室するのだと書いてありますよね。百姓、やっと米、今売れるか、売れないかのときですよ。私も一生懸命やっております。自分で言ったことは、一つ一つ守っていかなくてはならないと私は思うのです。あなたはこれについてどのように思いますか。米のことをいかに考えていますか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

地産地消のご質問ですが、私はその土地、邑楽町で生産された農産物は邑楽町で消費をされるといふ、昔の言い方すれば自給自足といえますか、そういう地産地消の推進は必要だろうと思っておりますし、これからもその推進に向けて、生産者、それから消費者の皆さん方にいろいろご意見を聞いたり、あるいはその進め方を考えていきたい、こんなふうに思っています。今、農産物は大変天候に左右をされるわけです。特に昨今の国際的な状況ですとか、そういうのを報道で見ますと、大変自国で生産されたものが輸出をされてこないというようなことで、穀物等も大変暴騰している。これはいろんな要件が重なってそのような形になっているのかなと思っておりますが、しかし邑楽町のことを考えても、そういった地産地消が進んでいけば、ある面では安全で安心な生産者の顔が見えるような、その食糧といえますか、食材といえますか、そういうものが提供できれば、やはり地産地消の問題として進んでいくのではないかと、こんなふうに思っています。

具体的に、今それを進めていく上で組織としてどうかということですが、私はこれについては当然議員が指摘されるように、そういった推進をする組織も必要です。あわせて、これは行政だけでは進めるわけにはいきませんから、関係する経済団体等にもご協力をいただき、そしてまた町内の消費をされる町民の皆さんにもそのような形をぜひ理解をしていただくように、これからの仕事として進めていきたい、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 私も百姓やりながら考えて周りを見てみると、今にも倒れそうな高齢者の方が百姓やっているのですね、いっぱい。カメの甲みたいに背中を丸くして。今の町長の話ですと、選挙のときは、こうやってやるのだ、皆さん、こうやってやりますよと言っておいて、なってしまうと、食糧問題とか、こうだとか、ああだとか、地産地消はこうやっていきたいのだと。私はそうではないと思うのです。私はこの前、田んぼへ来たときに、人が、「修君よ、議員としてどうだ、何考えているのだ」と言ったから、おれだったら俵の袋ぐらいの補助金は町で考える。私はどこかの機会でもそうです。私は公約として、カップめんが100円以上するのに、米1杯の山盛りの食べられる米が100円以下、とんでもない、もっと安い米だ。私はそれは国へ影響を与えられるだけの人間ではない。しかしながら、何か偉い先生方と行き会ったときには、何とか米の値段を考えてくださいよと。私はお願いすると。この前も県知事選挙がございました。あのときも小寺さんと行き会いました。ちゃんとしっかりと、当選しましたら、群馬の米、ぜひとも、農家が今悲鳴上げているのです。少しでも結構ですから何とかしてくださいと、私はお願い申し上げました。あなたは、自分で立つときには、ああだこうだと言っていて、受かってしまうと、あとは食糧問題とか、昔の人が1キロ四方でとれたものは安心だというような、何か人ごとのような話になっていますけれども、百姓は待たないのです。ことし植えたゴロピカリを、あなたが言うとおり、1俵1万8,000円で買ってもらいたいのです、農家はみんな。だから、真っ黒になってやっているのです。それを言うておいて、こういう対策室をつくるだの、どうのこうのなんて言うておいて、受かってしまえば、外国との関係だとか、どうのこうの。私は邑楽町の百姓のことを言っているのです。世界の百姓だとか、どうのこうのではないです。私がやっている百姓のことを考えてもらいたいと言っているのです。あなたはそうではないですよ、さっきの答えは。もう一回答弁してくださいよ。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 ゴロピカリが60キロ1万8,000円という話が、私自身、消費者の方という話をしたと思うのですが、農家からの買い上げが1万8,000円というふう選挙のときにお話をした記憶はないのですけれども、どこでどう、それが変わったかはわかりませんが、いずれにしても、確かに議員が言われるように農家の経営というのは大変です。今までの農家経営等考えていくと、大変国なり県なり、町等の助成といいますが、助成金の部分というのはあるかと思います。国で行

っているその事業がイコールこの現場といいますか、農家に来るわけですけども、いかにその農家経営を安定といいますか、するためにどうしたらいいかという、やはりその施策、考え方というのは私は必要だろうと思っています。それが今すぐにできないと。そのすぐにできないのをすぐやりなさいということも1つの考え方かもしれませんが、先ほども申し上げましたが、公約の中でできるだけ一つ一つその約束を実現するように努力をしていきたいということを申し上げました。したがって、これから担当する産業振興課のほうにも、これは既に地産地消を含めた、あるいは農家に限らず産業面、同じような状況があるようですけども、後継者の問題ですとか、あるいは農家で言えば、耕作ができなくなってしまうような、耕作放棄地になってしまうような優良農地、それをどうするかということも大きな課題かなというふうに思っています。したがって、そういうことを多面的にといいますか、検討する考え方も担当課長には申してあります。したがって、すぐにそれが効果としてあらわれないかもしれませんが、これからの中で一つ一つそれらの状況をつくり出していきたい、その思いは、またそうやっていきたいという思いは、そのお願いしたときと同じですので、ぜひ具体的な状況をつくり出していく中でご理解をいただくように努力をしていきたい、こんなふうに思っています。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 この地産地消にしても、私は無理なことをあなたにお願いしているのではないのです。自分で約束をして、自分でお願いをして、こういうふうにしますと言っていたことをお願いしているのです、あえて、今回私は。あなた、何もする気はないですね。口先だけごまかして。本当にあきれています。自分の給料を半分に、議員にさせられるまでしらばくれていようと。今回もそうです。農家の皆さん。だけれども、農家の皆さん、私みたいに若くてぴちぴちして元気ならいいのですけれども、みんな年輩ですからね。高齢化していますからね。あなたの言ったこと、本当に楽しみにしている農家もいっぱいいるのです。本当に楽しみにしているのです。そうでしょう。邑楽の米、産業振興課に担い手室設置して、そして邑楽の米の基金を創設するのだと。半年たって、田植え一生懸命やっているのだ、こっちは。何も動いていない。背広着て、農家の皆さん、ご苦労さまですって田んぼ回ってれば泥ぶつけられますよ、そんなこと言っていると、高齢者から。私は無理なこと。せめて自分で言ったこと、お願いしたこと、約束したこと、公約でしょう。公約は破るためにあるというのなら結構なのです。私は公約を守るためにある。だから、自分の町議の選挙のときの自分で言ったこと。合併は政令市、中核市、特例市、こういう方向で私は考えているのだということ、今でも変わっていませんよ。大泉があっちへ行ったらどうすべ、館林の市長から相談されたらどうすべだって思っていない。私は私の考えの中で、議員としてこういうような将来に向けて、子供たちのためにこういう合併がいいのだということは変わっておりません。あなたは周りを見ながら、何でも変えたほうがいい。まだまだいっぱい約束事はあるのですけれども、私も議員はまだ3年ありますので。

あと、19号線、この前もお話ししましたよね。19号線、私はそういうこと言っていないとか、何とかと言っていましたけれども、7区の方から手紙をいただきまして、あなたが議会報告会に来たときに、あのままではあれだから、すぐにでも私になればやるようなこと言っていたのだよと。小倉議員よと、手紙もらったのです。7区の集会所へ行って、あなた、そうやって言ったのですか。言ったのであれば、私もいいと思います。あれができることにこしたことはないですから。だから、言ったことは守ってくださいと言っているだけなのです。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

選挙のときに、7区の公民館でその19号線について、私ならすぐやるというお尋ねですが、私はそのような約束をした記憶はありません。ただ、19号線については大変時間が、計画からたっている状況というのは承知をしています。したがって、早急にその運行開始ができるように努力をしていかななくてはならないということは私自身、今も思っておりますし、それ完成に向けて努力をしていきたい、こんなふうに思っています。

現時点では大変多くの地権者の方に協力をいただいておりますが、私もその協力をなかなか理解をいただけないという方のところへも3回ほどお邪魔をしてきました。その原因がどういうことであるかということもいろいろ今聞かせていただいているところでもありますけれども、具体的にその方からもまだお示しというか、それはないものですから、これからもその該当する方のところへ足を運んで、ぜひ協力をしていただけるようお願いするつもりではあります。

過去の事例等を考えますと、今までその解決に向けて責任者の方もお伺いしたのでしょうかということもお聞きしました。結果は残念なお話でしたけれども、私はできるだけ、あれだけの投資をしている部分もありますから、みずから足を運んで、まだ3回だけありますけれども、これからもお邪魔した中で理解をいただくように努力をしていきたい、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 19号線について、首長として、首長になることについて、集会所へ行って、ニンジンぶら下げたのだか、大根ぶら下げたのだか、知らないけれども、責任を、ちゃんと言ったこと、自分で言ったことは自分で覚えているでしょう。ちゃんと守っていただきたい。聞いた人は期待しているわけですので。

それから、この入札の関係もそうです。私は機会あるごとに、これはいっぱい言おうかなと思っています。あと、各位ということで文化ホール、邑楽町文化ホール並びに展示場設置推進協議会会長、どこのだれべえと書いてあります。大分年輩の方ですね。この前も私、話したのですが、久保田町長では基金が積み立ててあるから任期中はできない。長くかかるのだと。金子町議は私たち大勢の前で、町長になれば1期目に建てたいと。この前も言ったでしょう。文化ホール、いつできま

すか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

文化ホールというか、多目的ホールの関係については、前の定例会のときもお答えをしたかと思いますが、任期中にその建設についての道筋をつけていきたい、こういうお答えをしたかと思えます。これについては、議員さんのほうからいろいろなその考え方についてお示しをいただいた経過もあります。現在ある邑楽町公民館の改築と申しますか、改修も1つの選択肢ではないかとか、あるいは今の施設等を有効に活用する方法を模索することということもあったかと思えますが、いずれにいたしましても、過去8,000人からの町民の方からの請願ということが出されて、議会で全会一致で可決をされたという経過もあるようです。そういうことを受けて、前の町長もいろいろその計画について考えてきたということでもあります。したがって、そういった経過を踏まえていけば、やはり検討していくということは必要でもありますし、私はこの任期中にそれらについて、建設までいかなくも、そのことについての道筋というのはきちっとつけていきたい、こんなふうにお答えした経過がありますので、現在もそのような考え方があります。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 この文化ホール並びに展示場設置推進協議会の会長は大分お年をとっております。私は道筋をつくと聞いておりますよ。道筋をつくって、この道筋が消えてしまったらどうするのですか。久保田町長は、前町長は、1期の中で副町長と一緒に庁舎をつくと、大きな事業に向かって、どんな反対があっても、どんな修正があっても貫いて、このような立派な庁舎をつくっております。あなたにお願いをして、あなたに期待をして、文化ホールと、一生懸命努力して考えた方、本当に気の毒ですね。私はこうしたい、こうします、ああします、議会へ出るときは言われたことは必ず守るように自分では考えております。

今回は本当に情けないのですが、私が総務委員長をやっているときに、邑楽町給食センターは、いつ食中毒出てもおかしくない施設だと栄養士さんから言われました。できるだけ早く、子供たちのためにつくっていただきたいと。前の町長も、前の副町長も、そうだなと。一番最初に子供たち、これから町を担う子供のためには、やはり勉強だけではなくて、食べるものもしっかりとしたものを、自校式かセンター方式でつくらなければならなかんべな、小倉君と。そうしたら、今度は食中毒。困ったですね。前町長であれば公約の中に入っていたのです、給食センターは。もうどうするかということまで動いていたでしょう。なりはでかくて、太って、どろんとしたような動きしていましたがけれども、やっていることは早かったですね。約束をちゃんと守りましたね。全く言葉だけではなくて、動きのほうも、町長、副町長と一緒に、今回の食中毒は出ても、今度、ああいっただけだからみんな職員も考えた中で、きちんとした中での子供さんに対する食べ物が与えられ

るのではないかというふうに町民は安心したかもわからないです。給食費払って、かわいい子供に腐ったものをくれて。前の町長なら、もう道筋ではなくて、いつ完成するのだというところまで、私はいていたのではないかなと。非常に残念ですよ。文化ホールにしても、何にしても。約束をして、お願いをして、それで期待して、うちで待っている人たちのことを、あなた、考えないのですか。道筋をつくりますと。その道筋が消えてしまったらどうするのですか。あなたが100%、2期目が受ければ結構ですよ。その保証ないでしょう。道筋の筋をつくったって、次の人が消してしまえば終わりでしょうがね。それでは、あなたはここで約束したことと内容が違うでしょう。どうですか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、過去にそういった文化的な施設を建築してほしいということの要望が多くあったということは、議員もご承知のとおりだと思っています。その建築委員かどうか、ちょっと確かな名称はわかりませんが、その中で私が責任者になればすぐできるというようなお話のようですけれども、これはなかなかそういうことにはなりません。しかし、その建築をする、そういった状況を町民の方につくり上げていくという努力はこれは私はしていきますし、またそれが自分の任期中に実現ができなかったということであっても、やはり先ほど申し上げましたけれども、そういった方向性をお願いをすると、考えていくということは1つの前進になっていくのかなというふうに思っています。議員のご質問、いろいろ聞いておりますと、どうも何と申しますか、多くの事業に協力をいただけないようなふうに、ニュアンスとして私自身聞き取れるわけですが、ぜひこれからいろいろ議員の皆さんに事業等を進めていく上ではご相談もしていきたいと思っておりますので、ご協力をいただければというふうに思います。

給食センターの問題も出ましたけれども、確かに大変老朽化をしております。これが残念なことに、先日、大変不幸なことが起きてしまったわけでありましてけれども、しかし、古いという施設であっても、そこで働いている方々は真剣に、そのようなことが起きてはいけないということで日々努力をし、事業に当たっているわけでありまして。たまたま受け入れた食材の受け入れの段階でということがありましたので、そういう点では受け入れから調理をする細心の注意を払っていかなくてはならない。これは現場の皆さんは十分それを承知をしていることだろうと思っております。したがって、その施設の改築の問題等についても、施設が原因でということだったら大変これはいけないことでもあります。前の町長はそれらの改築に向けてということもあったようではありますが、これからの部分については、先日もお話をしたかと思いますが、教育長のほうにも、その進め方について、どういった進め方がよいのかも含めて、施設の整備、改善ができればということに指示をしたところでもありますので、ぜひそれらが詰まった段階では、またご相談をしたいと思っております。

で、よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上です。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 私は、この事業をやってくださいということを言っているのではなくて、初めて言います。金子町長が約束したこと、公約、約束したことは守っていただきたい。議員がだめだから、議員が予算通さないから、議員が賛成してくれないからできないのだと、そんなことばかりが町内で出ているのです。そうではないでしょう。今回の予算にしたって、あなたのメニュー、新規メニューに載っていないでしょう、町民との約束は。何かありますか。そういった内容が。こうやって、町民の方に選挙やるときに、みんな、私はこうするのだ、ああするのだと言っておいて、その方向に向かっていない。この前も言ったけれども、私はあなたを入れていませんから、別に期待はしていません。しかしながら、あなたに大きな期待をして、あなたに投じた人がいっぱいいるのです。せめて、自分で言ったことは、約束したことは、公約したことは、少しでも1つでも守るような形の中でいかなければ、おかしいでしょう。私は、たかが議員ですけれども、自分で議会のとき、選挙のとき言ったことは決して忘れません。私はあのとき3町合併考えたのだけれども、今、大泉が考えてしまったし、館林が来ているから、また時代、時代で変わるのだと。町民から聞いて考えましょうと。そんな簡単なことで首長が考えていていいのかな。いかがしたものかな。私は何回も言うようだけれども、政令市か、中核市か、特例市だと、100万か、30万か、10万だと、せめて。そういったことは絶対曲げる気はございません、私は。これは町民に約束して議会に上げてもらったと。百姓のことは、1円でも米が上がるように、偉い人と行き会ったらお願いしますと。私はそのようにやっていますよ。おかげさまで、611名の支持を受けた中で議員にさせてもらったのです。あなたは、町長選のときは、こうします、ああします、あなたの言うとおりに、こうしますって、ピラいっぱい出しておいて何もやっていないではないですか、6カ月たっても。それは町は動いているでしょう、いろんな面で、みんな課長の方々がやっていますので。でも、その中で、予算の中でも自分が町民に約束したことは、できる、できないは別として、努力をして表に出すだけの考えがなければ、私は首長としていかがしたものかなと、そんなふうに思います。

議長、これで1問目のあれは24分ですから、2問目残しますので。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午後 零時31分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 1時40分 再開〕

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 午前の関係につきましては、公約につきましては伺ったわけでございます。まだまだ私の納得の得られるような回答は全く出ておりません。時間等もございますので、次の関係に入っていきたいなと思います。

裁判について。先月の5月17日ですか、公約ということで、町長室の開放と、伺ってまいりました。あなたはどう思いますか。どういうことだと思われましたか、17日は。よかったですか。伺います。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 5月17日の日は、これは私の選挙の公約でもありました町長室の開放ということで、開放させていただいたわけでありますけれども、特にそこに4名の方がおいでになりまして、今ご質問あった件についていろいろ話し合いをさせていただいたというところでございます。そのことについて、特にどうかということのご質問ですが、特にどのような状況でのご質問か、ちょっとつかめませんので、またその状況によってお答えをいたしたいと思います。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 17日は楽しみながらこの町役場へ伺って、町長室とやりに初めて入らせていただきましたが、あそこに入った途端に私の感じたことは、ここへは久保田町長が入ってもらえればなど。そこを一番感じながら入らせていただきましたが、その途中の中で、話の途中の中、最後のほうで、私は放棄という意味がわからないと。放棄というのはどういうのでしょうかねと。きょうもここに前の議長がいらっしゃっておりますけれども、何回も言うようですが、本会議で手を挙げて、議長に内容等で止められて、それで若手の議員に辞職勧告を出された。私は賛成した。議会運営委員会では、書類が整っておるからいいのではないかと。それで、600万よこせと訴えられ、議場から離れて訴えられたわけでございます。17日も4人いる人の中の1人が、あなた、それがわからないのでは、野球やっていて20対0で負けていて、途中で放棄してしまって、それで結果的に後から、放棄しないでやっていたら勝てたのだよなと言っているのと同じだと。私もそう思うのです。勝てたのなら放棄なんかすることない。全面降伏なんかすることないのだ。それで、放棄しておいて、あの試合は最後までやっていたら逆転して勝てた。20対0。放棄がわからない人が、この次来るまで、この次だから今度6月21日ですね。私も喜んで伺いたいと思うのですが、21日に聞こうかと思うのですが、この次まで調べておきますと、放棄の意味を。去年の12月27日だったですか、放棄は私は知らないのだと。放棄したのは弁護士がしたので、私は全く知らないのだと。そうしたら今度は、放棄という意味がわからないと。放棄というのはどういうことなのかねと、我々被告に聞く。原告が被告に町長室でそうやって聞くのですね。課長の方々も、どなたかがそのときのテープを配るだなんて配った人がいるらしいけれども、聞きましたか、あなた方。そういう考えの中で、日本の憲法から始まった法律の中で裁判をやって、それで邑楽町の首長たるあるじが、放棄

ってどういうことなのですかと訴えておいて、それでそういうことを聞くということは何かおかしいのではないですか。人をばかにしているか、おちよくっているか、どうかしているか。あなた、放棄というのはわかりましたか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

この件については、3月の定例議会にも小倉議員のほうから同じような内容でのご質問があったかと思います。そのような状況で、私もお答えをした経過があるわけでございますので、そのことでご理解をいただきたいと、こんなふうに思っています。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 私が聞きたいのは、5月17日の、あなた裁判をやって我々を訴えて、裁判やっている途中で放棄して。勝って、小倉君、あなた許してやろうと言うのだったら別ですけども、自分で訴えて、そして放棄をして、そしてこの前の5月17日は、私は放棄という意味がわからないのですよと。この次までに私は調べておきますと。5月17日というのは、まだつい最近ですよ。1カ月たっていないでしょう。ですから、放棄という意味がわかりましたかと聞いているのです。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

5月17日の日は、私を議員の辞職勧告を提案した方が、そのような尋ね方をしたというのは承知しておりまして、野球を例にとつて、こういうことですよということについては伺っているところがございます。私は、そのときに法律的にどうなのだろうかという話はしたことがありますけれども、現時点ではそれが具体的にどういうものかということについては、まだ理解をしていないところがあります。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 まだ理解をしていないところです。あなたね、常識で考えた中で、私が近所の人と私の家で、また他人との裁判事であつて、訴えられて、訴えたのを放棄して、カラカラ逃げて、金を使わせて、時間を使わせて、私に辞職勧告を出したのが悪いと。君たちは、あなた方はまだ道義的責任があるのだろうと。だれがそういう裁判をやって、兄弟でもなかなかその後に理解できないという事例もいっぱいありますよ。あなたと僕は他人であつて、私は選ばれた議員ですよ。私も町民から選ばれているのです、あなたも選ばれているでしょうけれども。そこで、こういった議場の場で、いいか、悪いか、賛成をし、書類が整っておるからいいのではないかと。おれみたいな立派なやつを辞職勧告出しやがって、おれは気分が悪いと。銭もらうべと。あなた、訴えたのですよ。そして、放棄をしたのです。それで、まだ道義的責任があるのだと。それを私は町長です。

それも自分で原因を始めたのですよ。元議長がここにいますけれども、私がつくったのではないのです。議場の場では賛成か、反対かという中で、議会人としては私は賛成したのです。しかし、それが賛成、反対によって否決をされた。あなたの名誉は保たれたのです。だったら、私に対して、賛成したのだから、あなた、辞職勧告出さない、幾らでも私受けますから。あなたは議場から離れて、議会人でありながら、あのときは、裁判所へ持っていたのですよ。裁判所へ持って行って、あげくの果ては放棄。放棄してまでも、あなた方は道義的責任があるのだと。あなたが議員をやめて一般のお勤めへ行ったとか、そういうのであればまだしも、私は手が届かないですから何も言いません。幾ら金を使っても、これはしようがありません。あなたが町長になったということは、私は裁判の結果を考えると絶対に許すことはできません。あなたみたいに勝手な考えを持った人は珍しいですね。自分で訴えたのなら、私が負ければ、裁判の結果で負ければ、1日も残さず議員をやめると言ったでしょう、私は。私が訴えたのではないのです。あなたが訴えたのです。あなたが私を訴えたのです。私を被告にしたのです、あなたが。だったら、堂々と最後までやって、裁判の結果を見て、私は町長になったのだから引き下がりましたなんて、そんな甘い考えではないですよ。裁判というのはそうではないですか。妹に遺産相続で訴えられて金を渡したけれども、後、仲よくやったといううちがありますか。あなたと私は他人ですよ。こんなこと言っては何ですけれども、あなたのお父さんが議長になるときに、私は蛭沼へ泊まりがけで、あなたのお父さん、推した覚えがあるのですよ。1期のときですよ。そのときだって、前後ありましたよ、いろんな問題が。今度は、そのご子息から訴えられて被告になり、そしてあげくの果てに放棄。逃げて行ってしまった人がそこにいるでしょう。私は逃がしませんよ、あなた。私がだめになるか、あなたがだめになるか、あと3年間ありますから、私はしっかりとあなたを見て3年間やっていくつもりでございます。どうですか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

この辞職勧告の決議案、否決をされたということでもあります。その道義的な責任という話もありましたけれども、私は過去の答弁の中でもお答えをしていたかと思うのですけれども、2つ、3つほどその理由があったかと思うのですが、その中の2つの理由について、私自身の気持ちということが大きな原因でありますけれども、そのような状況ではあったわけでありまして、今、小倉議員のほうで、これからの状況ということも話があったわけでありまして、私はこれからの町政運営をしていくということを考えた場合には、やはり先ほどの前の議員にもお答えをしたかと思うのですが、ぜひ町民の皆さんに迷惑がかからないように、町民生活へのサービスが滞らないような形での行政運営をしていきたいというふうに思っておりますので今いろいろご質問されましたけれども、私自身の思いといたしましては、そういったことでこれからの運営を進めていき

い、こんなふうに思っておりますので、お答えをいたします。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 20年度予算もあなたのことを考えて私は賛成したのではない。先ほどの総務課長にも休憩時間の中で言うておりましたけれども、私も町民のことを考えた中での予算特別委員長として、それなりの実行の中で移したわけでございます。あなた個人のことを考えたのであれば絶対に通しません、私は。議員をやめればと言うても通しません。自分で前の町長には不信任案を出しておいて、それは自分を許し、自分で言ったことに対して辞職勧告を出されて、それを許さない。あなたは1人であって2つのことをやっているのです。久保田さんには不信任案を出しているのですよ、あなた、賛成者として。もっといけないことですよ。あなた、久保田町長から、元町長から訴えられたって裁判になりましたよ、完璧に。1人で2つのことをやっているのです。自分で訴えられたら、自分で言われたら訴える。違うのではないですか。周りがみんな止めたにもかかわらず。おれは名誉があるのだと。おれはおれの器量があるのだ、おれを侮辱したと。だから、この議場を離れて裁判所へ行き、みんなと一緒に完璧に勝てるのだと。やりましょう。だんだん、だんだん少なくなって、最後は奥さんが1人。途中では、うちの女房は電話も出られないし、買い物にも行けないなんて話も伝わってきましたよ。私たちが被告で、あなたは原告ですよ。小倉英一家だって、今まで被告人というのは出したことないんです、被告は。あなたのおかげで被告になりましたよ、私は。いい経験もさせていただきました。口先だけでごまかしたって、なかなかこれはごまかし切れようがない。私は思っております。私も腐っても町の議員でございます。あなたのことは絶対に許しませんけれども、町のこと、町の運営、町の方向からすれば、私はあなたに対する憎しみは置いておいて、別に町のことを考える。当たり前のことです。一緒にはできませんよ、こんなことで、町の人に迷惑かけることは。町民の方へは町民の方への考えを持った中で決断をしたから、今回はすばらしい20年度予算が通ったのではないですか。それは、課長の方々がみんなそれなりに考えた中で、まだまだ私は税金を払っている立場からすれば甘いなど。来年、再来年はもっと厳しくなるのではないかと、予算編成が。しかしながら、各課長はそれなりに頑張ってくれたというふうに私は思っているのです。財政調整基金にしても、繰越金にしても。

ですから、あなたは町民がマイナスにならないようにと。そんなのは当然わかっていることですよ。あなたに訴えられた議員の一人としては、私は絶対にあなたを許すわけにはいかない。どこのうちだって、裁判やった結果、裁判は裁判、仲よくやりましょうなんてうちはないですよ。あなたはまだ道義的責任があるのだとか、私には名誉があるのだとか、放棄をしておいてそういったことを言うておられるのです。よく考えてみてください。あなたを支持して、あなたを応援している人が、2年たち、3年たつと、もっと大変な思いになるというか、残念に思う人が多くなってくるのではなからうかと私は思います。

以上で私の一般質問の時間が来ました。どうも、議長、お世話になりました。

◇ 小 島 幸 典 議 員

○横山英雄議長 9番、小島幸典議員。

〔9番 小島幸典議員登壇〕

○9番 小島幸典議員 9番の小島幸典です。議員の責務により、通告どおり一般質問をいたします。

少子高齢化時代到来と叫ばれて久しく、またバブル崩壊後の金融破綻から始まり、経済の混乱と自然環境にあっては、ミャンマーでのサイクロン災害、四川省での大地震、日本にあっては6月14日の岩手・宮城での大地震など、予想もできない惨事が続き、経済界、政界でも、ガソリン税関係での国会混乱、大手有名会社での税の申告漏れや接待タクシー問題や秋葉原通り魔事件を思うと、未来の人間生活にかかわる、私たち議員と行政マンの責任は重大な仕事を負っていると思う次第であります。その1つの仕事として、町民の税金を無駄にすることなく、儉約、節約、奉仕を基本として町財政の立て直しをするために、箱物、またばらまき政治を見直し、邑楽町約100億円の借金の削減と町活性化の研究を進めるための質問に入ります。

まず、1問として町営住宅について質問します。さきの全員協議会での報告事項ということで、参考資料として石打町営住宅建築基本計画を拝見、説明を受けました。関係職員、また住宅運用管理委員会委員の皆さんにはご苦労さまでした。さきに全協でもいろいろと疑問の点を指摘しましたが、まず建築物、3階建てで34戸の説明ですが、敷地面積にマッチしていないのではないかな。その理由は、まずは東向きであるということです。高齢者に対しては、非常に冬の期間は健康面、またそれに維持管理等考えると、先ほど話されたように化石燃料の問題、すごいコスト高で、年金暮らしと。また、この住宅の使用する人たちの経済面から考えると、ちょっと2つぐらい、3つぐらいクエスチョンがつくような状況であると思います。その中で、建設するコスト、それと工期、どのぐらい時間がかかるか。どう考えているか。なぜまた3階建てにしなければならないか。基本的には木造で1階建てのほうが、後の処理、要するに今問題になっている二酸化炭素の問題。木造というのは、育つときに炭酸ガスを吸ってそれで育つから、後で焼却しても、それがプラ・マイ・ゼロになるというような新聞紙上、または報道関係ではうたわわれている状態であります。洞爺湖サミットでもその辺の問題が出てくると思いますけれども、まずは建設のコストと工期。

それと、入居者の条件です。入る入居者の条件、家賃の設定です。それと、これが問題なのですが、駐車場を借りるというような提案を、この間の説明で聞いています。これは、邑楽町の住宅は大体40年前後かかっていますよね。そうすると、これがランニングコスト、駐車場を借りているだけの借地の支払いが1つの例として、あるところでは年間、現時点で300万ぐらい払っているかな。そういうことが40年も続くと、こういう、先ほどだれか話されたように、これからは税金をいかに、100円の金を300円、300円の金を1,000円に使えるか、回転させることでなければ、非常にロスが多くなってくのではないかな。建物だとかいろいろ、公園もそうですけれども、邑楽町

の場合はこれ以上収入がどんどん、どんどんふえるとは限りません。そういう流れの中で考えた場合、生産性のない投資はみんな考えなくてはならないと。そういうことで、担当課長の、私が今話した、どうして3階建てでなくてはならないか。どうして東向きにしくはないか。

それと、入居条件はどのぐらいの家賃を設定するのだと。返済期限はどういうふうにするのだと。その辺のことを説明をお願いします。

○横山英雄議長 横山土木課長。

〔横山正行土木課長登壇〕

○横山正行土木課長 お答えを申し上げます。

まず、先般全協でご説明を申し上げました石打の町営住宅建替基本計画の内容でございます。建物の向きについて東側ではというご質問でございますが、議員もご承知のとおり、石打の町営住宅、特に既存の現在ある住宅の敷地そのものが南北に長い地形の状況でございます。およそ全体面積では4,600平方メートルを超えるぐらいの面積になってございまして、現在、木造平家建ての住宅が10戸ほど残ってございます。当初建設されたのは、昭和41年から43年にかけて22戸建設をされまして、当時耐用年数が20年ということで、一番、昭和43年につくられた住宅でも、昭和63年には耐用年数が満了している状況になってございます。そんな中で古くなったものを取り壊したという経緯もございまして、そういう点では12戸が現在なくなっている状況でございまして、木造一戸建てでございまして、1戸の面積が31.36平方メートルということで、坪に換算をいたしますと10坪を割り込むぐらいの建坪になってございます。具体的に基本計画の中身でございまして、鉄筋コンクリート3階建ての住宅を1棟17戸のものを2棟建設をするという内容でございまして、全体では34戸を計画しております。1棟目と2棟目の間付近にエレベーター棟を設けまして、全体的には34戸の住宅に対してエレベーターを1基で経済性を図っていく、そんな考え方でございます。

なお、議員からもお話しございましたが、3階建ての住宅の1階部分につきまして、12戸について高齢者用の住宅を建設したい、そんな考え方も持ってございまして、敷地内に12台分の駐車場が確保できたらというふうな計画でもございます。さらに、今、ほかの住宅、ほかというのは、町以外の他県も含めまして管理状況を視察いたしますと、実際には1戸当たり、平均的ですが、2台ぐらい車を所有している状況が多いようでございます。したがって、将来に向かって一定程度、駐車場も確保が必要になるということを想定いたしまして、隣接の土地につきまして、およそ1,600平方メートルを超えるぐらいの隣接の1筆でございますが、これらについて借用等ということでお話し申し上げましたが、借りる方法も1つだと思えますし、あるいは当然地権者がいらっしゃいまして、了解が得られれば買収をしていくということも1つの手法と考えられます。

いずれにいたしましても、邑楽町につきましては、ほかの公共交通機関と申しましょうか、なかなかその部分が未発達の部分もございますので、やはり自家用車中心の考え方は残念ながら今後も持っていかなざるを得ないというふうに認識をしているところでもございます。

なお、木造1階建てということで建設すれば十分ではないかというようなご質問もございました。私も基本的には木造で1階建てというのはすばらしいというふうにも思っております。しかしながら、石打住宅をまずもって建て替えをしていくという基本的な考え方の中には、北部地区、特に高島小学校等につきましては児童数が減少している。町全体的にも減少している状況にあるわけですが、特に高島小学校につきましては減少の割合が大きい。しかも、調査によりますと、民間でも住宅の建設というものは行われていまして、いわゆる貸し家住宅の建設の状況につきましても、北部地区につきましては極めて建設が進んでいない。ほかの地区に比べて進んでいない状況も、調査の結果では見受けられました。そういうことからして、将来の北部地区の児童数の確保等を考えた上で、町営住宅建設そのものが児童数の増加に完全につながっていくかどうかはわかりませんが、基本的な考え方といたしまして、いわゆるファミリー世帯、子育て世帯の方にも中心になって入居をしていただくということを想定いたしまして、全体的には34戸の建設ということで、限られた敷地に既存宅地でなければ建築できないというような都市計画法の制約もございまして、上に伸びたということで3階建てが想定されております。

次に、建設計画、工期等についてお答えをいたしたいと思っております。具体的には、現段階ででき上がっておりますのは基本設計というところございまして、まずは初年度に実施設計を作成したいというふうに考えています。次に、1棟17戸のものを2棟つくる計画になっておりますというお話をさせていただきました。したがって、1棟17戸を1年度で、翌年度に残った1棟17戸というようなことで、建築本体を2カ年、それと並行する形で住宅の周辺整備、周りに道路等も整備いたします。さらには、駐車場の整備もしていくということで、一番理想的な建設手法とすれば、全体で3カ年計画でできれば一番よろしいのではないかと考えているところでもございます。

それから、入居の条件でございますが、現行の町営住宅管理条例によりますと、まず収入分位という、ちょっと専門的な言い方で恐縮ですが、収入分位25%、例えば収入分位25%といった場合は、全体を100としたときに収入の低いほうから25%までに該当する方、そんなふうに理解をしていただければと思いますが、25%に相当する収入以下の者、具体的には控除後の所得月額が15万8,000円以下の者、及び高齢者、障害者、子育て世帯等にあつては、収入分位40%以下の者、25から、逆に40%の範囲まで繰り上がる。この場合は、控除後の所得月額が21万4,000円以下となっております。ちなみに子育て世帯で収入分位40%以下というところでモデル的に申し上げますと、夫婦どちらかが仕事を持っていない。さらに、子供2人とした場合、1人以上が未就学児、いわゆる小学校に入学前の子が1人以上いる。しかも、4人家族、これを想定しまして試算をいたしますと、さらに給与所得者という条件を当てはめると、年俸で530万円未満の方が入居可能の所得になってくるといふ試算もございます。

次に、家賃の設定の考え方でございますが、家賃は公営住宅法により決められております。住戸、建屋の面積、それから建物の経過年数等により変動し、同じ住居でも入居者の所得によって家賃が

変動します。現在の家賃の基準に基づいて算出をいたしますと、先般申し上げました基本計画の部分で申し上げますが、高齢者向けの住戸、2DK、12戸設置したいという部分です。これにつきましては1万7,000円から3万3,000円が想定されます。さらに、ファミリー向け住戸、一番大きい面積のものです、3LDK、これは16戸予定をしていますが、2万5,000円から5万円。さらに、ファミリー向け住戸、Lがなく、3DK、6戸ほど予定をしていますが、これにつきましては、2万2,000円から4万2,000円が想定されます。ちなみに近傍同種の家賃、いわゆる民間の家賃等を算定いたしますと、一番大きい3LDKで面積がおおよそ71.18平方メートルぐらいなのですが、民間では8万円ほどになります。

次に、資金計画について申し上げます。地域住宅交付金、補助率45%を受けて実施する場合としてご説明を申し上げます。さらに、全体事業費等につきましては、標準工事費で事業費の算定をしてございます。今回の石打の町営住宅の建て替え事業につきまして、全体で6億円を想定してございます。内訳といたしまして、本体工事、住宅そのものの工事でございますが、34戸想定をして5億円ほど、さらに周辺の道路あるいは駐車場の整備等、あるいは既設の住宅の取り壊し等、附帯工事といたしまして1億円ほど想定をして、全体で6億円でございます。この財源の内訳でございますが、いわゆる交付金等の対象となる事業費につきましては5億4,000万円ぐらいになるかなというふうな想定をしてございます。したがって、残った6,000万円については、まずは町単独の予算、単費を使っていくというような想定をしております、全体事業費で6億円、交付金、国からいただける45%の分が2億4,200万円、そのほか残った部分については起債が認められます。100%起債ということで、2億9,800万円ほどの起債を見込んでございます。起債の償還計画の概要について申し上げます。まず、起債の条件ですが、起債額2億9,800万円を利率年利2.5%、償還期間25年と想定しますと、平均年額にいたしまして約1,642万円の償還、借金を返すお金です。償還するものが1,642万円程度と想定できます。

一方、家賃収入等を試算いたしますと、これは年間でございますが、まず家賃収入が約900万円、想定する算出根拠でございますが、平均家賃を2万5,000円掛ける12カ月、1年が12カ月、さらには34戸で、いわゆる実際には空き家もございしますので、実数の稼働率を90%として想定をした金額が約900万円でございます。

さらに、家賃収入補助、地域住宅交付金の中に家賃低廉化事業というものがございします。いわゆる先ほどちょっと試算で申し上げましたが、民間の同程度の家賃と公営住宅で設定いたしました家賃との差額、これにつきましては、やはりその差額の45%について国が補助する、そういう制度もございします。先ほど申し上げました8万円というのは、一番大きい部屋を想定しておりますので、平均的には7万円と想定いたしまして、7万円と平均的な家賃収入2万5,000円との差額4万5,000円について、12カ月34戸で、いわゆる稼働率90%、それに補助率の45%を掛けますと、地域住宅交付金として年間約740万円ほどいただけるかなというような試算をいたしました。合わせて、年約

1,640万円ほどの収入が見込まれます。建設して、しばらくの間は起債を償還する金額とほぼ同等の収入が可能だというふうなことで、現段階では試算をさせていただきます。

参考ですが、鉄筋コンクリート造を計画しておりますので、その耐用年数につきましては70年を想定させていただきます。家賃につきましては、基本的には年々減少していく、そういうことも考えられます。現段階での、これは計算上ですが、70年後には、先ほど申し上げた、いわゆる物価変動等なしという想定をいたしますと、2万5,000円掛ける3分の1ぐらいの家賃になっていくだろうというふうな想定のものも出ております。

以上でございます。

○横山英雄議長 小島議員。

○9番 小島幸典議員 大変事細かに、また丁重に説明を受けたのですけれども、この計画は、資料によりますと、平成19年の7月23日から第1回以降、会議がずっと持たれてきた中で、現時点に居住している邑楽町の住宅、石打地区にあっては、10戸ですか、そういう人たちの家賃、現時点で払っている家賃、またこれが新しくなったときの家賃の差があるわけで、生活の中でかなりのハプニングというのですか、その辺のことを考えたり、それと今、非常に各町のアパートを経営している人たち、また高島地区の住宅事情を考えると、学校等の子供のことも心配ですけれども、何が何でもこの場所につくるのだということではなくて、122号線の通りのずっと石打地区、旧中野大根村地区、またちょっと観音様の周り等も、これは高島の小学校管内でありますよね。そういう流れの中で、この前も話したけれども、せっかくなのであれば、入る人が、そこで住む人が本当にこの住宅に住んでよかったということでない、定着しなければ、幾ら子供たちをふやそうと思っても、これはいつも変動したり、やっぱりお父さん、どうせお金払うのなら日の当たるところがいいよとか、やっぱり健康で過ごすには、今話された庭つきの家がいいよとなれば、現時点の古い建物を、今少なくとも花壇でも何でもつくれる庭がついていますよね。それで、34戸の鉄筋コンクリートの建物をつくっても、果たして学校の高島地区の小学校の生徒の活性化になるかどうか。それと、お年寄りが本当に喜んで365日住んでいるのに、先ほど話されたように化石燃料の関係と、あとはあそこにお店だとか、そういうのがないことであれば、お年寄りが買い物に行くたって何だあって、その辺のことを考えれば、非常に夢を持たせる建物であるけれども、現実的には民営のあいている建物を町のほうが契約して、それで今話された町の借入金2億何千万の予定だと。

そういう流れの中で、こちらが新しいものをつくれば、今邑楽町は5つその住宅がありますけれども、町営住宅が。こっちも、あっちも、こっちもということで、では長柄地区も中野地区もということが出てきた場合に、非常に調整のかじ取り、町長のかじ取りが容易でないのではないかなと。それでなくても、福祉の関係はかなりお金がこれからかかるようなことでありますので、民営の住宅等のあいているところを契約をして、借りられるか、借りられないかということこれから研究してもらおう。板倉町では、民間の建物を借りる契約をして4月から実施しているそうです。もしこ

の場所へつくるのであれば、私は34戸、何が何でもでかい建物をつくるのではなくて、木造で庭。幾ら低所得者であっても、土が前にあって、朝昼、水をくれる、花とか自分たちで育てられる、そういういやしの生活をしてもらいたいな。そういうことを考えたら、もっと考える余地があるのではないかな。早急に、昨年の7月から会議を何回かやっています、本当にこれはご苦労だなど、役員さんにはご苦労さんだなどと思います。しかし、今話されたランニングコストだとか、空きができてしまったり、そういうことを心配しますと、もっと方法を考えなければ、あと民間に任せて、建て売りをどんどんつくってもらおう。そうすれば、建て売り買った人はそこでずっと長く永住するものだと思います。こういうアパートというのは、ちょっと隣の人が嫌だからとかって、みんな動いたり、そういうあれもありますし、問題は税金を借りられるから、どんどん、どんどん借りてつくりようよという発想は、これからはもうちょっと古いのではないかなと。40年前の発想はもう捨てて、とにかく安くていいものを、また利用者が喜ぶもの。利用者だって、これからそんなにふえないと思うのです。どんどん、どんどん若者が少なくなって、お年寄りの住んでいるところはあいて、そういうことを考えると、本当にいかに100円のを300円使えるか、そういうことを考えれば、この建物の向きとコストと、それと今言ったように入居者の不確定的なことが多過ぎます。そういうことを考えて、民間のあいている建物をいかに利用するか。そういうことも考える中で、また課長には説明してもらわなくてはならないですけども、現時点で邑楽町の住宅に何件ぐらい居住しているか。年齢的に今話された60歳以上の世帯主。すると、若い人たちの世帯主と分けて、わかったらちょっと説明を願います。

それと、今言ったように民間のそういうあいているアパートとのこれからの共存をどういうふうに考えているか、お願いします。

○横山英雄議長 横山土木課長。

〔横山正行土木課長登壇〕

○横山正行土木課長 お答えをいたします。

まず最初に、具体的な事例というか、考え方といたしまして、例えば石打町営住宅を建て替える場合に、現在入居なさっている方が再び新しくできた住宅に入った場合の家賃というようなご質問でございました。基本的には、1つの算定方法がございまして、いわゆる現在払っている家賃、この部分は基本的に払っていただきます。それから、現在の家賃と新しい住宅の家賃、当然新しい住宅のほうが家賃が上がってまいります。その差額の、まず最初の入居年度につきましては6分の1を負担していただく。現家賃プラス6分の1ということで、結果的には、5年を経過すると継続して入居した場合は設定された家賃そのものになっていくということでご理解がいただければというふうに思います。

それから、具体的な事例といたしまして、板倉町では民間の住宅を町営住宅として借り入れをしてやっている現状があるというふうなご指摘でございます。私のほうでも調査をいたしましたとこ

ろ、板倉町では20年4月1日、したがいまして今年度から民間住宅8戸を借りて町営住宅の管理を実施しているようでございます。具体的な借用期間につきましては、10年を想定しているようです。民間の鉄筋コンクリート4階建ての施設でございまして、いわゆる1階の部分は商業用施設になっているようです。2階から4階までが住居になっていまして、その3階部分につきまして全部8戸をそっくり借りたということで、この事業につきましては、先ほど申し上げましたが、地域住宅交付金という大きな事業のくくりがございまして、その中に家賃低廉化事業というのがございまして、いわゆる民間の家賃と町営住宅として、今回の場合で申し上げますと、板倉町が貸し出す家賃の差額につきまして、その差額の45%が補助されるというような事業で進めているということで、これは群馬県では初めてということでございます。

1つこの事業上で大変問題になっているのは、建築費が推定で出さざるを得ないというのですか、実際には平成4年に建てられた建物のように、それを現在つくるということを想定しないと、民間の建築費を想定しないと、耐用年数と、それから経過年数から現存価値等の算定になっていくわけですけれども、その部分での算定が町がやったということで、この部分について将来補助金のチェックを受けたときに、若干整理が実際にまだ残っている状況もあるようです。極めてまだ、その部分について、全自治体で取り組んでいる自治体の事例が少ないということもございまして、まだ明確な手法というか、その辺が整理をされていないところもあるようでございます。

それから、将来の町営住宅のあり方等でございますが、まず町営住宅の現状を申し上げますと、現在5団地ほどございまして、全体で134戸、管理してございます。あわせて、公営住宅という考え方になりますと、県営住宅が54戸ほどございまして、全体では188戸の公営住宅が町内にあるということになります。

平成11年3月に作成された邑楽町住宅マスタープランによりまして、町営住宅につきましては、現行の管理戸数を維持することとし、団地数は現在5団地でございますが、久保林住宅、それから大黒第1、いわゆる町民体育館の西側の団地でございますが、これを用途廃止、いわゆる住宅をやめるという考え方で整理をされています。したがいまして、大黒第2、南保育園の東側の団地、それから植堀、邑楽中学校の鉄道を挟んで北西の団地でございます。それから、北部地区で石打の3団地について建て替えや修繕をするなどして、適正に管理していくのだというふうな整理もされております。引き続き厳しい財政状況が継続した場合には、管理戸数の縮小、あるいは議員ご指摘のように、民間賃貸住宅のストック状況なども考慮に入れながら、敏感に、しかも柔軟な対応が必要になってくると思っております。

それから、現在の町営住宅の入居状況ということでございますが、管理戸数につきましては134戸ということで、実際には入退居が生の数字で来ておりますので、2戸ぐらいが退居して、新しく入居者が入るまでの間の片づける期間ということで、あいている期間があるかと思いますが、基本的な考え方といたしましては、常にすべて満室の状況で、入居待ちの状況になっているところでもご

ざいます。

それから、具体的に入居者の年齢構成については、まことに申しわけありませんが、現在手元に資料がございませんので、詳細な状況については、ちょっと申し上げられませんが、比較的高齢者の方の入居が多くなってございます。1つの考え方として、木造一戸建てが134戸のうち62戸ほどございます。この部分については、基本的に高齢者、あるいは単身の高齢者というのですか、その方も基本的に入居可能という状況になってございますので、平均的にはかなり高齢の方が入居している、そういう状況でございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 小島議員。

○9番 小島幸典議員 いつも私は辛口の質問をするので、課長には本当にいろいろ調査と、また答弁と大変だなと思います。

今、先ほども話されたように、本当に町の経済状態、それと入居者の、今話された、失礼な話ですけれども、古い住居でも利用してもらっている。そういう板挟みの中で、非常に行政のほう、また我々議員のほうも大変だなと思います。そういう中でも、やっぱりお金をできるだけ節約できないかなと。そういうことで、1つ、今石打の住宅の件でもエレベーターをつけますよと。駐車場、借地になりますよと。これエレベーターと借地だけで、ランニングコストがすごくいってしまうのではないかな。それと、再三言いますけれども、東向きというのをこれはやっぱり考えないと、建ててからではもう動かせないですよ。そういう流れの中で、もう一度この辺は考え直す必要があるのだと、また考え直してもらわないと困る。かなではなくて、困る。ということは、平成18年の邑楽町第五次総合計画、これの187ページに、これは町長も編集委員に名前が出ています。これは、いつか私も一般質問で話したと思うのですけれども。

そういうことで、第五次総合計画では下段の記述にこう書いてあります。「施策に効果がみられた場合には、その施策への拡大投資や他施策への類似手法の適用などを検討します。施策に問題点がみられ、効果が薄いような場合には、その原因の解明と施策の方向修正・縮小・廃止・他施策への転換などを検討します。これらのローリングにより、社会・経済情勢や住民ニーズの変化に柔軟に対応しましょうよ」と、こういうことがうたわれているわけです。そういうことを柔軟に、昨年の7月から、だあっと来て、はい、これでやりますよではなくて、つくるのに、みんなだれも反対していないと思うのです。いかにこれからランニングの経費を安く抑えて、安く提供してもらい、安く利用してもらい。そういうことが必要なので、必要だから、もうコストは何でもいいやと。県と国が補助してくれるからいいのだと。補助してくれるといたって、残りの金が、先ほど課長が説明されたように、借りたり、それと今問題になっている基金のほうからおろして使うとか、要は税金なのです。そういうことを考えると、とにかくもう一度、エレベーターではなくて、エレベーターを使えば電気を使います。電気使って、今度は保守管理がかかります。そういうことを考

えた中で、もう一度、みんなで、せっかく委員がいるのですから、こういう議会のほう、またはほかのほうからも意見がありましたけれども、再検討を願います。その辺の再検討と節約をどう考えているか、課長にもう一つ、これは最後の質問なので、この問題に対して聞きたいと思います。

○横山英雄議長 横山土木課長。

〔横山正行土木課長登壇〕

○横山正行土木課長 お答えいたします。

ただいま議員のほうから、石打の町営住宅建替基本計画につきまして見直しをというご指摘をいただいたという理解をしております。基本計画策定に当たっては、町営住宅運用管理委員会にご審議をいただきまして作成されております。今後、実施設計等を行っていく将来的な部分ですが、上では、議員のご意見を十分尊重した中で、将来にわたって財政負担がないように十分踏まえた、しかも入居者に喜んでもらえるような住宅建設がやっていければというふうに考えております。今後ともご指導いただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午後 3時00分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 3時15分 再開〕

○横山英雄議長 小島議員。

○9番 小島幸典議員 続けて、一般質問させていただきます。土木課長にはどうもありがとうございます。

第2問に移らせていただきます。邑楽中学校屋内運動場耐震補強について。改修工事の予算では、3月の予算を見ると、当初予算額は1億8,605万円のうち、銀行等の借入れが1億2,000万円で、国と県の補助金が約2,400万円であります。邑楽町の出金は、基金より4,000万円、一般財源から563万2,000円と読み取れます。6月13日の議会での可決された予算額を見ると、総額の1億8,605万円は変わらないのですが、銀行等の借入れが7,000万円と、約5,000万円減と。国と県の補助金が約5,200万円と、約3,150万円の金額と補助金が増額になっております。基金より4,000万円、一般財源よりも2,005万円であり、これもかなりの工期ですね。かかる費用の、教育長、課長、行政に携わっている町長との努力をたたえたいと思います。

しかし、平成20年5月28日付の朝日新聞です。学校耐震9割国の負担という新聞報道が出ている中で、学校の耐震化問題で、自民、公明、民主、3党の協議が27日にあったと。5月27日にあり、校舎の耐震化工事の補助率を引き上げる特別措置法の改正案を議員立法で提出し、今国会で成立し

ました。その報道の内容ですと、先ほど見せたとおり、9割の負担、国庫補助とうたわれた中で、上記予算額の1億8,605万円の9割補助が国と県から出るよと、町民が思っているのではないかと。私も初めそういうふうに思ったのですけれども、その辺の学校教育課長のほうの説明、正しいいろいろ説明をしてもらわないと、まだわかっていない議員、また一部の町民もわかっていないかなと。その辺の耐震のAからDまでのそういう基準等を説明してもらえればありがたいなと。

それと、工期と工法はどんなふうにするのか。その工期中の子供の練習場のやりくりをどういうふうに考えているか、この辺の質問をしますので、説明をお願いします。

○横山英雄議長 遠藤学校教育課長。

〔遠藤幸夫学校教育課長登壇〕

○遠藤幸夫学校教育課長 それでは、お答えいたします。

先ほど議員のほうから、中国の四川省や岩手・宮城内陸地震について大変な震災があったという報告を受けました。まさに私どもも、そういったことでは学校は児童生徒が1日の大半の過ごす場所でありまして、またこういった災害時には避難場所にもなるということで、この学校施設の安全性の確保については最善の努力をしているところであります。しかし、また、今ご指摘のとおり、学校施設の整備に当たっては多額の財政支出が伴います。そこで、国の補助事業等を積極的に取り入れて推進しているところでもございます。そういった観点から、先ほど新聞報道にありました学校耐震9割国負担というような見出しで5月28日に掲載をされておりました。そこで、今回の町の補助の取り扱いと、この比較等を簡単にご説明申し上げたいと思います。まず、建物の耐震補強にかかわる補助金につきましては、安全・安心な学校づくり交付金として交付をされます。邑楽中学校屋内運動場の場合で計算しますと、現行では国が示す補助単価に補助面積を掛けて得られる金額5,047万4,000円が補助対象額となります。その2分の1、すなわち2,523万7,000円が交付金として国から交付されることとなります。また、先ほどの新聞報道等でありました耐震化工事の補助率を、現在の2分の1から3分の2に引き上げ、交付税措置も拡充し、自治体負担を1割に減らすということが言われておりますが、仮に法改正後の補助率で試算をしますと4,542万6,000円が交付金として交付税の合計となります。これらに対しまして、今回邑楽中学校屋内運動場耐震補強工事につきましては、国の平成19年度補正予算の繰越事業として位置づけられているという特殊性から、交付金対象額の2分の1ではなく、少なく見積もりましても5,000万円程度の交付金が交付される見込みとなっております。これは、交付金対象額のほぼ100%に相当する金額でございます。

以上のことから、政府の19年度補正予算繰越事業としての実施した場合の約5,000万円という交付金見込額は、町としても大変有利なものと考えておるところでございます。

次に、工期につきましてですが、今回の邑楽中学校の屋内運動場耐震工事につきましては、まずこの工法ですが、邑楽中学校の屋内運動場は鉄骨づくりでございます。そこで、鉄骨ブレースでの補強が中心となります。具体的には、鉄骨ブレースを設置いたしまして補強を行うのが54構面、ア

リーナ天井張りに補強揺れどめ及びV字型の方杖を設置して補強を行うのが16カ所、天井張りにブレースを設置して補強を行うのが38構面というような工事となります。

工期につきましてですが、契約の日からおおよそ5カ月間を見込んでおります。現状ですと、主に工事を行うのは2学期に入ってからとなる見通しでございます。したがって、授業中や部活動中の生徒、職員の安全管理に万全を期していきたいと考えております。先ほどご質問にありました部活動については、当分の間、町民体育館、そのほか近くの小学校の体育館等を活用させていただいて対応をしていくように考えております。

以上でございます。

○横山英雄議長 小島議員。

○9番 小島幸典議員 きめ細やかな、またわかりやすい説明をしてくださいます、本当にありがとうございます。

学校の子供に関しては、本当にこれから将来のある、また健康な子供たちを育てるのには、本当にいろいろと神経を使って、また時間をかけてやらなくてはならないかなということで、耐震補強の質問はこれで終わらせていただきます。

続きまして、これは町長の公約でもあります子育て支援の中の第3子出産祝金の予算復活ということで、これは3月の質問でもしたのですけれども、町長は前向きに考え、私のほうも、かなりの譲歩というのですか、何が何でも10万円ということではなくて商品券と。また、そういう商品券を使うことによって、町の商人の活性化、そしてまた若い人たちが町のお店へ出向いていろいろ対話できる、そういう中で商工会もいろいろな意見が聞けるのではないかなと、そういう方法を考えた上であれば、200万、300万投資しても、必ずそれが2倍、3倍に返ってくるという夢があると思うのです。そういうことを考えて、町長にその辺のこれからの早急に出産祝金の公約を果たしてもらいたい。その辺の思いを聞きたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

第3子のお祝い金につきましては、3月の定例議会等でもいろいろご質問をいただいたところでございます。この趣旨というのは、第3子以上の出産をしたことによって、その祝金を支給することによって児童の出産をお祝いする、あわせて次代を担う児童の健全な育成を図ることが盛られておりまして、あわせて地域社会の活性化に寄与するのだということです。大変最近では少子化が進んでおりまして、先日の群馬県の一生のうち女性の方が産む割合というのも1.33、邑楽町の場合、若干上回っているようでありまして、このような状況で大変少なくなっているというような報道もあったわけです。

そこで、私も選挙の約束の中で、平成19年の4月1日からですが、今まで20万円だった祝金が10万

円になったという経過があります。これをもとに予算化したいというような約束をいたしました。3月の議会の中では、具体的に小島議員のほうから今ご質問があったようなことをお受けしたわけでありまして。私は、議員の皆さんのご理解が得られれば、この9月の時点でその予算等の計上をお願いできればというふうを考えているわけです。予算の計上、町民の方の利益になるものについては遡及も許されるというような解釈もあるようですので、即10万円を20万円ということには、あるいは近年の財政状況を考えますと、そこまで可能かどうかはまた別な考え方としまして、少なくともその半額の5万円なり等が、議員の皆さんのご理解をいただいてぜひ復活ができればと、こんなふうに思っています。

そこで、そのお祝いをする具体的な手法ですが、商品券等の今お話もありました。これは町内の商業者に限るということで考えていきますと、その予算が今町内の商業者のほうで使用していただけるという点では一石二鳥的な考え方もあるわけですが、この復活に対する考え方というのも1つの選択肢かと思えます。しかし、1年間に出生する児童といえますか、子供さんの数が35人という人数で実績があるわけでございますので、この35人の子供さん、商品券でやるのが、いろいろ事務的にもあるわけですので、あるいは現金で支給する方法も視野に入れながら、いずれにいたしましても、よりよい方法でその予算復活を図って、ぜひ少子化の子育て環境の充実に向けて取り組んでいきたいという、今思いであります。

終わります。

○横山英雄議長 小島議員。

○9番 小島幸典議員 町長から今前向きな姿勢が初めて言葉として出たのですけれども、これはおくれればおくれるほど対象者がふえていくことなのですよ。知ってのとおり19年度の4月から削減して、この問題については、昨年度の3月、19年の3月、このときに私が何度も言いますが、3月31日に産まれた子と4月1日に産まれた子が、それでは差別になってしまうのではないですか、おかしいですよ、そういうことを私は久保田町長にも話をした経過があります、昨年3月は久保田町長ですから。そういう流れの中で、当時、金子議員であった、厚生環境委員長でしたよね。これは私、なぜそれを言わなくてはならないかといいますと、12月の私の一般質問の中で町長は、町長なりたてだから、ちょっと大変いろいろな仕事の中での言葉の誤りかな、また記憶の誤りかなと思うのですけれども、小島議員も私も同じ厚生環境委員会の中での発言云々という部分が、この町長の答えの中にあります。これは別に責めるとか、そういうのではなくて、私にも支持者がありますから、小島厚生環境委員になっていて何で削減してしまったのだと言われるのは困るので、この場をかりて、私自身で訂正します。このときは私は厚生環境委員ではなくて、昨年3月は厚生環境委員ではなくて、皆さん知ってのとおり総務文教委員でした。だから、久保田町長に私は、昨年3月、それはひどいではないですかと。委員たちもどうなっているのですかということで、後のやりとりが謝れということで、私は謝った経過があります。だけれども、本当に大事なものは、何

回もこの場で発言させてもらっていますけれども、怒の心、相手を思いやる心がなければ、人間の営みなんていうのは本当に人情紙風船ですよ。相手を思うことがあれば、相手に思われる。そういうことを含めて、私は町長とこの第3子の祝金の問題で、知ってのとおり1年間も論争していたわけです。ようやく私も町長のことを思ったから、商品券でもいいのではないですかと。10万円ではなくて、5万円だっていいのではないですかというような意味を話したわけです。そういう流れの中で、現金云々ということも先ほど町長言っていますけれども、私は現時点では、やはり邑楽町の商業関係のことを考えたり、若い人たちが、町の商人、または町の人たちがどういう人がいるのかなというようなことで人と人が交わることが大事ではないかなと。先ほど黒川議員だとか田部井議員が言ったように、本当に人との接触が最近少なくなっています。インターネットだ、やれメールだなんていうことで。そういうことを含めて、教育の立場、社会現象の立場からあれば、町長、やっぱりこれは、現金も大事ですけども、後から補てんするものに対して私は商品券を進めます。そういうことで、その辺の考え、もう一回確認したいと思うので、お答えを願いたい。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

昨年の12月の質問の中で、今、小島議員が指摘をされましたように、そのような回答したかと思っています。大変失礼いたしました。その祝金の支給の方法については、先ほど申し上げましたけれども、選択肢が幾つかあるかと思えます。今、小島議員が指摘をされましたような手法ということも十分視野に入れた中で予算計上等について、ぜひご理解いただくように努力をいたします。

以上でございます。

○横山英雄議長 小島議員。

○9番 小島幸典議員 大変心に響く、また前進的なことを聞きましたので、ぜひ次のステップとして決定ができることをお願いして、きょうの私の一般質問を終わりにいたします。どうもありがとうございます。

◇ 本 間 恵 治 議 員

○横山英雄議長 13番、本間恵治議員。

〔13番 本間恵治議員登壇〕

○13番 本間恵治議員 発言通告に従いまして、順次発言をさせていただきたいと思えます。13番の本間です。

まず最初に、町に対する裁判の現状についてということで提出しましたけれども、現在、町が訴えられている裁判がございます。その裁判についての経過、経緯を報告させていただきたいと思えます。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

町に対しての裁判についてのお尋ねですが、この裁判については平成18年の9月11日、それから10月13日ということで、山本理顕設計工場ほか24名の損害賠償請求事件が東京地方裁判所のほうに提訴をされたということでございます。それから、もう一件につきましては、平成18年の9月11日に山本理顕設計工場から、これは請負代金の請求事件ということで、やはり東京地方裁判所民事部のほうへ訴状が出されているという状況でございます。その後、これは平成20年の4月7日に弁論準備が開かれまして、そのときは相手方から具体的には和解についてということのお話が以前にあったようでありますけれども、そのことについて和解ができないということで現在進んでおりまして、5月20日には相手方から証人申請が出され、その証人申請が採用されたということが報告として来ております。それから、請負代金請求事件につきましては、20年の4月18日に、やはり和解についての話し合いがあったようですけれども、これにつきましても和解ができないということで、平成20年の6月2日に法廷が開かれた。その結果、8月29日午後1時半から、それから9月19日午後1時半から、それぞれ証人の尋問が予定されている。そのような状況でございます。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 今聞きましたとおりなのです。そうしたら、それに対して今後の町としてのそれに対する取り組み、対応についてお伺いしたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

そのような経過でありますけれども、これからどのような対応をとということでございます。この事案2件につきましては、町のほうでも代理人を立てまして、その代理人の先生に委任をしているというところがございますので、これからのその審理の内容がどのような形になっていくか、十分わからないわけですが、先生、代理人に一任をした中で、もちろん一任をするとはいえ、やはり今までの過去の状況等があるわけですから、それらを十分審理の内容として代理人の先生にはお伝えをする、そういう状況になろうかと思っております。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 この町に対する裁判については、ここまで来る経緯の中にはいろんな布石がございまして。例えば、町を住民が訴えると。そのみんなで考える会の代表、山田さんがおりますけれども、邑楽町役場庁舎等建設委員会委員の地位確認請求事件、そして予算執行差しとめ請求事件等、訴えを起こしました。これも皆、清水弁護士です。現在も山本理顕がかかわっている弁護士も清水弁護士です。そして、私が訴えられました、金子町長が議員のときに訴えられました弁護士も

清水弁護士です。そして、みんなで考える会が訴えを起こして、1つは棄却されましたので、上告しないということは敗訴を認めたことです。そして、2つについては取り下げたのですね。町の町民の血税の中から320万何がしの弁護士費用が出ていると思います。ただ、訴えておいて、歩が悪ければ引いて、そのままおしまいと。私は、町民の皆さんの血税を費やして対応してきたその結果をどう重く考えて受けとめているか。その人たちの考えを本当は聞きたいです。私たちが訴えられた事件についても清水弁護士でした。そして、この議場の中で、場所は違いましたけれども、「本間さん、聞きたいことがある」と議場の中へ弁護士が入ってきたり、傍聴席から「うるさくて聞けない、議長」、そういう話までしているのですよね。それは議事録にも残っています。

今、町長から報告を受けた限りでは、久保田町長のときには、ほぼ向こうが沈静化して身を引いていくのではないかとというふうな形で音信不通だったのです。それが、金子町長になった途端、向こうから和解という話を出してきたのが、和解ができないと言ってきた。不思議ですよ。そういう現状を町民の皆さんが一人一人考えたときに、何か裏があるのではないかと、そう思われても私は仕方のない現実があるのではないかとというふうにも思います。そういう点で、金子町長になったら、向こうが息を吹き返して、そういうふうになってきているのです。過去の経過の中には、石井副町長と、それから総務課長の小林課長と東京まで出向きました。そのときに一緒だったですよ、ほかの議員さんと傍聴に行ったこともありますね。それも私も聞いております。どういう目的で行ったのか、ここで、はっきり明らかにしておいたほうがいいと思うのです。町のためを思っで行ったのか。私は疑問でならないのです。その中で、公費を使って行っているのかというふうなことを聞かれたということまで、私はその中のだれかに言われたというふうなことも聞いています。でも、副町長と総務課長は町の代表で行ったのですから、当然旅費ぐらい、町で出さないわけにいかないと思うのです。そういう一つ一つの現状を踏まえたときに、町長がはっきりと今回の裁判に対して毅然とした態度で、町は何も悪いことしていないと言えるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

まず、和解で進んでいたのが、私が町の責任者、町長となって、それが違った方向に進んでいる、息を吹き返しているのではないかとというようなご指摘ですが、私は昨年12月19日に町長として就任をさせていただいて、その翌年の1月19日の日に、実は町の法律相談がありました。その法律相談があった折に、相澤弁護士、代理人ですけれども、町長が新しくかわったので、この問題について新しい町長はどのように考えているのか、実は相談したいというようなことがありました。それがことしの1月19日になるわけですが、そのときに神谷建設室長、そして小林総務課長が同席の中で、代理人である相澤弁護士のほうからそのような相談を受けたということがあります。そのときに私は、代理人のほうで和解というふうな話がありましたから、ぜひ和解ということであればそれ

で進めてほしいということは申し上げました。和解で進めてほしいということをお願いしましたが、ただし条件があります。その条件は、町民の皆さんに負担がかからないような和解の方法でお願いしますということを相澤弁護士に申し上げました。そのような状況でありますので、決して私が町長という立場になったから、その問題が、今議員がおっしゃられましたような状況になったということは私自身認識はしておりません。

それから、原因があるというような話もありましたけれども、私はその原因といいますが、事の発端が特に問題等がなければ、そのようなことには発展はしなかったであろうというふうに思っています。やはりそういった状況になったということは、その庁舎建設についてでありますけれども、そのことについて十分な状況が町民の方に理解できなかったのではないかと、そのように思っております。その起こしたといいますが、裁判が起きたということについて、私も、たしか去年の12月に第1回の弁論が開かれまして、そのときは傍聴に行ってきました。それは、どのような形でそのことが起きたのかということ、当時は議員でありましたけれども、町民の一人として傍聴に行ったという考え方です。ですから、先ほど町を訴えている代理人が、あるいは町民の方が訴えた代理人が、私の代理人が同一の代理人であるということに疑いをお持ちのようですが、決して私はそのようなことは、私自身に関しては、さきの3月の議会でも申し上げましたから、そのような考え方です。

それから、町は悪いことをしていないと言えるかということのご質問ですけれども、町が悪いことをしているか、していないか、あるいはその経過がどのようになるか、これから審理が始まって、現在いる状況です。証人の尋問も、これから先、行われるような報告も代理人から受けておりますので、そのことが私のほうから、悪いとか、間違ったか、正しかったかということについては現時点では申し上げられないという考え方でございます。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 今までのこの経過の中には、町民がいろんな町を訴えているときに集会をして、いろんなことやっているのです。その中に、あなたも入っていたでしょう。それで、私たちがさも悪いという話をしているのではないですか。テープにとって配ったり。それ、皆さん知っているのです。その事実関係があるのに、まだそういうしらを切って、いろんな話をするのですか。情けないですね。私は事実だけを言っているのです。いいですか。私たちが訴えられたときに、裁判所で大勢の人が氣勢を上げていましたと。弁護士からも私には話がありました、私たちには。それがだんだんやるにつれて、最後は奥さん一人だったと。そして、私たちの弁護士に最後は奥さんが詰め寄ってきたと、そういう話まで聞いています。私たちは、最初から、あなたに訴えられても負ける気なんかしないです。国会で言えば、議会で起きたことは議会の中でやる。法の場には持っていけないのです。地方議会だって、それに準ずるのは当たり前のことなのです。まして、1人で6人も訴えておいて、最後は放棄して逃げて、当たりさわりのない人が質問すると頭を下げて、私たち

の前では絶対頭下げないですよ。私も小倉議員と同じに、あなたに何か話をされても、聞く耳、持ちたくないです。ほかの人なら私は話をしますよ。先祖代々、被告にされたことは一度もありません、私だって、私の親も。その重みをあなたはどういうふうにとめているのですか。自分が正しい、自分が正しい、辞職勧告出したほうが悪いのだ。それで、裁判にまで持ち出して、最後は逃げておいて、まだその出したほうが悪いのだと言っている。話にならないですよ、そういう部分では。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○13番 本間恵治議員 いや、言ったって、ちゃんとした答え返ってこないから、次にいきます。

続いて、退職金0円。私は最初の一般質問において、ほかの人が言ったのをさらに念を押して尋ねました。本当にできるのですか、できますと言いましたよね。では、どういうことを今までにやったのですか。町村会に行ったついでに話を聞いてきたと。そこまでは私も聞いております。その後、どういう対応をあなたがとってきたのか。経過をきちんと知らせてください。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えをいたします。

私も質問にはお答えはしているつもりです。退職金の問題のご質問ですから、これも去年の12月、ことしの3月の定例議会と質問をいただいた中で、特に議員から、できるか、できないかということで質問を受けたそのときに、できますということでお答えをいたしました。それでは、どのような手法であればできるのかということのお尋ねが来ましたから、邑楽町の退職金の支給については、群馬県の市町村総合事務組合のほうで一括して行われているということの状況があるわけです。その中で、その議会に条例といいますか、規約の変更をお願いでき、そしてそれが可決になればできますし、可決にならなければできませんというふうなお答えをしたかと思えます。

それで、その後の状況でありますけれども、私は選挙の公約で町長の退職金1,400万円はいただきません、こういう約束をいたしました。これは、先ほど来、議員の皆さんから、これからの町の行財政運営を考えていく上で大変な時期に来るのではないかという思いも1つにはあります。1つには、そのいただかない退職金で、子育て環境、福祉医療等の充実を図っていきたいというような思いもあったわけです。そのことについて、私は、この退職金は市町村総合事務組合で一括処理されているので、この規約を何とか改正はできないものだろうかということで、実は何回か県のほうにも行ってきた経緯はあります。そのときに、実は県のほうでは、これは総合事務組合、群馬県内で、たしか28市町村かと思えます。ちょっと数字が間違っていたら失礼なのですが、いずれにいたしましても多くの市町村でこれを一括処理をしているという状況があります。

さて、その規約の改正に向けての考え方を郡内の町長、5人の町長にもお伺いをした経過があります。大泉町の町長は、やはり退職金をいただかないということの考え方のようでありまして、当

時は県の組合議会の議員が千代田町の町長だったわけですが、今度かわりまして、大泉の町長になりました。大泉の長谷川町長のところへも実はお伺いし、そして今、群馬県の町村会の会長は板倉町の針ヶ谷町長がなっているわけですので、やはりお話をさせていただきました。その結論は、この問題についてはなかなか難しい問題だというのが、そのときの結論でした。その後、市町村総合事務組合のほうへ話し合いで、この組合の条例を改正すればできますというようなお話は何ったのですが、伺ったのですがというのは、過去にできますというふうな回答もした経緯がありますから、そのようにお答えするわけですが、改正すればできるのですけれども、しかしそれを実現するということになると、過去にも何人かの議員からご指摘がありましたけれども、大変ほかの市町村の町長に影響が出るというようなことはそのとおりです。組合議会の議決であればできるのですけれども、そのように加入市町村の協議が、ということは加入している市町村長の話し合いの場を得なければならないでしょう。それは、それぞれの市町村長に影響が出るということがあるからで、事務組合の担当は、そういうことを考えると難しいでしょうということでありました。

そこで、ではどうしたらいいのか、そういう人たちにも影響が出ない方法ということは、どういう状況が、あるいは退職金を受け取らないという適当な方法が、そういう点では、今のところ見つかっていないということです。私は現在、先ほども質問の中にたびたび出てまいりましたが、3月の定例議会において、私、町長と副町長、教育長の報酬が議員提案で50%減額になっております。私は、その適当な方法が今のところ見つからないということでもありますから、それをいかような方法にしたら実現可能になるかということになりますと、他の市町村長に影響が出ないということを考えれば、みずからの判断で、その手法が考えられないものかということで、ただいま現時点で50%の報酬減額になっておりますけれども、将来に向けて退職金を受け取るということを考えて、任期中の期間、退職金に見合う報酬の減額を考えていきたい、現在そのように考えております。

したがって、いろいろ3月の議会でもこの問題についてはご質問を受けまして、そのときはまだ十分な状況がつかめなかったということもありますが、現時点では将来にわたって、任期中4年間の中でその1,400万円に相当する、額は概略で申しわけありませんけれども、任期中に報酬のみずから削減を考えることでそれを補えればと、こんなふうに考えております。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 町長ができないなら議会でということで、議会で提案をして給料を減らさせていただきました。何か話をすり違えていませんか。あなたは退職金をもらわないということで、町民に公約を掲げて当選してきたのでしょうか。それならば潔く謝るべきではないですか。謝らないで、すりかえて、議会で提案されたまま、それを4年間受けるから、もういいのだみたいな話でしょう、今のは。そんな、最初からあなたは役場の職員40年近くもやっていたのですから、最初からわかっていたことでしょう。それを今になって、中身をすりかえているとしか思えないですよ。そんないいわけで、あなたの後ろにいる課長たち、信頼できますか。あきれかえって物が言えないで

すよ。あなたは謝ることを知らない。謝らなくてもいいところで気持ちよく謝っているけれども、本当に謝るときには頭下げないですよ、あなたは。そんな対応で、これから4年間、本当にやっていけるのかな。私は心配でならないですよ。

今回の予算の執行だって、そうなのですよ。賛成の討論した人たちは、もろ手を挙げて賛成した人は一人もいないと思います。あなたが基金の取り崩しをゼロにしたわけではないでしょう。前の町長が残してくれた繰越金があったからできたのでしょう。次の予算は、来年度の予算は同じようにはいかないですよ、今度は。話をすればするほど腹が立ってきますよ。そういう中で、町長の給料を減らして、医療費の無料化ということで中学3年生まで無料化しました。あなたは退職金について私が質問したら、福祉と医療に力を入れてと言いましたね。ほかのところでは、さも自分から望んでやったようなことを言っていますけれども、この退職金0円に対して、給料減額された。それは、議会で議員の人たちの提案で行いました。あなたがやったのではないのです。そうですよね。教えてください。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

先ほどの答弁の中で、私が理解が不足していたということについて反省を落としてしまいまして、これは私が理解不足で大変皆さん方にご迷惑をおかけしましたということで反省をしているところでもございます。

それから、報酬の減額については、議員の皆さんの議員の提案でされたということは、そのとおりに承知しています。しかし、これから将来に向かってのこの退職金に充てる金額等については、みずからそのような考え方で進めていきたいということで、その退職金に当たります金額に充当できればというふうに考えておりますので、いろいろ私の勉強不足の点多々あったわけでありまして、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 選挙の論争の中にも、退職金0円に対して、いろんな反論のピラも出ていましたよね。それに輪をかけて、またできますということで、ピラをまた後からまいた、そういう部分もあるのです。そこへ持ってきて、ほとぼりが冷めたら、私の勉強不足でしたと、それで済むような、町民を欺くような、そういう対応でいいのですか。私は、ですから、どこまででもやってくださいと。退職金が0円になるのなら協力します、賛成しますと。前のときも言いました。議会には何の話もないでしょう。町村会に行って話を聞いた。市長同士で話し合いのときに聞いた。どんな話をしたのか、だれも見ていないですよ、ここにいる議員たちは。どこまで突っ込んだ話を本当にしたのかということだってわからないでしょう。そういうことが、これから先、ずっとまかり通

るのであれば、あなたの信頼は本当にゼロですよ、ゼロ。本当に信頼ゼロですよ。町長がそういうふうを考えて、4年間、給料半額でもいいというふうな今言い回ししましたけれども、その中で教育長は何でおれのまで下げるのだと、そういうふうな話をしましたよね。議会が終わってから、提案者の小倉議員に詰め寄った話もありますし、そしてまた、議事録にも多分出ていると思います。奥さんと2人だから何とか生活できるかなというふうな話も教育長の口から出ましたよ。私もそういう話は聞いています。本来、町長が任命権者です。教育長、副町長、一心同体、ともに町政に携わる三役としたら、町長が半分で、教育長が全額というのは、普通だったらもらえないと私は思うのです、道理的には。それは心情、よくわかります。教育長は何もそういう約束していなかったのですからね。では、今後、町長は今ずっと半額でいいと言いましたね。言いました。医療費を。それができないのなら、そういう方向で行くと言いましたよね、今ね。みんな聞いていましたよね。では、教育長の処遇はどうなるのですか。町長にお尋ねします。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

私の報酬の割合50%という話も出ましたが、私は先ほど、その退職金の1,400万円に見合うという金額がどれくらいの割合になるかわかりませんが、その金額に見合う金額で考えていきたいというふうに申し上げたかと思えます。

それから、教育長の問題ですけれども、私は選挙の公約でそのような約束をしまっていましたから、そして多くの有権者の皆さんに私をご支持をいただいたというふうに思っておりますので、私の報酬の削減については、ただいま申し上げたような状況でございますけれども、副町長、教育長についてはそのような状況ではありません。しかし、町長と一心同体だということの考え方でありますが、それはそういうこともあるでしょうが、しかし、そのことはまた別に考えていただいて、教育長、副町長の報酬については、ぜひ私と同じような考え方でなく、議員の皆さんにご理解をいただくようお願いをしたいと思うわけです。私と同じではないということは、これは条例に決められた副町長、教育長の報酬ということで、特例の適用をしないようお願いできればという思いでございます。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 今、町長はそういうふうにおっしゃいました。教育長の考えはどうか。お聞きします。

○横山英雄議長 川田教育長。

〔川田定昭教育長登壇〕

○川田定昭教育長 お答えをいたします。

副町長も含めてですけれども、私の給料を50%カットということについては、正直言って非常に

不満であります。したがって、議会提案と議会決議というお話を先ほどからしておりますけれども、提案された3人の議員には、給料が半分になったときの生活がどういうものであるか、よく民間会社等とも関連をしながら考えていただきたい、こう思っているところであります。

終わります。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 教育長については、校長先生もやられ、年齢が来れば恩給もつき、ある意味では私は町民の子供たちのためにお力添えをいただいて、それは給料が少なくても申しわけないですけども、本当に親身になって働いていただければ私はいいと思うのです。ですが、お金のためにやるのだったら、やってもらいたくないです。今までがそういう対応なのです、私が聞いている限りです。そうではないでしょう。私は、子供たちのことを思えば、15歳まで医療費が無料化になったのだ。町長が給料が少ないのに、私だけもらうわけにいかない。私の給料を子供たちのためにそういうふうに使ってもらうのなら私は本望ですと、言ってもらいたかったです、私は。うそでも言ってもらいたかったです。

〔「そこまで言うんなら議員も下げろよ……」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 静粛に。

○13番 本間恵治議員 過去に下げたでしょう。議会が真っ二つに分かれたときに、私は提案して給料下げたことがありますよ。本当に一生懸命やっているのなら下げたくないです、私だって。それはみんな生活かかっています。まして、給料が安いから、若い人が議員になれないかもしれないですね。みんな定年になって、やることがない、では何をしよう、そういう人がふえてきていますよね。本来であれば、私よりも、もっともっと若い議員がたくさんいて、邑楽町の将来のことを考え、将来を見据えて町政をみんなで築いていくのが私は真の姿だと思っています。ですから、余り私はお金のことで言うのは本当に惜しみないのですけれども、でも町長がそういう公約を出して、町民に投票させたのはあなたなのですから。その責任は本当に重いと思うのです。それを言葉ですりかえて、一生懸命努力したけれども、できませんでした、それで終わりということはないと思うのです。大泉の町長だって、ちゃんと謝罪会見を開いて、きちんと新聞にも出てきましたよね。やっぱり1つのけじめというのをみんなつけるでしょう。言ったことが間違っていれば、済みませんでしたと謝るのでしょう。そういうことは、私は本当に大事だと思うのです。

医療費の無料化については、周りの市町村から比べれば邑楽町は断トツによくなりましたよね。館林は小学校3年生まで。そういう点では、よその地域の人が邑楽町に引っ越したいよと冗談を言うぐらい、邑楽町はそういう点では本当に福祉の部分では力を入れているなというふうに私も思います。ただ、財布は1つですよ。教育、福祉のために使うと言えば受けはいいのです。ですが、ほかがお留守になったら、また大変な部分もあるのです。ですから、そのバランスなのです、バランス。先ほど出産祝金の話も出ましたが、お金をまくのは簡単です。だけれども、それをや

めるのは大変なのです。それを町長がどういうふうに考えるかだと私は思っています。余談になりますから、次に移りたいと思います。

都市計画の指針ということでありますけれども、邑楽町の都市計画区域は2カ所、それから工業団地がある部分があるだけですよね。そういう点で、現在町長が邑楽町全体を見据えた中で、どのようなお考えをお持ちか、お聞かせ願いたいと思います。

◎会議時間の延長

○横山英雄議長 あらかじめ、本日の会議は延長します。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

都市計画についてどのように考えているかということですが、町の都市計画事業については、都市計画のマスタープラン、それからそのプランの上に邑楽町の総合計画ということが議決をされているわけですが、それにのっとって事業を進めていくということになるわけです。今の町の土地の利用の現況ですが、邑楽町の総面積は3,112ヘクタールあるわけです。そのうち農地が1,700ヘクタール、約55%であろうかと思いますが、宅地の部分が682ヘクタール、22%ほど。それから、山林原野で141ヘクタール、4.6%、その他577ヘクタールということで18.5%というのが、現在土地の利用が図られている現況であります。

今後の状況は、農地の減少というのは見込まれていくのではないかとというふうに思っております。加えて、それに反して工業用地といいますか、その土地需要というのは増加をするというふうに考えております。そういうふうに考えていきますと、市街化区域は町の土地面積の約13%ほど、そしてその面積が390ヘクタールぐらいになるわけですがけれども、それと住居が239ヘクタールで、60.5%、それで工業関係が150ヘクタールで38%、こんな形でのその市街化区域の土地の利用が図られておまして、市街化調整区域は2,717ヘクタール、87%ほどということになっているかと思っております。

これからこの都市計画事業を進めていく上では、ただいま申し上げました現況をもとにして計画的な土地利用を図っていかなければならないというふうに思っておりますし、そういう点では住宅地、商業地、工業地にそれぞれふさわしい環境整備ということが必要になってくるかな、あるいは施設整備が必要になってくる。そういった状況を踏まえて、現在その都市計画のマスタープラン基本計画というのがあるわけですので、その中では具体的に流域の公共下水道事業、あるいは鶉の区画整理事業、都市計画道路、14本ほどその都市計画道路の整備も、おこなっておりますけれども、計画がされております。したがって、これらの事業ということになるわけでありましてけれども、しか

しこういった計画はされておりますけれども、当然のことながら地域住民の方々の協力というのは不可欠なものでありまして、そういう点では地域の皆さんと話し合い、密着した見地から創意工夫をした中で総合的なまちづくりということになっていくのかなと、そんなふうに思っております。都市計画の指針と申しますか、考え方についてはそのような考え方で進めていきたい、こんなふう

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 都市計画区域は工業団地を除くと中野と鶉だけなのです。ほかの区域はどうかというと、調整区域ですよ。それに準ずる部分で大規模集落用地というのが多分あると思うのですけれども、長柄の狸塚地区のほうについては、どんどん今住宅ができていますよね、大規模集落関係で。でも、高島地区は全然できないですね。というのは、大規模集落用地はあるのですけれども、その周りはすべて青地なのですね、ほとんどが。そうすると、どんどん、どんどん、町全体のバランスを考えていくと、高島地区は人口のふえる見込みはないですね。ほとんどないですね。大きな屋敷でも、親がいなくなったりして、子供が出ていってしまったところは空き地でそのまま残っているようなところも幾つか見られるのです。これをやはり町全体でバランスよく考えていかないと、私は農業がだめだとか、そういうのではないですよ。農業は農業として大規模にやっている、一生懸命それで生計立てようとしている人に対しては、きちんとした行政が手を差し伸べて対応するのは当然のことなのですけれども、ですが、今、学校の生徒のバランス等を考えても、高島地区については本当に少ないのが現況だと思うのです。そういう点で、ではどうしようといったときには、やはり一番上で町を考えている人がバランスをとっていただくしかないと思うのです。ですから、そういう点で、通学区を変えて、中野小に通っていた生徒が高島小に通っていたり、そういう現況もあるわけです。だから、そういうバランスを考えたときに、やはり都市計画のあり方そのものをやはり変えていかないと、線引きの見直しというか、そういう部分でやはり上手に町全体のバランスを図っていかないと、私はちょっと偏った地域になってしまうのではないかなと思うのです。

今までの、例えば学校できていますよね、例えば小学校でも中学校でもそうですね。中学校は統一をして邑中に1つにしたのです。それが南中ができました。それがよく考えれば、前の中学校のそばにつくったと。小学校は東小ができて、中野小、高島小、それと長柄小ですよ。そうすると、そういうバランスを考えたときに、私は東小と高島小の間の子供たちはどっちへ行っても、例えば鶉の人が東小に通う気になれば、どっちへ行っても行けるのかなというふうな、そういう考え方もあるのです。それが、逆に長柄小の場合には小さい子が自転車で通っている現状もあるわけです。そうすると、やっぱり長期的に考えてバランスをとって、学校の位置から、やはりそういうのを、例えば建て替える時期が来たときには、今度はそのバランスを考えて、もう少しやっ払いこうとか、たまたまここに土地があいているから、ここへつくろうというのではなくて、やはりそういう長期

ビジョンを持った中で町のバランスというのを図っていかないと、どんどん、どんどん町民のサービスというのは逆に低下していくと思うのです。人数が足りないからというので通学区をかえれば、やはりそこに波紋が起きてくるのです、どうしても。ですから、都市計画の中で今後見直す時期が来るのかどうかということなのですけれども、私はそれに精通していないからわからないですけれども、やはり町としても、都市計画区域の宅地がなくなれば見直すのだよというふうな話もありますけれども、でも町としてやっぱりバランスのとれた都市計画というのをしないといけないと思うのです。

ですから、下水道の問題にしたってしかり、市街化区域が鶺と中野しかないから、そこまで下水道を通すということで最初は計画をしたのでしょうけれども、でもそこまで、わざわざ人家のない、ましてや多々良川を通したり横断したり、そういうこともあるわけですから、それだったらば、もうちょっと中野の市街化区域をふやして周りを取り込んでいくとか、そういう方法のほうが、私は堅実に思えるのですけれども、そういう部分で、ではそれをだれがやるのだということになれば、やはり先頭に立って町長が指揮をとっていただかなければそういうことができないと思うのです。

ですから、そういうバランスのとれたやはり町づくりを今後していかないと、大泉地区なんかは再々開発計画みたいになっていると思うのです、ほとんど市街化区域ですから。邑楽町は逆に、まだこれから伸びる要素がある、市街化区域は少ないですから。ただ、それに対してどういうふうに線を引くかなのです。下水道が入っていますけれども、場合によっては道路ではないところに下水道が通ったりとか、そういうふうになってきた場合には、上と下が今度は違うようになったら大変なことになるわけですよ。ですから、そういう部分で、やはり見直しをした中で対応していかななくてはならないのではないかなと思うのですけれども、それについての考えをお聞きしたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

都市計画の見直し、市街化区域、調整区域等の見直しということも含めてですが、議員もご指摘されましたけれども、過去には学校区の、いわゆる学校の児童生徒数の増加によって分離をした、あるいはその前は統合したという、その時代の中で行われてきたという経過はそのとおりかと思っています。邑楽町は、過去には住宅団地の造成等が行われた中で、かなりそういった点では1つの学校に集中をしてきたという経過があるわけですが、ここへ来て少子化ということになりますと、それぞれの学校で空き教室が出てくるというような現象も出ているわけですので、そういう点では、これからの将来計画をどうするかということも慎重に考えていかなければならないというふうには考えております。

また、都市計画の道路につきましても、先ほど14路線ほどあるということ。この路線については、

市街化区域内のいわゆる規制、今まであった市街地に多く指定されているというような状況もありますけれども、残念ながらまだ未整備の区間が多いということもあります。県のほうも10年以上とか、あるいは一定年限以上、そういった整備が進まない場合については、その指定の取り消しということも考えているようでございますけれども、そういうことを考えると、やはり議員が指摘されたようにバランスのとれた町づくりが求められている、そんなふうにも考えるわけです。

今、具体的に市街化区域内をふやすことも必要ではないかというようなお話もあったわけですが、市街化区域内についての、いわゆる住宅の充足率というのでしょうか、市街化区域内での市街化形成が、ある面ではまだ邑楽町の場合は十分その充足といたしますか、満たされていないような状況もありますので、その市街化区域をふやすことが都市計画法という中で十分認められる分があるかどうかということもあるわけですが、しかしながら、これからの町づくりを考えていく上では、やはり議員が指摘されたように均衡のとれた、そういった考え方で将来に向かって進めていくということは必要だろうと、こんなふうに思っております。都市計画のマスタープランも作成されておりますけれども、このプランは20年間を見据えたプランでもありますので、そういったことも十分考えた上でこれからのまちづくりは対応していきたい、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 いろんなことを話しますけれども、都市計画とかそういう部分については、だれが先に立って、だれが町の将来を見据えた中でやっていくかということに最終的にはなってくるのです。そのとき、そのときの一番上に立って力を入れていく人の考え方で方向性が決まってしまうのかなというふうにも私は思うのです。ですから、そういう部分では間違いのない方向性を出していただきたい、そういうふうに思います。

次に入りますけれども、学校教育の指針、方向性ということで、前に南中の問題を邑中1つにしたほうがいいのかというふうなことも教育長に話しましたが、その点で、そのときには、ほぼ、子供たちが現状では五、六年は横ばいだから、とりあえずはこのままでというふうなお話を教育長からも聞いていますけれども、やはり長期的展望に立って今後どういうふうにしていくかという部分で、やっぱりそのとき、そのときに手を打っておかなかつたら、急に変えるというのはできないと思うのです。

ですから、そういう点では、前に一般質問をしたときには、ここにもあるのですけれども、最終的には現状では当面はいけるのではないかというふうな教育長のお話もしていますけれども、でも教育長が即答することはできないような、言葉も濁してあるのですけれども、少しずつ計画を立てて、その方向性を出して進んでいかないと、やはり大変な部分があると思うのです。長柄小、南中、全部同じ生徒がそのまま移行しているのです。邑中の場合には3つの小学校が1つになってやっているのです。人数も半分以下ですよ、邑中から比べると。私は勉強のほうは、それは同じ人数に対して先生がついているからいいと思うのですけれども、例えば部活だとか、そういうのをやった

ときに、団体のチームとかそういう部分では支障を来してくるのではないかなと思うのです。男女半半ずついるとすれば、さらに絞られるわけですから。現在は部活のやっぱり種目もいろんな多種多様化しているから、いろんな部活もあると思うのです。やはり子供たちによってはやりたい部活ができないというふうな現状もあるのではないかなと思うのです。何人か父兄の方にも聞いたのですが、やはり大勢の人がいる中で切磋琢磨して、1つの部活でも何でもやるほうが活気があっていいのではないかなというふうな話も聞きますし、そういう部分で、今でなくてもいいのですよね。これから、例えば5年後、10年後を見据えた中で、どういうふうに町として学校教育の、その学校なら学校でいいですよ。あり方をどういうふうに進めていくのか。そういうのを本当に親身になって検討した中で、やはり次の人に受け継がしていくような対応をとっていただかないと、ますます緊急に迫られてやるということになると、なかなかスムーズに移行できないのが私は行政だと思うのです。ましてや、それに子供たちがかかわってくるわけですから、ですからそういう部分で、教育長にお伺いしたいのですけれども、今後のやっぱり計画をきちんとして方向性を位置づけていってほしいと思うのですけれども、その考えをお聞かせ願いたいと思います。

○横山英雄議長 川田教育長。

〔川田定昭教育長登壇〕

○川田定昭教育長 お答えをしたいと思います。まず最初に、本間議員の言われていること、もっともだと思いますし、そういう議論であれば私も気持ちよく対応できるのでありますけれども、なかなかほかのことになると感情的になりやすいものですから、先ほどは大変失礼いたしました。

今、児童生徒の今の動きなのですけれども、私も確かに前回の本間議員のご質問にお答えしたのは、0歳から5歳までのそれぞれの小学校を中心にして、入学するだろうと思われる人数からすると、五、六年は現状維持が保てるのではないかなという回答をしたように記憶しております。確かに今、本間議員がおっしゃるように、その後、特に0歳、それから1歳ぐらいになりますと、高島小学校、それから中野東小学校もやや1クラスになろうという現状があって、その後、0歳、またこれから子育て支援がどのくらい進むかわかりませんが、それによってはかなり子供たちが減るという方向は、これは否めないというふうに思っております。したがって、今、本間議員のほうからご指摘がありましたように、子供たちのそのいろいろ学区、通学の問題にしても、小規模校になればなるほどいろんな問題点は起きてきますので、現状、南中の子供たちの中で、今ご指摘ありましたように、部活動をやりたいのだけれども、部が成り立たないというお話もありますし、私どもは、何といたっても学級数が少なくなりますと、中学校の場合には教科担任制ですので、その教科に合う先生が獲得できないという、そういう不合理が出てくるわけです。したがって、9教科、そろわない場合がある、正規の先生がですね。しかし、その場合は現状は臨時の先生で対応してくださいということで、県のほうから臨時の教科に合わせる先生をいただいているのですけれども、そんな不都合も出てきておりますので、小規模校になれば大変いろんな課題も多くなりますので、そ

れらを考えますと、やはり議員がおっしゃられますように、では急に児童が減ったから、すぐ通学区を編成し直しなんていっても、これはなかなかできない問題だと思いますので、先ほど町のいろいろな情勢のお話がありましたけれども、そういう中でひっくるめながら、私のほうも徐々に考えながら検討を進めたいというふうに思っています。それを何年かたちましたら代々引き継ぎをしていきたい、こういうふうに思います。ありがとうございました。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 今後の課題ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、人口の変動に対する方向性ということなのですが、先ほど1年間に出生率ですか、35人というふうな話を聞きました。そのぐらいしか産まれていないような話なのですが……

〔「第3子」と呼ぶ者あり〕

○13番 本間恵治議員 第3子がということですね。そういう点から比べると、3人目ができるのが1年間に35人ということですから、どのぐらいになるのか、ちょっとわかりませんが、その人口、邑楽町では当初3万5,000人を3万人というふうに軌道修正しました。そして、現在の人口は多分初めて前の年より減ったのかな、そんな現状があります。やはり町の財政状況とかいろんなことを考えたときに、人口が減るというのは、いろんな面でマイナスだと思うのです。医療費の無料化で拡大しました。どんどん若い人たちが来てくれればいいなというふうに私も期待している部分もあるのですが、若い人が育たない町にはやはり活気がなくなるのだと思うのです。ですから、そういう点で、できる限り邑楽町の人口を目標の3万人にふやせるような施策をこれから講じていかなければならないのではないかなと思うのです。そうすると、私は、第3子ができたらお金をくれるとかそういうものもありますけれども、当初これを減額するときには、なぜ減額したかというのは、それよりも医療費の無料化をふやしたほうがいいということで、1歳上げたのだと思うのです。それでこれを減額したのですね。お金をくれるのは、それは税金から還元して、また現金で返すということだから、どうなのかなというふうに思うのですが、やはり付加価値をつけた中でみんなに還元させるほうが、私は1つの方法としていいのではないかなと思うのです。何かやはり、それにはお金を使った中で、より以上の効果を生むような方策のほうが、私は行政としてのやり方からすればベストだと思うのです。

ですから、よく言いますよね、少ない予算で最大の効果を。口では簡単に言いますが、なかなか実が伴わないのが現状かもしれませんけれども、やはりそういう方策をこれから邑楽町として考えていかななくてはならないのではないかなと思うのですが、この人口の変動に対してどのような方向で3万人を目標に拡大を図っていくのか。考えがあったら、お聞かせ願ひしたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

町の将来人口の設定といいますか、考え方ですが、第四次の総合計画の平成17年の目標という人口は、3万5,000人の設定だったかと思っています。それが、第五次の総合計画の平成27年の目標というのは2万9,000人ということで、大幅にこの人口目標推計が少なくなっているということがあります。そのことは、これは邑楽町だけではないかと思えますけれども、大変少子化が進んでおりまして、その少子化が進んでいるという原因は、大変いろいろな原因といいますか、状況があるのだと思うのですけれども、そういう点に立って、これからの町の計画ということでありますけれども、現在邑楽町の人口2万7,689人ほどになっています。そのうちで0歳から14歳までの人口というのは3,739人ということで、全体の13.5%を占めている。15歳から生産年齢といいますか、失礼しました。稼働の年齢、64歳までということで見ますと、実に全人口の67.6%、1万8,730人ほどの人口になる。いわゆる高齢福祉といいますか、65歳以上の人口で見ますと5,219人、18.8%ということでありまして、そういう点では、少子化、それから高齢化ということが、まさに顕著にあらわれている状況かなと思っています。

したがって、これらの、いわゆる人口をふやすということになりますと、その施策について、今特に思い当たりませんが、若いお父さん、お母さん方にできるだけ子育ての環境がしやすいような、少子化対策に取り組めるような施策を考えていければ、ある面では人口の増につながるということではありませんけれども、環境を整えることによって多少の人口の増が見込めるのかな、そんな思いであります。したがって、町には第五次の総合計画もありますし、先ほど申し上げました都市計画のマスタープラン、これも総合計画と同じ2万9,000人という設定でありますけれども、できるだけ子育て環境を充実することによって人口の増が図っていければ、今のところそんな思いであります。

以上です。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 人口をふやすということは、邑楽町に定着していただく人をふやすということですから、例えば大規模集落、先ほど言いましたけれども、これも1つの方向で、町に10年以上住んでいたり、また10年以上勤めていたことのある人であれば宅地になるところがあると。やはりそういうのも1つの供給源であるし、また地域にそれだけ貢献していただいているわけですから、それもやはり地域に溶け込んでいただくために、そういう方向でどんどん許可をしてもらったほうがいいのではないかなというふうに私は思いますけれども、これも一気にふやすわけにはいかないですね。徐々に、徐々になのですね。ですから、それを長期的に見据えた中で、やはり1つの施策をこつこつやっていくことがやはり1つの方向性を見出すことになるのです。ですから、何がいいという妙薬はないでしょうけれども、医療費の無料化を15歳まで拡大したということは、周りからすれば、邑楽町は一步抜きん出ているのかなというふうにも思います。そういう部分では、やはり周

りの人に、邑楽町はいい環境だということをやはりアピールすることも1つの方法だと思っておりますので、そういう点では一生懸命取り組んでいただければと思います。

最後になりますけれども、今後の財政運営に対する指針ということなのですが、邑楽町の町税に対する、ほとんどが職員の給料でなくなってしまうのかなというふうに思っているのですが、町税をふやす、どうしたらふえるのかという努力をしなくてはならないと思うのです。これからは特に町税がふえなければ、やはり職員の給与を減らすとか、そういう対応まで将来にわたってはいかななくてはならないのかなと。現実にはほかのところでは、そういう対応しているところもありますからね。ですから、そういうことがないようにするためには、やはり税収をふやす努力をしていかなければならない。例えば工業団地をふやして、そこに企業誘致するとか、できるだけ宅地をふやして、そこに定着していただく。固定資産税等は確実に入るわけですから、そういうふうになれば。そういう努力をこれからやはり地域住民の人たちのためにも、やはり町は本当に検討していかなければ、歳入がふえない限り、歳出を抑制するというのは、今回の3回にわたる予算の議会もありましたけれども、難しくなってくるのかなというのは、皆さん、課長もそれなりにひしひしと感じているのかなというふうに思います。

そういう点で、何とか町としても税収をふやす努力をしなくてはならないと思うのです。工業団地も、まだあいているところはあるかもしれませんが、優遇措置をとった中でいろんな企業が進出してきました。邑楽町はどちらかというと1つの職種ではないですから、片方が景気が悪くても、片方が景気がいいとか、そういうバランスはとれていると私は思うのです、いろんな企業が来ているだけに。これが、例えば自動車産業なら自動車産業だけになってしまうと、そこが風邪を引いたときには税収がかなり落ち込むとか、そういう場合も出てきますよね。ですから、そういう点で、町としてこれからその税収をふやすためにどのような方策に取り組んでいくのか、考えがあったら聞かせていただきたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

町の財政力を高めるということは、議員が今ご指摘されましたように税収をふやすということ。中でも、工業団地等の造成によって土地家屋等の固定資産税の増、それから企業を誘致されることによる償却資産等の固定資産の増、あるいは事業の展開によって法人税の増ということ、いろいろその要件はあるだろうと思っています。したがって、そのようなことについて努力をこれからもしていきたい。

あわせて、今邑楽町の財政状況ですが、これは18年度の決算ベースでありますけれども、先輩の皆さんの大変な努力によりまして、邑楽町の財政力の指数というのも、群馬県の平均が0.60という数字でありますけれども、邑楽町は0.80ということで大変財政力の強い町になっているわけで

ありますけれども、しかしながら、こういったことを決しておごれることなく、将来に向かって健全な財政運営をするように努力をしまいたい、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 残り2分ということですので。

自主財源の確立というのが1つにあると思うのです。それから、いろんなところに貸し出している。例えば補助金だとかいろんなものがあると思うのですが、やはり独立採算制をとっていただくような方策をとるとか、一つ一つを洗い出した中で、やはり町から助成をしたりする負担を減らすのも1つの方法でしょうし、自主財源をどうしたら確立できるかという方策も考えていただいて、1つの方向性を出していただければというふうに思います。

時間が来ますので、終了させていただきます。ありがとうございました。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

[午後 5時09分 休憩]

○横山英雄議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

[午後 5時27分 再開]

◇ 小 沢 泰 治 議 員

○横山英雄議長 3番、小沢泰治議員。

[3番 小沢泰治議員登壇]

○3番 小沢泰治議員 それでは、通告に基づきまして質問させていただきます。3番の小沢泰治です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、町長に対してなのですが、議員当時の4年間、そして町長になられまして半年間、非常に波乱の4年半かと思えます。そんな中で、その原因者がだれであるかということは、おのずからわかると思うのですが、議員時代の4年間の前半、いろいろ選挙の後でしたので、問題ありましたでしょうけれども、後半になりまして中川議長が誕生し、その後は、何か話によりますと、非常にスムーズに町政運営、議会との関係もうまくいっていたということを伺っております。そんな中で、私たちの選挙が昨年4月あったわけですが、町民の皆さんにいろいろお世話いただきながら議員にならせていただき、また私たちは町民の代表として町のために頑張らなければならないものと考えております。

そんな中で、非常に波風が立っているわけですが、3月の定例会において審議未了で予算が通らなかった、また暫定予算を組んで6月まで走りましたが、5月に本予算、また出されましたが、それは否決されました。それは、やはり原因があるかと思えます。まず、町長自身の裁判のことだとか、財政調整基金だとか、いろいろありますけれども、まず町長になられる前からの

議員であったときの議会内での裁判について、いろいろ行政、議会に及ぼす影響は大きいかと思えます。そんな中で、町長の現在のそのことについての思い、考え、その辺についてお聞きしたいと思います。お願いします。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

ただいまの議員のご質問につきましては、前の議員にもそれぞれお答えした経過もありますし、3月の定例議会でも、そういった内容についてご質問があった経過をお答えしたことがあります。ただ、田部井議員のご質問の中で、その予算等の審議について大変ご迷惑をおかけしたということについては、私自身、大変町民の皆さんにご迷惑をおかけし、また議員の皆さん方にも、そういった点では代表である皆さん方にご迷惑をおかけしたということについては、お答えをしたとおりでございまして、これからそういったことが過去にあったということは、これは私も重々承知をいたしております。そういうこと、これからの私、行政の責任者として、そういうことがないように、私自身もこれから努力をしていきたい、こんなふうに思っておりますので、お答えとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 そういうことで今お話しいただきましたけれども、やはり裁判というものは、これは消えないのです。とにかく、もう訴えられたほうは、未代、覚えています。訴えたほうは、そのときかもしれません。あるいは、全然気にしないかもしれません。そういう中で、6人の議員を議員が訴えたということですから、それは非常に重いものがある。私は、選挙前にも首長には不適格ではないかということで話をし、町民の皆さんと話したこともあります。そういう中にありながら、選挙においては金子正一議員が失職をしながら、すぐ立候補届により失職して選挙したわけですけれども、わずかの差で当時の現町長を破ったわけですけれども、そのときに町民に対する自分の置かれている立場の説明、また町長選のときに使用した、この前もお話ししましたけれども、ビラ、その辺で、先ほど前の質問者の答えで、いや、それはやはり無理だった、無理なのだということをお話ししましたけれども、その断言をした公約、それが私、一番問題かと思えます。

なぜかといいますと、やはり子供を育てているお母さん方してみれば、あるいはそういう子、孫がいる家庭においては医療費の中学3年までの無料化というのは非常に魅力あるものだと思います。15歳になれば人間の体も安定しますし、病気になることはほとんどありません。けがで接骨医院、お医者さんにかかるぐらいのもので、そういう中であって、非常に不安定な時期の医療費を無料にする。そういう大でたらめのビラを邑楽町じゅうに配布した。ここにも私持っていますけれども、このビラなのです。大うそなのです。これは、任期中、私、使いますけれども、ただいま給料が50%カットだということで、それが担保できたというお話ししたのだということを言いましたけ

れども、それは議員のほうから、公約、約束が、このピラが間違いだからこうしたのだということなので、町長みずからがやったものではありません。それで、こういうことをやったがために、現にここにいらっしゃる教育長は被害を受けているのです。先ほどやめれば云々どうのありましたけれども、現に教育をゆだねているわけですから、その方には被害がかぶさっているわけです。また、副町長の人事につきましても、現在の状況では半分のお給料で副町長を推薦、任命しなくてはならないということになります。そのときに、現在の庁内におけるそういう給料の件と、またそういうのを背負った町長が邑楽郡内はもちろん、東毛、東毛西あるいは群馬県に出向かれまして、胸を張って邑楽町がこうなのだという仕事ができるでしょうか。その辺について一言お伺いしたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

与えられた職責であります。胸を張って、近隣の市町村、責任者の方、それから県内はもちろん、町の仕事に精進したい、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 そうおっしゃいますけれども、現実には、いつも重荷をしょっているような気がすると思います。なぜかといいますと、隣の町の町長がこの件で陳謝もしている。そういう中で、選挙のとき、その後お聞きしましたときには、その町長のことは知らない。また、現実には私、選挙のときに町長ともお会いしたかと思うのですが、これはうそだ、うそだと私言いましたよね、現実には。また、家族の方にも言いました。そういう中で、魅力あるこのピラで五百何票の差をつけて当選したわけですが、これから先、ただいま半分になったのだから担保ができたということですが、その票の違いの担保はできません。いつになってもできません。できれば、先ほどそれはできないということを町長おっしゃったわけですから、みずから辞任をして、また審判仰いだらいかがでしょうか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

私は、昨年の町長選挙で7,594人の、本当に貴重な有権者の方の投票をいただいて当選をさせていただきました。その中で、幾つかの選挙公約の中で、今小沢議員が質問されております退職金の問題です。これは、先ほども申し上げましたけれども、今どこの自治体でも大変厳しい財政状況ということは、るる議員の皆さんがご指摘をしておいでであります。そのような状況ですので、行財政の改革というの、当然国を挙げて町もやっていかなければならないということに直面しているわけですので、その1つが私の選挙公約で、退職金をいただきませんということ。そのいた

だかないものについて、子育て環境のほうに、福祉医療に充当させていただきますということは、約束という形でやってまいりました。この問題について、先ほどと重複しますけれども、できるか、できないかということについては、先ほど申し上げたとおりです。

隣の町というお話がありました。大泉の町長のことかと思えますけれども、この意味の町長の考え方も、4年前の状況と、それから最近の退職金に関する考え方というのは、大変こういった厳しい状況になってきていると。この退職金の問題については、柔軟な取り扱いができるようなことも必要ではないかということのコメントもされているようです。これはその首長の考え方でありますから、そのような新聞報道もあったような状況もあるわけですが、したがってこの問題については、先ほど私は前の本間議員のご質問にもお答えをいたしました。これから、お答えをしたような状況で、退職金に見合う報酬の減額をみずから考えていきたい、こんなふうに申し上げましたので、そのことについて公約が違反である、できる、できないから身をどうするかという考え方のお尋ねですが、私は辞する考え方はありません。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 給料が半分になったということは、みずからではないのです。あなたがでたらのみのピラで当選したから、そのようになったのです、議員の動議で。違いますか。みずからですか。議員のほうからの勧め。あなたが公約違反だからということになったと思うのですが、その辺、もう一度明確にお願いします。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えをいたします。

現時点での50%の報酬の削減というのは、議員が質問されたように議員提案でなされたということとであります。この議員提案についても、これは私自身なぜそのような形なのかという思いもありましたが、しかし、この関係については議員の皆さんが動議で削減されたということとあります。今後の話として今申し上げたということでございますので、これはこれから、この動議の可決は来年の3月までということの1年間ということになっておるのはご存じのとおりかと思えます。その後の問題については、みずからそのような考え方で進めさせていただくと、そういう考え方でございます。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 いや、そういうことはしなくもいいのではないですか、現実に給料は決まっているのですから。なぜかといいますと、教育長もいます、副町長もいます。そういう影響も出てくるわけですから、そんなこと考えないでくださいよ。できなかつたら潔くやめるのですよ。それで、町民の審判をまた仰いだらいかがでしょうか。なぜかといいますと、これは邑楽町じゅう配つであるのです、この断言しているこのピラが。

では、ちょっと聞きたい。お子さんが2人、3人。先ほど3人目には云々と出ましたから、3人町長のもとにいらっしゃったとしたら、このピラを見たときに、町長は選挙行動のとき、どう動きますか。お聞きしたい。町長選挙だとか、議会議員選挙だとかは関係ないですよ。こういうでたらめのピラを配られて、選挙お願いしますということであったときに、町長が有権者としたら、15歳までのお子さんを3人持つ有権者だとしたら、これを見たらどう思いますか。それで、投票行動はどうなりますか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

さきの議会でもお答えをしたかと思うのですが、いわゆるマニフェストということで後援会のほうで作成した、そのことを私は承知をしたということで、有権者の方に配布をして理解を求めたということです。そのピラといいますか、約束について有権者の方がどのような……

〔「あなたがどういう行動とるか。3人、例えばアトピーの子供がいたとして、こういうことをいただいたときに有権者として。議会議員でも、町会議員でも、町長でも、国会議員でも何でもいいです。身近だから町議会議員、町長ということで、こういうのをやりますからということをおっしゃられたら……」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 ですから、そのピラを受けて、私自身がそのことが実行していただけるということであれば、みずから判断をして、Aさんに入れるか、Bさんに入れるかということ判断したい、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 このピラを現実に、今回は2人の選挙ですから、確かな人から受け取って、こういうのなのですよ、あなた、どうしますかというときに、あなたの判断として、お子さんを持つお母さんの判断として、これとこれで、あなたどっち選びますか。こういうの突きつけられたとき。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

ちょっと質問の趣旨が理解できないのですが、私が約束をした、退職金はいただきませんということと、もう一方はどういうことなのでしょう。それ比較という話がありましたけれども。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 これを直接手渡された。そのときに、信憑性が高いのだと。群馬県知事の

大澤正明もやっているし、金子泰造もやるし、高木もやるしということで、それと同じことをやるのですよって、私は町民の小さいお子さんをお持ちのお母さん、お父さん方のためにこれやるのですよって、あなたが言われたときどういう投票行動しますかということで。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えをいたします。

私の場合でしたら、そのことについて実行していただけるもの、そのように考えて判断をいたしたい、このように思っております。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 そういうことで、ではやはり投票行動に向かだろうということですよ。それでは、退職金の問題についてはぜひ早急に解決していただいて、川田教育長、それから副町長に対して満額が払えるようにしてください。そうすれば、また議会でその辺は引き上げもできるでしょうから、よろしくお願いします。お待ちしております。

次に、財政調整基金、3月の議会で予算が否決された。暫定を組んだ、また……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○3番 小沢泰治議員 否決でなく時間切れになった、暫定組んだ、また否決になったということで、非常に町民の皆さんには迷惑をかけたし心配もかけた。また、あらぬうわさを立てられた。議員が悪いのではないか、どうしているのだ、何だかんだということ。非常に町じゅう、あるいは他市町にも響き渡っていますけれども、この調整基金の条例、3つなのですけれども、もしそこに資料がありましたら読み上げてみていただけますか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えをいたします。

邑楽町の財政調整基金条例について、第6条にそれが規定をされているわけですがけれども、この6条を読み上げるようにということでもありますので、朗読をいたしたいと思います。第6条、次の各号の1に該当する場合に限り基金の全部又は一部を処分することができる。1、経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に当たるとき。これが1つです。2つ目には、町債の繰上償還財源に充てるとき。そして、3つ目には、災害の発生に伴う緊急対策費に充てるとき。

以上でございます。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 20年度がそういうこの条文に合致するかというと、私はそうは思いません。来年、再来年は、この石油の値上がりだとか、穀物、飼料だ、値上がりがありますので、なるかも

しれませんけれども、そういうふうに思っております。その辺は見解の違いかと思えますけれども、現実に6億6,200万円というものを否決されて、1億4,800万ですか、それを組み込んで、前町長の久保田文芳のが3億残るから、それを半分入れるとプラ・マイ・ゼロだから、まあいいやというようになったわけですが、私、この間の議会で、賛否の数が非常にすばらしい結果が出たと思うのです。あれが全部賛成だったら、やはり町民の方も考えないかもしれませんし、いろいろの意味でいい結果が出たかと思えます。そういうことで、予算は成立したので、これから急いでいろいろな施策をやっていただければと思います。

そういう中で、6月の議会が終わりましたら、町長と議員で行政議会報告会というものを開いていただけたらと思うのですが、その辺につきまして町長の考え。また、その町政報告会も各行政区について1回でなく、複数回、ぜひ実行していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

6月のこの議会が終わった後、執行者側と議会側で行政の報告会を開いてほしいということですが、まさにこの議会がその議論の場であるということです。町民の皆さんも関心を持って、その状況については見ているかなというふうに思っております。したがって、議員と執行部側のほうで合同でということは考えておりませんが、これからの町民の方への予算の説明、これからの事業運営をやっていく、こういう考え方でやっていくということについては検討していくということは十分あり得ると思います。

○横山英雄議長 小沢議員。議題から外れないように。

○3番 小沢泰治議員 そうすることで、財政調整基金、済みましたが、予算執行について、やはりちょっと問題があったということを感じております。20年度予算の中で商工業に対する支援の件なのですが、やはり町の発展、そしてそこに従事なさっている町民の従業員皆さん、そういうことを考えたら、邑楽町の活性化にはやはり商工業の発展が一番寄与するものだと思うのですが、予算執行に当たって私自身思うのは、そういう意味のめり張りといいますか、その辺がちょっと欠けていたような気がするのですが、商工業というものが非常に税金、邑楽町の町税に占める税金の割合が多いかと思うのです。土地も宅地で、みんな商売しているわけですし、その辺で町長の今後の商工業に対する考え方、あるいは農業に対する考え方等、お話しいただければと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

小沢議員の質問は、20年度予算の商工業に支援するということについて、99.8%の中小企業の実情だったというふうに思っておりますが……

〔「それは日本の企業の中の中小企業の事業者数というのが、こういうふうに中小企業がほとんどなのです。邑楽町においてはそういう中にあるものですから、中小企業に対する支援についてぜひ強力をお願い……」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 なぜそのようなことでお聞きしたかといいますと、農業振興ということもあったものですから、これは商工業の振興についても、農業振興についても同じような考え方で進んでいくということは、そのとおり私自身もこれから進めていきたいと思っております。

商工業のことについてお答えをいたしたいと思っておりますけれども、町内の企業、商業、工業、特に工業関係では、自動車関係ですとか、電気関係ですとか、そういった企業が多いわけです。これは、大変アメリカのサブプライムローン問題、あるいは原油の高騰、そういうことで大変経済が混乱をしているといいますか、変動している、そういう状況を見ますと町内の工業関係は大変厳しい状況に今あるのかなというふうに思っております。

これは、町の商業施策として、過去もそうでありまして、現在もそのように考えているわけでありましてけれども、そういった状況に対応すべく、中小企業の皆さんへの支援ということで制度融資の事業を取り組んでいるということは、この予算の中でも可決をいただいたものでございますけれども、特に具体的に申し上げますれば、中小企業の振興資金ですとか、あるいはそれに対しての貸付金の問題ですとか、それから補償料の補助の問題、そして振興資金の利子補給の問題等、大変事業者、工業者の皆さんには予算面で支援をしているということでありまして、これはこれからも中小企業の皆さん方を支援をしていくということについては、これからも同じような考え方で進んでいきたいというふうに思っています。

また、それから特にこれは町の独自といいますか、条例等で決めていただいた経過もあるようですけれども、企業の誘致の問題についても、それらの費用が多くかかる、投資資金が多くかかるということの中では固定資産税の減免ですとか、そういった面で応援をしているということでもありますので、ぜひ町の財政状況等をこれからも十分なものにするためには、やはり企業の皆さん方に、商工業の皆さん方に元気をつけていただかないといけませんので、この支援についてはこれからも考えてまいりたい、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 商工業の、商業については、支援相談員ですか、残っているわけですが、工業について今度厳しいということを知ったわけなのですが、ぜひ工業についても補正予算でも組んでいただいて、よろしくご支援いただきたいと思います。

続きまして、邑楽町の少子高齢化、日本じゅうどこでもなのですが、その中において先ほどちょっとお話出ましたけれども、65歳以上の方が何人だとかということで出ましたが、これを見ますと、15歳未満が3,739人、13.5%、それで60歳以上になりますと7,602人で27.5%なのです。そうしますと、60歳というのは定年になりますから非常に年間収入も落ちます。また、労働意欲がある方もいらっしゃるかもしれませんが、その辺の若い人、これからという人と、これからいろいろ医療だとか介護だとかでお世話になるという人の比率を見ますと、非常に今後、財政運営といいますか、その中においても厳しいものがあると思います。町長が町長選挙の中で、グラウンドゴルフだとか、保健センターできましたけれども、お医者さんのお世話にならないで済む社会をつくるということで、その辺の事業について現在具体的に、もう半年たったわけですから、具体的に進んでいるものがあるれば、どんなものかお聞きしたいのですが。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

少子高齢化、特に高齢化の問題でのご質問ですが、先ほども申し上げました老人福祉法といいますか、その年齢でいきますと65歳以上の方々ということになるのだらうと思うのですが、大変なスピードで邑楽町も高齢化が進んでいます。18.8%と先ほど申し上げたかと思うのですが、そういう高齢化の方々が元気に過ごしていくということ、それも生きがいを持って生活をしていくということは大変大切なことでありますし、そのことが町の国民健康保険の問題やら、あるいは介護保険の問題やら、後期高齢者の問題等、医療費の問題にかかわってくるわけです。その高齢化の皆さんが、今グラウンドゴルフですとかゲートボールとか、大変活発に行われております。現に私もそういった大会に招待を受けていろいろ皆さんとお話をしてきたという経緯もあるわけですから。このように軽スポーツを通して健康を保持するということは、私は大変大切なことだらうと思っていますし、大変ありがたいことには、先輩の皆さんが本当にご苦労されて、そういった施設等も整備をされておりまして本当に和やかな大会をやっておられるということは、私は本当にありがたいことだと思っています。先輩の皆さん方のご苦労でそのような状況ができていますので、ですからそういった軽スポーツ、あるいは自分の趣味、自分のいろいろ取り組むようなものをそれぞれが見つける中で、健康管理、あるいは生きがいの対策事業等に取り組んでいただければ、さらによろしいのではないかというふうに思っています。

加えて、町のほうから社会福祉協議会のほうに委託をしております。指定管理者制度ということの一環で指定をしております活力センター、いわゆるシルバー人材センターといいますか、活力センターにも、過去から比較いたしますと大変多くの会員の方が登録をされているということもお伺いしております。その方々の努力によって、町の公な施設、公園ですとか、そういった施設も大変きれいに整備をしていただいているわけでありまして、そういった高齢者の皆さんが活力センタ

一等で会員になっていただく、そのことによって働く楽しさといいますか、そういうことも私は大きな生きがい対策の1つではないかというふうに思っておりますので、これからいろいろな計画、あるいは施設整備等もあると思いますけれども、そういったことを利用させていただいて、それで健康な毎日を送っていただければよろしいのではないかと、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 先ほどの18.8%という数ありましたけれども、来年、再来年ということになりますと非常に高齢者がふえてくるということで、あらゆる職業についていた方が引退してくるわけですから、ぜひチャンスを広げて、あらゆる方が対応、参加できるような、そういうのを町民あるいは行政区と話し合いながら進めていただければと思います。結果的に、お金のかからない社会が上がる、相互扶助ということも進んでいくということで、非常に好ましいと思いますので、多方面にわたっての推進をお願いしたいと思います。

それと、少子化の問題ですが、子供の養育、教育の件なのですけれども、やはり人生80年、100年を過ごすに当たって、やはりどういう波が来ても耐えられる人間、一方づいたことでなく、よく私がスポーツ少年団のことを話したことがあったのですが、残り1つのことに夢中になってしまいますと、その分野においては非常に秀でるけれども、いろいろ人生80年、100年ですから、非常に厳しい道もあるし険しいところもあります。それに耐えられるような、やはり家庭を大事にした、お父さん、お母さんが子供と一緒にいて、またいろいろな行事にも参加し、また安心して子供が外に出て帰ってこられる、そういう社会を地域が一緒につくり上げていただければと思います。

やはり、私もPTA、都合8年やらせていただきましたけれども、こういうこと、余りよくないかもしれないのですが、母子家庭のお子さん、父子家庭のお子さんいらっしゃいますが、でも問題はないのだとおっしゃいますけれども、そのお子さん、子供たちにとっては、精神的な苦痛、負担は非常にあるかと思えます。私もたまたま名前だけ変わっていた時代があった、十数年間変わっていたのですけれども、そういうときはつらいときもありますので、そういうことがないように、地域で周りの皆さんを見守りながら家庭でも子ども子供を育てる、そういう社会をつくるように、ぜひ町当局としましても、あるいは学校教育、あるいは成人教育にしても、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。その辺で教育長、いいですか、一言。

○横山英雄議長 川田教育長。

〔川田定昭教育長登壇〕

○川田定昭教育長 お答えをしたいと思います。

子育てについて、少子化の時代を迎えて、それぞれ家庭でも悩んでいることが多いのではないかと、というお話の中で、やっぱり地域の子供は地域で育てるとというのが私たち教育行政の柱にもなっておりますので、いろいろ一人一人の子供にとっては家庭状況も環境も違いますので、それに合った指導を学校、そして家庭がまず中心だと思いますけれども、その2者でしっかり連携をしていただ

いて、そしてその地域の人たちもそこへ巻き込んで一人の子供を育てていく。そういう行政を進めることが大事ではないかなということ、現状は少しずつですけれども、進めているところであります。

以上です。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 先ほど子供についての医療費の無料化だとか、非常にすばらしいことが実行できたわけですが、子供を持ちますと、やはり二十までは相当親の負担になるわけです。そういうことで、ぜひ町当局もその辺を念頭に置きながら、やはり子供たちが幼稚園、小学校、中学校、成長しますけれども、小さいときからの習慣ですか、しつけですか、その辺が非常に大事になると思いますから、よろしくその辺も強力にお願いしたいと思います。

それで、高学年、中学の後半、高校、大学あるいは専門学校になりますと、非常にお金がかかるものですから、今も国のほうでいろいろその支援はする制度はあるわけですが、なお一層、それを進めるように町長、議会もですが、一生懸命働きかけていかなければならないと思います。多くのお金がかかりますと、やはりほかに無理がいくものですから、やはり家庭がぎくしゃくするだとか、そういうのは痛切に私も自分自身も経験していますし、県、国に要望と働きかけをしていただければと思います。そういうことで、ぜひお願いします。

それから、教育関係のことにつきましては、過日の海外派遣、その件で教育長決定されて、父兄に報告、案内し、また子供たちにも知らせたわけですが、やはりこういうときに、邑楽町の予算が否決されて順調に進んでいない。そういう中であっては、その決定等について非常に細やかな神経を使っていただいて、やはり町長に相談、あるいは町長が議会に、あるいは教育長が議会に、こんなだけでも、どうなのだということ、話していただければと思うのですが、議会の総務文教のところにも、あるいは議長や議運のところにも話が来なかったようなのですが、その辺については、町長、どんなものなのでしょうか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

国際交流の事業については中止ということになったわけですが、先ほども黒川議員にもお答えをいたしましたけれども、町としてというよりも、教育委員会のほうではこの国際交流事業については、やはりこれからの子供たちが国際的な事業といいますか、活動というのは大変多くなるでしょうということで、引き続き予算を上程させていただいたという経過があるわけです。それがなぜ中止ということについて議員の皆さん等に十分周知できなかったのかということですが、先ほど教育長が議員にお答えをいたしましたけれども、その事業を進めていくということになりますと、やはり一定の準備期間ということが必要になってくるわけでありまして、そのタイムリミットが5

月のときだったということのようでありまして、また私もそのとおりだというふうに思っております。それを国際交流の委員会等でそういった経過を十分議論されて、なおかつ担当の教育委員会のほうでも話し合いをされて、やむなく中止ということで、それがたしか議会の否決の日時が5月の19日だったと思いますが、その状況がタイムリミットだったというふうに記憶しておりますけれども、その翌日に教育長が答弁をしたような状況がありますので、やはりその実施をするということの期限に迫られていたということで、即、保護者の皆さんに中止の案内を出したということかなというふうに思っております。

したがって、議員の皆さんには、その旨の十分な周知ということではできませんでしたが、やはり執行する立場といたしますと、予算がありませんと事業はできないということにもなるわけでございますので、そういった考え方に立って、やむなく中止を決定したということでございますので、その報告が議員の皆さんに十分反映されなかったということについては、これはその期間がなかったということでありまして、その辺はご理解をいただきたいと思うわけです。

終わります。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 今の話は私は通らないと思うのです。なぜかといいますと、19日に否決されましたよね。それで、特別委員会できたのですよね。すぐに立ち上げた、20年度の。そういう中であって、前向きに議会のほうはそれをやろうということで立ち上げているわけですから、その20日、21日だということでもありますので、議員に22日に全員協議会あったわけですが、集まったときも、みんな、やらなくては、やらなくてはという話をしていました、議員は。そういうことで、19日に小倉委員長のもと立ち上げたわけですから、やはりその辺の相談、根回しというか、不足していると思います。

それで、財調の件で、やはりこれは間違っているということで出ているのですけれども、その辺の今度案内の中で、町民がわかるような、ただ単に紋切り型ではなくて、わかるようなその辺の表現も、もう少しあった。現実には1億4,800万ということで、プラ・マイ・ゼロだということで通ったわけですから、その辺も考慮していただけたらと思ったのですが、その辺については、議会が悪いから出してしまえなんていうのでやられたのでは困ったわけなのですけれども、私、そんな雰囲気ちょっと受けてしまったのですけれども。なぜかという、19日、21日、22日がありましたから。その辺、お答えください。

○横山英雄議長 川田教育長。

〔川田定昭教育長登壇〕

○川田定昭教育長 お答えしたいと思います。

財調の問題をもうちょっと通知の中に詳しく入れろということですか。

〔「それまでは19日、通知は21日と言いましたよね。22

日がまた……」と呼ぶ者あり]

○川田定昭教育長 私は予算を否決したというふうな原案だったのですけれども、文書はですね。予算は否決ではないよと。認められなかったのだよというふうに文書を直して出すぐらい、自分は神経を使っていると。それだけまず申し上げたいと思います。

それと、もう一つは、予算は議会の皆さん方が20年度の議案はこういうところ不備だから直せということで通さなかったわけですよ、19日の日は。だとすれば、その一つ一つの事業を、ではこの事業はやりたいのだから、ぜひ通してくれという、そういうのは通用するのですかね。私、そこまで認識していなかったものですから、だから予算が全部否決されたのに、では国際交流だけ通してくださいと言えば、それができるかどうか、ちょっと私、そここのところまで認識していなかったものですから、予算特別委員会ができたということは知っていましたけれども、果たしてそこで決めていただけるのかどうかという疑問がありましたので、またそこで幾日かたってという時間的な余裕がなかったものですから、私の判断の中でさせていただいて、議員の方に連絡に不十分ということでおしかりを受けたということであれば、これは申しわけなかったなというふうに思っているところであります。

以上です。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 国際的な子供を育てるとか経験だとかということで、これは学校としますと非常に大事な事業だったと思うのです。そういう中で、やはり募集の仕方、あるいはその方法について、例えば募集を、予算が通ったら、こういうものが後で10万戻るよとかでもいいし、ことしは町の予算はゼロだけれども、実行してみるということで案内を出すとか、そういうことはできなかったものでしょうか。

○横山英雄議長 川田教育長。

〔川田定昭教育長登壇〕

○川田定昭教育長 お答えをしたいと思いますけれども、そういうことは子供たちを裏切ることになるのではないですかね。例えば、募集をして、何人応募があったと。では、あなたはいいですよ、合格ですよと言っておいて、それで極端に言えば、予算が通していただけなかったということがあれば、私たちはどうするのですか。子供に信頼をなくすし、保護者にももちろん、やらないことよりも、私はもっと信頼をなくすのではないかというふうに思いますけれども。

以上です。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 ですから、自費で、ことし1人10万円ずつでしたっけ、多分そんなのだと思いますけれども、自費で実施するが、予算が通れば。皆さんの気持ちですと、通そうという気持ちがほとんどだったと思います。そういう中で、多分実行できたと思うのですけれども、また父兄の

方に負担をかけずにというか、10万円というのが担保してやれたかと思うのですけれども、その辺でちょっと残念だなというふうに思いました。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○3番 小沢泰治議員 前向きであれば自費でもいいし。では、引率のために必要だというのが主なのかな。

〔「そんなことない……」と呼ぶ者あり〕

○3番 小沢泰治議員 そんなことないのでしょうか。

○横山英雄議長 静粛にお願いします。

○3番 小沢泰治議員 では、次に入りますけれども、たまたま仕入れが悪かったのですが、食中毒が起きてしまいました。やはり教育長、学校、先生の経験が十分あるわけですから、メニューの立て方だとか、例えば月曜日は生ものはまずいとか。スーパーに私たちが買い物に行っても、それはあるのですよね。何曜日が新鮮なのが入っている。特に魚類についてはその辺があるものだから、その辺が考えができなかったものかなということに私残念に思っているのですが、起きてしまったのだからしょうがないのですけれども、その辺、ぜひ今度考慮して献立等組んでいただければと思います。それはそれで済んだことで、しょうがないです。後で県からもちゃんとした答えも来るので、それに従っていただければと思います。

それで、たまたまこういう事件が起きたから云々ではないのですが、やはり私、総務文教に携わっているものですから、昨年、給食センターの見学を石岡市、あるいは鹿嶋市ということで見せていただきました。非常に素晴らしい施設が整っているわけですが、邑楽町の施設についても、ぜひその辺を早急に検討いただければと思います。老朽化しているのは確かですから、よろしくお願ひしたいのですが。

それで、現実に庁舎建設基金の関係で6億ぐらい残っているのもあるのですよね。だから、その辺も念頭に置いたり、財源を捻出していただいて、給食センターの改築ということで、町長、いかがでしょうか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

給食センターの改築については、前の議員のご質問にもお答えをいたしましたかと思います。教育委員会のほうには、教育長を通していろいろな検討課題があると思います。それらを十分クリアした中で、邑楽町に合ったような施設整備がどのようなものかということの検討についてはお願ひをしておりますので、その辺のところは煮詰まった段階では、また議員の皆さん方にご相談をする状況があるかなと思っております。

さて、その改築をするのに財政調整基金の基金を利用するというお尋ねですけれども、現

在、庁舎建設基金の残高は約6億2,500万ほどかと思えますけれども、残があると思えます。ちょっと手元に確かな数字がないので、約6億2,500万というふうに申し上げますが、そのお金、基金を給食センターのほうにというお話ですが、議員もご存じかと思えますけれども、この基金は基金条例という条例で決められておまして、目的外の事業には使えないということになっております。これを利用するといいますか、使用するということになりますと、当然議員の皆さん方にお諮りをして、その基金条例の考え方を相談をするということがありますので、今そのお金を利用して給食センターのほうの建設が可能になった場合充てるということについては現段階では申し上げることはできません。

以上です。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 そういうことで条例で決まっているものですから、それはすぐに右から左はできないのですけれども、条例等またつくれば、そういう利用の仕方もあるのではないかと思います。非常に老朽化しているものですから、ぜひその辺を強力に進めていただければと思います。

教育長、その辺で給食センターについてどんなぐあいに今は、先ほどの町長の話のほかに進んでいるのでしょうか。

○横山英雄議長 川田教育長。

〔川田定昭教育長登壇〕

○川田定昭教育長 ちょっと質問がわからなくて申しわけないのですけれども、町長から先日、給食センターの改築は近い将来しなくてはならないと。だから、できるだけ早く委員会を立ち上げて検討してほしいという指示はいただきました。しかし、この議会が終わらないと、なかなか先、我々も真剣になってお答えをしているものですから、そっちも頭が回らなくて、その意思是まだスタートしておりません、申しわけないのですけれども。議会が終わり次第、至急始めたいなというふうには思っているところです。

以上でございます。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 新聞等に対する答えでもそうなのですが、予算がどうだからとか、いろいろ何だからということではなくて、やはり並行して、そういう問題が出たら取り組んでいただければと思います。

では、建設基金については、そういうことでぜひ有効活用していただければと思います。また、使途は決めなければならないのでしょうかけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○3番 小沢泰治議員 あと、ちょっとです。

6億2,500万ということが残っていると。それは、では有効に、有意義に町のために使っていた

できればと思います。

それと、立派な庁舎できました。公園も整備され、先ほどの、活力センターの皆さんのおかげで芝もちゃんと刈られ、非常にすばらしい広大な土地に、3階から見れば見晴らしもいいし、すばらしいわけですが、着々と邑楽町の道路関係につきましても整備しているわけですが、中学校の東の道路ですか、あれが大分広がって、よくなってきております。まだ、ただ残っているところがあるわけですが、その辺についての今年度の事業について、どの辺まで進捗するのか、それだけで結構です。またその次のについてはちょっとお話しさせていただきますので、その辺についてお話しいただけますか。これは課長でいいです。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午後 6時35分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 6時52分 再開〕

○横山英雄議長 横山土木課長。

〔横山正行土木課長登壇〕

○横山正行土木課長 お答えいたします。

町道幹線6号線の本年度の事業費でございまして、6,600万円ほど予定をしております。なお、事業内容でございまして、1級河川孫兵衛川にかかる大黒橋を含めまして、前後150メートルの区間を除いた南側と北側の部分、延長にいたしまして250メートルの道路工事、それとNTTの光ケーブルの移設補償を予定しております。

以上でございます。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 なぜお聞きしたかといいますと、中学校の東が完全な舗装になっていないのです。次に、あと3センチだか5センチ、その関係でパン屋さんのあたり、水がたまったりもするものですから、できるだけ早くよくなればなと思いましたので、お聞きしました。

それに関連ということないのですが、まず最初に、先ほどあっちへ行ったり、こっちへ行ったりで、小沢の質問はわからないということを傍聴の方にも言われてしまったのですけれども、私が先日の議会ではちょっと口が滑ってしまって申しわけなかったし、今回は口が足らずに申しわけなかったのですが、この一般質問の通告の順番が、1、2、3、4、5、10まであるのですが、これが1、2、8、3、6、7、4、5、10、9という順番であると、私の話が普通にわかったはずなのです。済みません。おわびして訂正させていただきます。今度は、おしまい2つですから、10番、9番。これでいきますと10番、9番になりますので、よろしく願いいたします。

10番なのですが、先ほど6号線については、広い道ができてすばらしくなるということで、課長から話を聞き、中学校の東もよくなるかと思うのですけれども、せっかくこのすばらしい庁舎ができました。それも借金なしでできたということで、中央公園、あるいは北の公園になるのですかね、とりあえず。そういうことで、敷地もあるわけですけれども、その周辺の道路について、これだけ全体中心は、あいあいセンターだの、シンボルタワー、庁舎、図書館そろいましたので、中央公園の西側の道路ですね。だから、公園を取り巻く、ある意味で公園を取り巻く道路なのですが、中央公園の西側、管理棟の西の孫兵衛川に抜ける道路。それと、橋渡って大黒のほうに抜ける道路、それとそこの北の公園の敷地、広大な敷地と、その西側との境に斜めに走っている道路なのですが、ぜひこの3線、それと管理棟から西に抜ける広い田んぼと畑の境の道路がやはりあるのですが、それをぜひ早急に整備していただければと思うのです。ということは、邑楽町の顔がちゃんとここでできまして、その4カ所ができると、どこから見ても、庁舎ができて、いい敷地もあるし、公園もすばらしいし、周りの環境もいいということになると思いますので、その辺についてぜひ検討をいただきたい。予算、非常に厳しいでしょうけれども、優先順位をつけて、この周りをお願いしたいと思います。

なぜかといいますと、水立、大黒、坪谷とか、西ノ根、宮内、大林、寺中、あるいは前原も一部あれですけれども、あちらから来る、北から来る道路というのは、ほとんどちゃんとアクセスできるようになっているのです。それで、南のこの関係が、ちょっとまだ砂利道ですし、散歩する方、あるいはサイクリングする方、あるいはあそこで子供たちと遊ぶ方と、いっぱいいらっしゃるものですから、ぜひその辺をできるだけ予算措置も頑張っていただいで実行していただければと思います。町長のお話と、またもしあれなら課長の話もいただければ。町長よろしくお願いします。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

小沢議員には町を思う気持ちでご質問いただきまして、ありがとうございます。私もぜひ町民の皆さんの利便性を高めるような、そういった生活道路等もその1つでありますけれども、進めていきたい、こんなふうに思っています。これは道路だけではありません。やはり税の執行というのは公平に行うということも必要だろうと思いますし、ぜひ予算等がお認めをいただければということもあります。しかし、これからの行政運営をしていく上で、町民の皆さんのサービスが低下しないように努力をしてみたいと思います。

詳細にわたりましては土木課長のほうから回答させます。

○横山英雄議長 横山土木課長。

〔横山正行土木課長登壇〕

○横山正行土木課長 お答えいたします。

ただいま議員からご指摘をいただきました、具体的に4路線につきましては新庁舎周辺環境整備事業に今後位置づけ、計画的に実施していく必要があると思っております。今後の推進に当たっては、路線によっては用地買収が伴うものもございます。用地交渉の進捗状況、現在進行中の1級河川孫兵衛川河川整備との整合性、また今後予定されているおうら中央公園北の公園整備との整合性等を十分考慮した中で、できるだけ早く整備したいと思っております。

以上でございます。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 この4線につきましては、やはり庁舎を取り囲む、あるいは各方面からの来庁、あるいは来客に対しての呂楽町のアピール等でぜひ必要かと思えます。それと、見た目も本当によくなりますし、また現実には、例えばお客様が来て散策を町長と一緒になさってもいいしということで、お願いしたいと思えます。

また、北の公園の敷地の西につきましては、公園の整備に先行してぜひしていただけると、新中野方面からも、あそこ、その向こうがよくなりましたし、通過するものですから、ぜひ見ばえと見た目、あるいは利便性、あるいは皆さんの憩いの場ということで、町民皆さん、多分期待していると思えますので、実行していただければと思えます。よろしくお願いします。

最後ですが、こちらの通告書でいきますと9番なのですが、合併問題につきまして、町長の8月31日の記者会見ですか、これには先ほど話がありましたように西呂楽3町だとか、あるいはなかなか町長、答弁がうまくて、できるだけ大きな合併だとか、そういうので濁してしまうわけなのですが、ぜひ町長、手を挙げていただいて、私はこうやるのだということで、2市5町の合併に向かうように活動をお願いできればと思うのです。それは、どうしてかといいますと、2市5町が40万都市で、すばらしくこの東毛の地がなるわけですが、将来を見据えた中でも、これは両毛圏だとか、道州制だとかということで、一番かなめになる合併だと思うのです。ですから、3町合併だの、1市4町だの、1市1町だのということを考えずに実行に移していただければと思えます。

ただ、大泉と太田が現在進んでいる段階ですし、館林も、議員、市長の中では、相当進んでいるのかと思えますが、やはりこの地域の、現在はもちろん、30年、50年、100年後を考えた場合に、今が本当に大事な時期かと思えます。そういうことの意味合いもありまして、ぜひその合併推進をお願いしたいわけです。それに当たりまして、広幹道がこの東毛の合併については中心になるかと思うのですが、広幹道を基本に据えた中だと思うのですけれども、呂楽町の税収増と、それから町の発展、活性化、いろいろかんがみまして、広幹道の両端については200メートルを市街化にすると。それで、幹線道路につきましては、県道が2線ですか、走っているのですか、3線ですか。東西南北を入れると四、五線あるのでしょうかけれども、それについても、両端を100メートル、両側をそういう広幹道については200メートル、幹線道路については100メートルをぜひ市街化区域に編入するよう、町当局も考えるし、県、国にも働きかけていただければと思えます。

その場合に、近隣商業地域だとか、あるいは準工業地域、先ほど工業団地のお話出ましたが、工業専用地域あるいは準工業地域ということで工業団地についてはできるかと思うのですが、この沿線をそういう格好で整備しますと、将来に向けて、きっと呂楽町がかなめになります。そういうのを先を見越しまして、ぜひその200メートル、100メートルの市街化編入を実現していただければと思います。その辺について、町長の心意気といいますか、県議に、県知事に、あるいは国会議員に対するスタンス等もちょっとお聞きしたいのですが。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

先ほど新庁舎が完成をして、その周辺の道路の整備、環境整備を早急にというようなご質問もありました。予算が伴うことでもあります。ぜひ予算の認定については議員のほうからもご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

さて、合併問題についてでありますけれども、特に具体的に2市5町ということの考え方、町長としてどう考えるかということのお尋ねでありますけれども、これにつきましては、先ほどの議員にもお答えをしたと思うのですが、私は合併というのは、やはりまずは住民の皆さんの声を聞く、そして住民の皆さんの代表であります議会の皆さんのご意見を聞くということは大変大事なことだろうと思っております。

過日、これ新聞報道ですが、先ほど5町という話がありましたので、関係いたしますから、その新聞報道等によりますと、板倉町の町長の考え方は、過去の、いわゆる合併をした地域の合併してよかったかどうかということも検証する必要があるだろうということで、これは新聞の解釈でありますけれども、消極的などというような報道もなされました。明和町の町長の考え方というのは、早急に合併ということはいかがなものかというような新聞報道もありました。これは他の町の首長の考え方ありますから、私はそれについて言及することは毛頭ありませんけれども、呂楽町の状況というのは、やはりその合併についての議論というのが果たして住民の皆さんも十分醸成されているかどうかということが1つにはあると思えます。したがって、総合的に考えるということであれば、それは2市5町という合併というのは理想かもしれません。しかし、そういった要因もあります。私は、総合的に考えて、この合併というのは慎重に対応していかなければならないのかなというふうに思っております。

以上です。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 現在、太田、大泉で1市1町、館林が、大泉が抜けてしまったから1市4町ということで進んでいるようではございますけれども、ぜひこの地域性といいますか、そういうのを念頭に置いていただきまして、大泉、太田が一緒になるのが決まった今、過去がありますから、今入ってい

くと、また迷惑してしまうような気がするものですから、1市1町が決まった確固たるものになった段階で、千代田の大谷町長と金子町長、手を携えて、大泉、太田に向かっていただければと思います。そういう分かれた合併ということであれば、ぜひ2市5町を私望んでおりますけれども、なぜその太田にということをお話しするかというと、邑楽、千代田も含めてすると30万になるわけです。30万超えるわけです。大泉、太田で二十六、七万。それで、邑楽、千代田が入ると30万になりますから、中核市ですか、それになりますし、そうなった場合に東の館林、板倉、明和が10万か11万ぐらいなので、長い目で現在の経済力だとか置かれている状態を見ますと、人口が7割に減るということもありますし、立ち行かないと思うのです。そういう中で、広幹道を中心として、それが動脈ですから、それで先ほどお話しした市街化区域に編入、それで南北の道も、先ほど立沢先輩からアクセス道路ということでありましたが、これが県議、国会議員の働きがいのあるところなのですが、栃木から埼玉までを貫通するような道をぜひつくっていただければと思います。そうすることによって、50年後、100年後もここがしっかりした状態でいられるということになるかと思えます。ぜひその辺を念頭に置いてお願いしたいと思えます。

それで、私、先日、皆さんにこれお配りしたのですが、再確認の意味で、これ読ませていただきますけれども、これは合併のことなのですが、私たち東毛の地から群馬県知事大澤正明が初めて誕生しました。今がチャンスです。そこで、広域合併の話もいろいろありますが、一気に大きく力強く2市5町の合併を実現しましょう。なぜなら、人口で40万、工業出荷額で群馬県の約5割、もちろん農業の出荷販売額でも群馬県一の平坦地のまちができるわけです。そういうことで、すばらしい地域になるのはわかっております。その中であって、東北道あるいは北関東道が走っているわけですから、すばらしくなります。東は板倉から西の新田まで、全国へ、いや、世界中への文化、観光産業の強力なインパクトある発信力となると私は思います。ですから、今すぐ大同合併が必要なのです。2つに分かれてしたら力が半減。東にでも行ったら、それこそ3分の1、4分の1に全体から見たらなってしまうと思いますので、ぜひ町長の西への決断を千代田とともにお願いしたいと思えます。広域幹線道路の早期貫通も進めていますから、急激に進んでくると思いますが、東毛市、これは仮称ですけども、県下一の40万市民と群馬県の北関東一の産業集積地の大きな力によって、東武小泉線に特急列車を早期に走らせる。これは私は不可能ではないと思えます。足利を回るのもありますけれども、こっちを回ってもいいわけですから。そうすることによって、道州制になった場合でもよくなりますし、それをぜひ図っていただければと思います。私たちが心を一つにして頑張っていこうではありませんかということで、上毛新聞の地図をいただいてしまったのですが、申しわけないのですけれども、利用させていただきました。

次に、やはりこれみんなでやらなければならないと思うのですけれども、現在の両毛6市、太田、邑楽郡、館林、桐生、みどり市、足利、佐野、これを考えると、やはり北には山がありますから、延びられません。南に延びる、太田から東に延びるということで、邑楽町、千代田町は、黙ってい

でも発展の中に入っていくということになるかと思います。地価は上昇し、農業と工業、商業を分けて、穀倉地帯ですから農業も頑張れる、商業も工業もということで、きっといい結果が出ると思いますので、その辺を念頭に置きながらお願いします。将来的にはとかいう話ではありません。もう東毛2市5町が一体になり、盤石のすばらしい力強い都市、(仮称)東毛市を一気につくり上げておかねばなりません。40年後には人口が今の、普通ですと7掛けになってしまうのです。工業でも誘致、あるいは商業誘致、魅力があるから邑楽町に外部から人が寄ってくれば、その限りではありませんけれども、7掛けになってしまいます。1市5町とか1市1町とかの話は一步も二歩をおくれをとる話です。ぜひ大きくなってもらいたい。なぜなら、次にやってくるのが、国が推し進めようとしている道州制です。そのときは、どこから見てもすばらしい、東毛が中心となり、羽生、行田、熊谷、深谷、北川辺、あるいは伊勢崎までもが1つになって、すばらしい地域ができるかと思っています。今話題の利根川新橋、アクセス道路、行財政改革など、政治家が大きな心でやらねばならない仕事はたくさんあります。町議にしても、町長にしても、市長にしても、県議にしても、国会議員にしても、その辺が欠如している面が多々あるのではないかと思います。町議においてはちょっと違いますけれども、県議、国会議員においては特に私感じているのですけれども、その辺をぜひ大きな心でやっていただいて、あらゆる分野で活躍せねばなりません。してもらおうことです。この東毛の地が魅力あふれる核になるように、おのれを捨てて、皆さん、近隣市町村、いつもお会いする各方面にお話しして、一気に2市5町が実現すればと私は思っております。

そういうことですので、町長、あるいは教育関係の教育長初め、各皆さんの心を引き締めた中で活躍を祈念します。私たち議員も一生懸命頑張ります。私も勉強しながら、皆さんと切磋琢磨して頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

きょうはありがとうございました。以上で質問を終わらせていただきます。

◇ 大野 栄 議 員

○横山英雄議長 17番、大野栄議員。

[17 大野 栄議員登壇]

○17番 大野 栄議員 最後の一般質問になります。私の発言通告の内容が、前議員の一般質問で重複する部分も大変ありますので、その辺は省略させていただきながら、違った角度、あるいは重複しないような立場で一般質問をしていきたいと思っております。

1から4までありますけれども、議長にお願いしたいのですが、1で休憩をとっていただいて、2、3、4をいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

まず最初は、ことし、平成20年度の予算についてですけれども、この予算の執行も過日議決をされました。その中で、町長は、こういう混乱をした原因だとか、町長の責任なんかは明らかにされておられません。議会の理解をいただけるように真摯に受けとめて、これからいきたいということに

終始したと思いますが、この結果を得て、多くの町民あるいは職員等々に迷惑をかけたわけですが、その混乱の原因は町長自身どのように考え、またその責任をどう感じているのか、お答えを願いたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えをいたします。

20年度予算についての審議、3月の定例議会、廃案、それから暫定予算、そして5月の予算の否決ということ、大変町民の皆さんにご迷惑をおかけしたということにつきましては、先ほども議員にお答えしたとおりであります。この予算がなかなか執行できなかったということについては、本当に町民の皆さんにご迷惑をおかけしているところでありまして、その思いというのは私は大変私の不徳のいたすところでありまして、これからそのようなことがないように十分意を尽くしてまいりたいというふうにお答えしたつもりであります。大野議員のご質問については、前の議員にもお答えをいたしましたので、以上のとおり回答とさせていただきます。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 町長、全然回答になっていないのです。私も前の議員に重複しないような角度から質問しているのです。この原因は何だと思えますかと聞いているのです。答弁願います。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

その原因についてということのお尋ねでありますけれども、1つには、財政調整基金の取り崩しの問題、そしてその金額の多い取り崩しの問題等々あったわけでありまして、これについては13日のときの可決ということで、議員の皆様方にご理解をいただけたのかなというふうに思っております。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 財調の取り崩しが原因だと。それだけですか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 財調の取り崩しが大きな原因だというふうに思っておりますけれども、それ以外に、私の不徳のいたすところということについては前の議員にもお答えをしたところでもございます。したがって、そういった原因が払拭できるようにこれからも行政運営に努めていきたい、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 町長は全然反省の立場に立っておりません。財調問題が大きな原因だって。

それだけではないでしょう。それが大きな原因ですよ。一番最初、11億しかない財調を半分の約6億を繰り入れすると。それで、財政基金条例を見ると、あなた、さっき読み上げましたけれども、どこの、1、2、3条の中でも該当しないと。1の中の等だ、等だということによってきたのです。ところが、拡大解釈で等といっても、財政、町税は伸びていると。等に当たらないということで、お金は大切に使うのだと。邑楽中学校の屋内体育館は町債、あるいは別の庁舎の公共施設の積立金の取り崩しで一般財源にはそんなに迷惑がかかっていないのだと。それが大きな原因ではないわけです。もろもろの事業にお金を分配されてきている。これで6億を使うって、明確な事業がないのですよね。そこで、財政調整基金の取り崩しの問題が出てきたわけでしょう。そして、廃案になる前に、3月議会、その原因の結果は町長つくっているのでしょう。議長が議会の雰囲気を見て、町長に、全員協議会の中で町長と総務課長、あと全部の議員ですよ。議長の判断において、暫時休憩の全員協議会の中で、もう一回、会期は長いから、あと、ほかの議員にもありましたけれども、会期を延長して、何とか財調の取り崩しを少なくして再度提案する気はないかどうか、聞いてきてくれと、そこまで議長はあなたにお願いするために総務課長使って言ったわけでしょう。そのときにあなたは、二つ返事で、いや、これをお願いしますって。これが原因でしょう。そのときになぜ、襟を正して、では議長がそういう配慮をするのであれば、もう少し、半分に近く、いや、半分にかなくても、1億でも2億でも半分でも戻して、了解が得られるような努力を何でなさらなかったのですか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

3月の定例議会に20年度予算の上程をするという中で、たしか6日の日、その日だったと思えますけれども、6億6,200万円の財政調整基金の取り崩しについて条例違反がありますというような議員からのご質疑でありますけれども、私はそのときの議員の皆さんの考え方という中で、1つにはその条例の違反があるというようなこととあわせて、今まで過去、昨年、平成19年まで過去ずっと財調の取り崩しということで歳出の部分について充当してきたというようなことがあるわけですが、その中で、過去はもう過ぎてしまって、これはしようがないのだと。今わかったので、その条例違反と言われるものがわかったので、だめですよというようなご質疑もあったかと思えます。これは財政調整基金の使途については、今までの議員にもお答えしましたが、大事に使っていかなくてはなりませんし、あわせて繰越金のお話も出ました。そういうことを考えれば……

〔「何でやらなかったのかと聞いているの。そういうこと聞いているのではないの。そういうこと聞いていないでしょう。なぜ議長あつせんをしたときにそのようにしなかったのですかと聞いている。今まで過

去の経過なんかいいのですよ……」と呼ぶ者

あり]

○金子正一町長 そういった経過をお答えしませんと、そこへつながらないものですから回答しているわけですが、そういう状況の中で議会が休憩に入り、全員協議会ということになったかと思っております。その中で、総務課長のほうから、今議員が言われましたようなことは伺いました。しかし、そのときには、やはりこれから20年度の事業を執行していくという上で、その財調の取り崩しということが必要であろうということとあわせて、緊急的な事業でない、いわゆる旧庁舎の解体ということについて3,500万ほどの予算を減額したということでありまして、当時の総務課長のほうからは具体的にそういった話はどこまでということ、ちょっと記憶ですので、定かではありませんけれども、ぜひこれをお願いしたいというようなことの回答はした記憶はございます。

以上です。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 それは経過なのですよ。経過聞いているのではないのですよ。なぜそういうのを受けなかったのかと尋ねているのです。混乱の原因はそこだから。どんどん聞きますよ。一問一答ですから。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議長の全協のやりとりというのは私は知る由もありません。総務課長のほうからの議長からの話というのは、この予算について、もっと減額を、金額はたしか聞かなかったと思えますけれども、減額について考える余地があるか、ないかということだったと思えます。それに対して、新規事業ですとかいろいろ新たな必要経費が出たということで、ぜひこれをお願いしたいということを総務課長に告げたということがあったということはそのとおりであります。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 その結果、こういう事態になったのです。あなたは、そのときにきちんと受けて、会期を延長してまでも頑張れば、こういう事態がなく、3月議会の中で議決ができたのです。その責任、どう感じていますか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

混乱をして、3月の定例議会でお願ひできればよかったわけですが、それがそのようなことで廃案になり、暫定を組んで今日まで来ていたわけでありまして、その責任については、先ほど申し上げましたけれども、大変重く受けとめておりますし、今後そのようなことがないように努力をしてまいりたい、こんなふうに思っております。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 3月の議長あっせんのおきに行ったことが、あなた今、今日見てどうだったのかと尋ねているのです。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 ですから、今申し上げたとおりでございます。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 全然反省していませんね、あなたはね。そのときに受けてやっていけば、こういう結果にならなかったですよ、暫定予算組んだり、廃案になったり、否決されたりということとはなかったでしょう。それを一般的に、反省しているのではなくて、やっぱり自分自身の責任でしょう。その結果、こういう迷惑かけているのです。謙虚に受けとめてください。何で、と一んと議長の最大な譲歩案をけ飛ばして、これをお願いしたいと。これをお願いしたいなら、ずっと一貫してお願いすればいいのですよ。のど元変わらないうちに5,000万減額でしょう。町長、目つぶっていないで、顔見てくださいよ。私はあなたの顔を見て質問しているのですから。相手が目つぶったら、こっちも目つぶりたくなってしまうから。しっかり顔見てください。それが原因なのですよ、はっきり申し上げて。その辺はきちんと反省もし、今後二度とそういうことないように、議会の大責任者、最高責任者は議長なのですから、その議長の提案をばあんとけ飛ばして、のど元変わらないうちに5,000万減額だ、財調の2億何千万だ。だめでしょう、ゼロにしてほしいとなるのです。だんだん、だんだんこじれてきてしまうのです。その当時であれば約6億7,000万ですか、ではこれだけ執行者が努力したのであれば何とか考えようというふうになるでしょう、議員だって、議会だって。議長のあっせんに対してこたえたわけですからね。あなた問答無用でけ飛ばしたのですよ、すぐに。そういう結果しかないでしょう。首を横に振ったって、そんなのジェスチャーだけです。だめ、そういうのでは。口では真摯に受けとめたいとか、何だかんだと言っているけれども、やっている内容はそうなの。これからもそうですよ、議会。その3月議会の混乱の原因は、議長のあっせんを簡単にけ飛ばしてやったから、この結果なのです。

それで、財政調整基金の条例も、等の問題についていろいろ議論出ましたので、その等の扱い、明確に、あなた3つ読み上げましたけれども、議会の了解を得れば取り崩しができるみたいな条項を見直す必要もあると思います。その辺についてどうですか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

今、町で使用しております財政調整基金条例、これは昭和39年だったでしょうか、その制定日はちょっと定かではありませんので、取り消しをさせていただきます。財政調整基金が執行されている

わけでありますけれども、それに1項の条文を、議会の同意を得れば使えるということを加えたらどうかというようなお尋ねですが、今現在はその条文を加えるということの考え方はありませんけれども、これからそれらの条文がどうかということであれば、検討する余地もあろうかと思いますが、現時点では地方財政法に基づいた条例の制定になっておりまして、それ以外のものを補完するという部分については他の財政調整基金条例もありますので、それらの基金条例が利用できればよろしいのかな。現在のところ考えてはおりません。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 考えていませんということですから、その扱いについていろいろ議論があったわけですから、考えていませんではなくて、考えなくてはだめなのです。それが混乱の一因にもなって、ずっと来たのでしょうか。そして、議会の方向性を真摯に受けとめるという立場で、全然真摯ではないではないですか。検討しなくてはならないのではないではないですか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えをいたします。

ただいまもお答えしたわけでありますけれども、今町のほうには財政調整基金を含めて多くの基金条例があるわけであります。議員の皆さんの了解が得られれば、その財調の取り崩しができるということの検討ということですが、他の基金条例を活用することによって、それらの理解ができるのかなというふうに受けとめておりますので、今のところ考えていないということを申し上げたわけであります。しかし、議員が指摘するように、多くの議員のご意見の中で、それを入れることが必要だということであれば、これはまた議員の皆さんと検討して、よりよい条例をつくっていくということはやぶさかではありません。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 町長は事あるごとに議会の方向性を真摯に受けとめると言いながら、今考えていない。このことが原因で本予算がなかなか通らなかったのでしょうか、財調の取り崩しについて。実質上はゼロになったわけですよ。考えていない、必要であればと。真摯に受けとめたら、もう判断がつくでしょう。どうなのですか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 ですから、ただいまお答えをいたしましたが、多くの議員の皆さんのそのような条例をつくるということの必要性があれば、また他の基金の条例を利用することが不可能であって、新たに項目を加えるということの必要性があれば、これはそのときに検討するということをお答えをしたつもりであります。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 必要があるから、もう検討しなくてはならないでしょう、前向きに。多くの皆さんの議会って、多くの皆さんがこれはだめですよということで、ずっと暫定予算で来たわけでしょう。少数の議員のあれではないでしょう。だから、検討しなくてはならない時期でしょう。何考えているのですか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

今私は、その必要があるということであれば検討するということをお答えしたつもりですので、それで考えているのですが。

以上でございます。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 さて、20年度の予算大枠については、町長の公約でありました1,400万退職金はもらわないからということで、議会の動議によりまして、中学3年生までの医療費の無料化、また実質上は財政調整基金を使わない予算執行ができたわけですよ。それで、そういった点では町民に大変喜ばれるような予算内容になってきたと思います。

先ほど、この教育長の給与の条例について、教育長から議員に対する答弁がありました。議会で決まったことが非常に不満だと。3人については給料半分にしてもらいたいということで発言がありました。20年度の予算について網羅されておりますので、どういう考えで述べたのか、お尋ねします。

○横山英雄議長 川田教育長。

〔川田定昭教育長登壇〕

○川田定昭教育長 私は、今大野議員の言うように3人の議員を半額にしろとは言っておりません。

聞き直してもらっても結構だと思います。ただ、3人の議員には、給料半額にするということはその人にとって非常に大変なことなのです、そういう重みを感じてくださいと、そういうことを申し上げたのです。

以上。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 教育長、私は、あれっ、教育長は重大な発言をしたということで、すぐメモをとったのです。メモには書いてあるのです。議会のことは不満です。3人については給料を半分にしてもらいたい、書いてあるのです。

○横山英雄議長 それは、大野議員、言っていない。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○17番 大野 栄議員 では、議員が言ったのかな、これは。議員でやじが書いてある中で、3人に

については云々ということ。後でまた、私自身、テープを読んでもみますけれども、それらしきこと、特に3人についてはと固有名詞がありました。だけれども、これは何回も議員が言っているの、重複は避けませけれども、議員提案が、町長、四役、三役の10%減額について、10%ではないのだということで、議会の動議でこれが決まったわけですね。この議員の給与というのは、教育長もご存じのように、1人とか2人ではなくて全員が対象になります、全員が。教育長も議会で決まったことが不満であるということは、大変認識不足というのですか、教育委員会と執行行政と全く違うでしょう。結局、お金の問題にかかわってくるわけです。不満であればおやめになればいいし、議会の1人や2人で決めたのではないですよ。議会で議決されたのは、全体で、全部で決めたことです。それをピックアップして、提案者だけがとんでもないやつだというのは、全然教育長として発言する、間違っていますよ。あなたがそうだから、教育委員長も、ある婦人会の総会の中のあいさつで、議会が予算通さない、議会に対する批判を総会で言っているのです。教育委員会って、そういう組織ですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 この件については通告にありませんので。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 川田教育長。

〔川田定昭教育長登壇〕

○川田定昭教育長 私が先ほど発言したと教育委員長とは一切関係ありません。教育委員会はそういう考え方ですかと言われても、私には答えようございませぬ。委員長は、当時、私も一緒に同席していましたので、議会が否決したからというような発言はなかったと私は思っております。

以上です。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 20年度の予算に携わるものですがけれども、国際交流のいろいろな件で、なぜそうなったのか、残念だという議員もかなり一般質問の中で出ておりました。教育委員会としては、5月の議会がタイムリミットであると。これが議決できなければ行けませんということで、町長に報告をして、その旨を伝えたと。これ予算の伴うもの、間違っていないですか。では、極端に言えば、国際交流は教育長が止めたということですよ。

○横山英雄議長 川田教育長。

〔川田定昭教育長登壇〕

○川田定昭教育長 お答えしたいと思えますけれども、私が、最終的には確かに私が止めたと思いません。中止という、最終決定は。しかし、それまでにはそれぞれの交流委員会の皆様のご意見もきちんと聞いて、そしてその中で、もうタイムリミットだという私自身もそう思いましたので、中止しましょうということで決定をしたわけです。私が最終的に決めたのかどうかということであれば、

そういうふうになると思います。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 教育長、それが大きな間違いなのです。教育委員会は、いろいろ事務手続があると。5月がタイムリミットですよということを行く立場で町長に伝えればいいでしょう。行く、行かないは町長が決めるのです、予算の伴うものは。教育行政、教育内容ではないですよ。予算ですよね。1人10万円の補助金を出す、執行するという予算だったのです。それが暫定予算には網羅されておりませんから、だから5月のタイムリミット、教育委員会としてはこのように考えていますよということをおあなたが町長に伝えればいいのでしょう。その予算執行は町長でしょう。教育長が判断するのではないでしょう。私はそう思います。でも、そういう認識ではないでしょう。そうすると、町長がそれを受けて、町長の判断で実行したり中止したりするのです。だけれども、町長には執行者という立場があるから、どうしてもその気であれば、専決処分でも何でも、議会の承諾を得ながら、事務としては予算を伴うので、進めていいかどうかということが幾らでも話できるのです。5月にそのお金を全部使うのではないのでしょう。出発するときは8月ごろでしょう。実際にお金かかるのは今すぐ必要ではないのです。そういうことも考えながら、やっぱり決断するのは町長で、教育長が判断するのではないのです。全然間違っていますよ。だから、予算というのは町長が決めるのです。

だから、そういう形で、どうしても教育委員会のそういう考えがあれば町長に伝えて、その判断するのは町長なのです。それで、町長が国際交流で中学生を今までどおり継続させてやりたいということであれば、お金のかかることですから、お金はまだずっと先ですよ。議会だって特別委員会をつくって、真剣に予算執行しなくてはならないということで、6月議会まで暫定予算までつくらなくてはならない。では、事務手続上が云々ということであれば、その部分の事務手続は先行処分をしていきたい。予算、まだ伴わない。事業の実行していきたいということで相談すればいいでしょう。

私はこの国際交流については、いろいろ自分なりの個人的な考え持っています。だけれども、今の国際交流の中学生の派遣の問題は全然狂っていますよ、町長。あなたが行く立場であれば、やあということ、幾らでもその事業実施の方向でできるのです。教育長が決める問題ではない。町長が決めるものだ。予算執行。実際に今すぐお金要るわけではないですからね。事務手続を進めるには議会の同意を得て、専決処分の一環としてやりたいのですと言ったら、みんな反対したら、町長、それはだめだ、だめだと言う議員は恐らく数少ないと思いますよ、いたとしても。そういう執行をやらなかったでしょう。そのことについて町長はどう思っていますか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えをいたします。

予算の提案権は町長です。その提案をしている予算の中身について、5月の19日の日に否決をされたということです。私は今大野議員が言われますように、その事業等を、結果としてそういうお話、ご質問なのだろうと思うのですけれども、町長が提案をした予算に対して修正をする修正権というのが議会にあるのは議員ご存じかと思います。したがって、その提案をした国際交流の予算、250万ほどだったと思いますけれども、この部分について、否決をされたものを後になって、そのことだけの事業をやるということの専決処分が妥当なのかどうかということも、私ちょっと勉強不足でわかりませんが、否決をされた予算の中身について、その事業がやるということ、それはいいですよということを専決処分で上げていいのかどうかということが、ちょっと私も理解できません。専決処分をするということは、提案する中身について、議会を開くいとまがない、あるいはどうしたらいいだろうかと議会の皆さんに提案する時間がないということで専決処分等があるというふうに理解をしておりますので、大野議員が言われる部分についてはそのように理解しています。

また、これは町長が予算を提案するということは、教育委員会のほうから、こういう事業を行いたい、したがってこの予算をぜひ計上していただきたいということの考え方から、町長にその予算の要求が上がってくるわけでございまして、それを実施するということは、そこでお認めをいただければ教育委員会のほうで事業を進めていくということでもありますので、今のお話ですと、私自身が予算の執行するという立場ではありますけれども、そういったルールは、果たして今大野議員がご質問されたのは正しいかどうか、大変失礼でございますけれども、ちょっと私には理解はできませんが、否決をされた予算については、果たしてそれでいいのかどうかということは、これからちょっと研究をしたいと思っております。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 それは認識は違いますよ。否決された予算は、また再提出しているでしょう。議決されたでしょう、否決された予算の内容は。ほとんどそうでしょう。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○17番 大野 栄議員 ほとんどそうでしょう。否決されたもの、また再提出なんていう、やっているのではないですか。議会の了解が得られれば事務手続はできるということですよ。そういうのは、提案者、要するに提案権は町長でしょう。執行者、あなたでしょう、最高責任者は。そういう提案を、予算がまだ伴わないのですから、事務事業をやっているかどうか、相談しなさいと言っている。あれこれ、あれこれ、へ理屈こねるのではないのですよ。議会に了解得れば何でもできるでしょう。そのことを言っているのです。間違っていると、間違っていないとか、議会が議決、了解してやれば、こまは前へ進むのです。裁判より議会の議決が先決なの。だから、そういうふうなことで、こまを前に進めればよかったですよ。

それから、町長、今の教育長は町長が任命した教育長ではないです。前久保田町長が任命した教

育長です。任期は来年の9月までですけれども、町長がかわったから、前町長に、人事の問題等々あるから、この人事が終わるまでは教育長の座でいろいろ事業をやっていきたいというお話があったって、前町長から聞いています。そして、3月になったら、この間の全員協議会の中で、実は教育長も辞職願を町長に出したけれども、引きとめられましたということで発言がありましたよね。今、私は、学校の校長上がりがすべて教育長になるのがいいと思っていませんけれども、たくさんの人材が定年退職をしてきておりますし、新しい町長で任命するほうが私はいいのではないかな。あなた、反対したのですからね、一番最初。そういうふうには私は理解します。そういった点では人材はたくさんありますので、心配しないで、その人事、あなたの指名する人事をやってほしい。

それから、あと一つ、町長の解散権、これは予算にすべてまつわるものです。あなたはあらゆる、例えば町長選のときに、今あなたが仮に当選されても議会の圧倒的多数は同意されないでしょう。そのときあなたはどうしますかということで、議会の町長の解散権だとか、そういうことを言っているのを聞いているし、テープでも聞いています。それで、過日の6月7日、蛭沼の、もとあなたの選挙事務所に約25名ぐらいの人を集めて懇親会やりましたけれども、町長もそのときは出席しています。どんな話が出ましたか。

○横山英雄議長 大野議員、通告にないです。

暫時休憩します。

[午後 8時00分 休憩]

○横山英雄議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

[午後 8時12分 再開]

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 議長に止められましたけれども、私、20年度予算ということで関連があるので、答弁を求めているのですが、その中で、ことしの予算が通らなければ議会を解散云々という話も出ているのです。あなた、町長選に出る前に町長の解散権ということで言ってきていますけれども、町長の解散権、どのように考えているのか。

それから、あと、先ほどの専決処分も今休憩時間中に私は勉強しましたが、そのとおりです。私の言ったとおり。できるのです。あなたがわからなければ、財政の総務課長に答弁求めればいいと思いますけれども、時間も随分経過してしまったので、簡単に答弁してください。

あと、専決処分云々とありましたけれども、事業の実施の。議会の了解を得ればできるのだということ、町長はわからないようですので、財政の総務課長に答弁してもらえばいいでしょう。大分時間たってしまったので、そこの箇所だけをお願いします。

○横山英雄議長 堀井総務課長。

〔堀井 隆総務課長登壇〕

○堀井 隆総務課長 議会で否決されたものをその一部分を専決処分できるかどうかというのは、全体を否決されているわけですから、一部分だけを取り上げて町長の専決処分でいいというふうには、私自身も解釈をしておりません。議会を開く暇がなくてできないということではなくて、開いてだめだったという結果ですから。もっと具体的に言いますと、例えば否決されてだめだったものを、予算特別委員会等が当時できましたので、その中での議論で探っていくという方向はできたかわかりませんが、町長の専決で独断でできるというのはちょっと無理がいくかなというふうに解釈をしております。

以上です。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

町長が解散を行使する解散権について、どのようなときかということのお尋ねですが、1つは町長に対しての不信任決議案が可決をされたときということが1つあるかと思えます。ただ、この不信任決議案も……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 それはそういうことです。

それから、もう一つは、伝染病ですとか、あるいは災害ですとか、重要な事案等が発生した場合に、それを予算化しようとして否決をされた場合、これらがその解散の行使に当たるかなと、このように理解しております。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 町長の答弁のとおりです。この2つが町長の解散権ですから、予算が通らなかったから解散させるだとか、こういう事業だから、通らなかったから解散させるという、そんな簡単なものではないのですね、議会は。解散できないのです。解散させることができないのです。そういうことで、あなたやってきた。それは間違いだから。後援会でも何でも。テープありますよ、ちゃんと解散しますと。あなた町長選のとき、いろんな公民館で言っているテープ、今度9月議会、それ流しますから、ありますから、ちゃんと。そういうことをやってきたのです。そういう形で、町長の解散権というのは今言った2つ以外はないということです。認識していますよね。後援会にもよく言っておいてください。簡単に予算が通らないからできるというの、それは間違いなのです。

次の問題は、先ほど議員の答弁に、9月の補正で第3子の出生祝金を、できれば10万円アップしたり、あるいは5万になるかもわからないけれども、お金か商品券かわからないけれども、検討していきたいということの答弁がありました。これは大変結構なことで、どんどんやってください。がしかし、子育て支援というのは、第3子にお祝いやるということではなくて、一番最初は妊婦健

診からあると思います。ことしは6回ですけれども、もう東京あたりは全部12回の健診が無料です。ぜひ子育て支援をやるには妊婦健診の全無料化、それから3世帯同居の家族の方々については町民税を何%割引するとか、あるいは国保を使わない方々は、以前にはありましたけれども、健康優良家庭ということで世帯を表彰するとか、そういう形の福祉。しかも、予算を、持ち出しが医療費多いわけですね。医療費を1年間、家族で使わなければそういうのを表彰するとか、やっぱりそういう形でどんどん健康をつくるための福祉の予算にも使ってもらいたい。産みたくても産めない経済情勢、それからあと、3人も産めない、1人がやっただ、2人がやっただというものいっぱいあります、いっぱい。3人はちょっとギブアップだと。それで、やっぱりそういう方々にもぜひ5万でも10万でも出生祝金を網羅するように考えてください。3人だけでは差別で、子供って第1子も第3子も同じですから、子供の誕生は。そういう形で子育て支援もやっていただきたいし、また結婚しなければ子供産まれない。結婚できないのは、やっぱり雇用の安定雇用、人材派遣ではなく、その辺の基礎からやらなくてはならない課題がいっぱいあるということです。それを指摘しながら次の問題に入ります。

次は、町長の裁判放棄と町を訴えている業者についてですが、これも何か重複するので、その分については、はしょっていきたいと思いますが、12月の議会の中で議員にも言われたように、議会は議決しました。議会中にあなたは、私が一般質問やっているときに、きょうは裁判の日ですと。取り下げ等しないでやってくださいということを私はまくら言葉にしながら一般質問した記憶があります。そのときにも、その後小倉議員ですか、いろいろ、私はこういって裁判訴えて、なぜ私を辞職勧告したのかということで、名前を挙げましていろいろ言いました。もうそのときは10時半には裁判の結果が出ているのですから、あなたは知っているわけですよ。裁判は10時半に結果は、取り下げ、放棄という結果が出ているわけですから、知っているのです、そのときは。にもかかわらず、しらばっくれて、とぼけて、そういう発言をしてきたのです。なぜ裁判をやったかって。そんな論ずる資格は全然ないではないですか。放棄したって、全面敗訴でしょう。そのときに堂々と行って、それで暫時休憩になりました。そのことについての謝罪もしないし、謝りもしないし、それで私も議長と町長がしゃべっているときに、大野議員、名前を削除すればいいですかって、取り消し。私は全部取り消し。全面敗訴ですから、裁判のことについて語る資格がないのです。にもかかわらず語っているから、本会議で。それを全部取り消しなさいと。放棄をした人は全面敗訴ですから、そんなこと言う資格ないのです。それでとぼけていて、弁護士に連絡しますと。もう知っているのですよね、奥さんが前の日に行っているのですから。その次の日なのです。あなた、随分芸能人ですね。芸人ですね。廊下出て携帯で、では、弁護士に電話してきます、今、裁判中かわかりませんが、通じませんと言ったのでしょうか、知っていて。芸人ですよ。今度町長の次は吉本興業へ行くといいですよ、採用されると。それもみんなうそのジェスチャー、大したものですよ。大うそつき。そして、放棄したと。それで、放棄も5月の第1回の町長室公開のときに。被

告に対して原告が放棄しておいて、放棄って何ですかって。これもあいた口がふさがらない。熟知しているでしょう。あなたが知りませんなんて言ったら笑い物になりますよ、全町民の。自分が原告でやって、自分が放棄して、訴えられた被告に、放棄、何ですかなんて。いいかげんにしろと言われますよ。本当、笑い事ではないですよ。

〔「笑っていない……」と呼ぶ者あり〕

○17番 大野 栄議員 笑い事ではないのですよって。笑っている、笑っていないではなく、笑い事ではないのですよと。あなたが笑っていると言っていないですよ。笑い事ではないのですよと言った。そうでしょう。大変なことですよ、こういうのは。そういうことが、やっぱり12月議会できちんとけじめをつけなくてはならないものをつけないために、こういうずるずる、ずるずるなってしまっ。あなたの任期中、ずっと続きますからね。あと3年半ですか。ずっと続きますよ。なぜなら、あなたが町長だから。一般町民では議会に関係ないですからね。町長だからただされるのです。これからも続きます。

ですから、まだ決まりがついていないし、議会中でないとその削除というのもできないですね、本会議の会期中でなくては。あのかのあれを今削除してくれと言ったって、もうできません。そういうのは、行政40年近く執行しているわけですから、わかるわけですよ、本当。だから、私は、そういった点で一つ一つ真摯に受けとめると口では言いながら、実際に行動がなっていない。だから、こういうすべてに結果が出てくるのです。私はそう思います。そして、これは町長の裁判放棄の問題で、まだ決まりがついていないということです。

さて、この次は、業者、山本理顕が町を訴えていますよね。いろんな方からいろんな意見が出ましたけれども、発言が出ましたけれども、住民運動の中でいろいろあって、町に訴えている内容は、あなたが山本理顕の請求書、まだ百十何万の請求書があるではないかということの発端でいろいろ事件が起きてきているのです。それが今裁判やっているのです。あなたは山本理顕の請求書を持って議会やったのです。業者と癒着があるのではないかということで、いろんなことがあって、今度あなたが被告ですからね。今まで原告と仲よくやったのです。山本理顕の代弁で、議会でこれだけの支払いの請求書来ていますよ、払わなくてはだめでしょう。町は払わなかったのですよね、払っていないし、それで第1回、2回、あなたが先ほど本間議員の答弁にもありましたように、裁判が行われて、8月、9月に証人の呼び出しが来ている。この呼び出しも、やめた前課長、神谷室長だとか、それからあと宮沢課長だとか、前町長だとか、前議長だとか、多大な迷惑をみんなかけているのです。ということは、復活したとか何とか言って、現実にそうなのです。条件がありますって、その条件は、もう既に前町長のときに和解の方向。裁判は1回、2回で終わりで、裁判所から、もうこれは弁護士と裁判官を入れて話し合いしてくださいということが続行されていて、町としては一銭も払わないということで、和解をしようと思ったところに、あなたが当選されたのです。そして、山本理顕は大喜びになってしまって、今度和解しないって。一生懸命味方をして、町に払

いなさいと言ってくれた議員が町長ですから、払ってくれると思っているのではないですか。払いなさいと言っているのだ、議会で。だから、一番大喜びしているのは山本理顕でしょう。一番困っているのは金子町長。おもしろい現象ですね。やっぱり原告の代理人である清水さん、あなたが裁判に訴えて、我々被告になっていますけれども、それも清水弁護士。原告と被告がみんな、たまたま。だれが信用しますか。たまたまではないでしょう。初めから、そういう弁護士と一緒にともに行動してきたのでしょうか。それで、あなたは第1回の傍聴に東京まで行きましたと言っているでしょう。これは町を応援するのではない、山本理顕を応援するために行っているのでしょうか。お昼のご飯だって何だって、山本理顕と一緒に食べているでしょう。こっちはこっちで、町のほうは町のほうで食べているのです。ずっと今までの経緯がそういう形で、違うって、だれが認めますか。だから、そういうことで、これから山本理顕にはどんどん、どんどん正規なものについては裁判で戦ってもらい、町はその対応しなくてはならない。困るのは金子町長だけだと思います。議会は一銭も出しませんからね。和解の方向行って、とんでもない話ですよ。と私は思います。だから、一番困っているのはあなたではないかというのはどうですか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

町が訴えられた裁判、2つあるということは、さきの議員にもお答えしましたから細かくは触れません。しかし、私は、先ほどの答弁でもお答えしたのですが、ことしの1月の19日の日に、和解について町の弁護人の相澤弁護士のほうから相談を受けたというのはお答えをしたつもりです。このときの和解の関係は、前の町長もそのような形で進んでいたということは後で知ったわけですが、私は1月の19日のときの相談では、そのような形であれば、ぜひ和解でお願いしたいという話は相談でいたしました。しかし、私はその和解について、町民負担が起らないようなことでもお願いしますということを相澤弁護士に、町の代理人にお願いをした経過があります。その後、大野議員、いろいろ私、わからないところもいっぱいわかっているようですが、私は確かに…

…

〔「違うなら違う、そうだったらそう、それだけ……」と

呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 私は傍聴に行ったのは事実ですが、それは決して原告といいますか、設計事務所を応援するということで行ったわけではありません。先ほども申し上げました。一町民という形で行ったということです。

このことについてどう考えるかということでもありますけれども、私は代理人のほうにすべてお願いをしたという経過があります。したがって、どのような審理が進んで、どのような結果になるか、わかりませんが、その提訴がされたということは、前の久保田町長のときに起こされた事件

でありますし、それを同じ立場の町の責任者ということですから、それを受け継いでいるということはそのとおりでありますから、これは町の町民の皆さんの負担がかからないような状況で代理人の方にも頑張ってください、そういう思いはあります。よろしいでしょうか。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 よろしくないですね。一番困っているのは町長ではないのですかというふう
に言っている。それを聞けばいいのです。いや、私は別に困っていませんよと、困ってなければ
困っていないでいいし、困ったら困ったでいいし。今まで答弁したことはいいのです。しかし、山
本理顕の裁判にわざわざ電車賃をかけて傍聴に行っていますよね。それが原告の応援ではなくて、
一町民として行っているということはだれが信用しますか。あなた、原告の領収書を本会議で出し
て、これを町は払いなさいとやったのでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○17番 大野 栄議員 やったじゃない。それがもう、業者の癒着みたいなことあるのでしょうに。
百十何万円を……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○17番 大野 栄議員 何を言っているのですか、あなたは。本会議で言ったでしょう。でたらめな
こと言っているのではないですよ、私は。憶測でも何でもなし。あなたが原告の上の立場で行って
いるの、一町民として行ったと言ったって、だれも信用しないということを行っているのですよ。
当たり前ではないですか、原告とともに行動してきたのですから。町長になったら、そうではあり
ませんと言ったって、だれが認めますか。だから、困ったのではないですかと言っている。困って
しまいますよね。山本理顕の出した請求書を、あなた、本会議でこの支払いしなさいってやってい
るのであるから。裁判も傍聴して、決して町の立場ではないですよ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○17番 大野 栄議員 支払いをしなさいと言っていますよ、あなた。何言っているのですか、議事
録をよく読みなさい。うそ八百並べるのではないのですよ。ちゃんとそういうことを本会議の中で
言っているのです。その業者が、今あなたが当選されて、吹き返ってきて、いろいろ、和解の方向
でなくて裁判やるってなっているのではないですか。だから、一番困っているのは町長ではないで
すか。私はどんどんやったほうがいいと思う。どんどんやったほうがいい。向こうやるのは自由で
すから。町はびくともしない。町長がかかったからといたって、今までの流れの中で、町はこん
な立派な庁舎できて、本会議もできて、議会の中に呼び出しを食って、最初は山本理顕は、得にな
らないものについては出頭しないということ。そうしたら、ある議員が直接山本理顕に電話して、
そして来たのですよね。全員協議会の中に山本理顕が来て、請求書のないものについては金額の請
求はしませんというところまでいったのです。放棄する。それこそ放棄するということになった、
話し合いでは。あなた、全員協議会いたからわかるでしょう。山本理顕が来て、そういうことで請

求はしないということになったのです。だけれども、議会ではそういうふうと言って、今度和解の方向でそういう和解を言ったのですが、あなたが町長になったら、今度裁判して、その費用出せ、コンペの費用出せと言いに入ったのです。そういう経過があるということです。どんどん清水弁護士にお願いしてやればいいですよ、経過報告して。町民がどうに受けるか。一番困るのは、原告、被告の弁護士が同じでやってきた町長が一番困ると思います。困らないなんて言ったら、うそでしょう。人間ではないよ。困るに決まっているでしょう。原告、被告ですから。たまたまなんて、だれも信用しないですから。私、そのことを指摘したでしょう、12月議会に。たまたま同じと。たまたまって、だれが議員で信用しますか。たまたまではないですよ。あなたは、たまたまとか、うっかりが大好きですけども、そういうのではない。やっぱり山本理顕が弁護士とともに、代理人である方とともにずっと運動して、今も続けている。

時間がなくなりました。そういうことがあります。そして、裁判やるのは山本理顕の勝手ですけども、正々堂々と前町長の考え、今までの和解の方向に向けて頑張っただけで進んでいただきたいと思っています。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○17番 大野 栄議員 違うくないよ、何言っているの。それで、まだまだ退職した人に迷惑かけて。前町長まで呼び出し出頭になって。本当にあれですよ、あなたが町長になったことにおいて、いろんな形で出てきているということを指摘しながら次にいきます。

次は、公約についてですが、皆さん、いろいろ話をしておりますので、私は1つだけ、この件について簡単にお尋ねします。入札問題です。あなたは入札について、常々、歩切りは幾らなのかということを経行者に聞いていました。今度あなた執行者になりました。私があなたが入札執行したやつを歩切りは幾らですかということで担当者聞いて尋ねてもらったら、それは教えられないという答弁が来ました。何ですか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

今、大野議員がご質問されたことは、過去に私も議員の当時、お聞きした記憶があります。しかし、そのときの課長のお答えは、予定価格については公表されておりますから、その前の設計金額についてはお知らせすることはできないというような回答をいただいて、これは全協のときだったと思いますけれども、そういう経過がございます。これは12月の定例会だったか、3月の定例議会だったか、ちょっと記憶が乏しいのですが、小倉議員の質問だったかと思っておりますけれども、そのような質問を受けたことはあります。その結果については、特にお知らせ、回答していなかったと、そのように思っております。

〔私が聞いているのに答弁になっていない。なぜ私が

歩切りを聞いたときに教えてもらえないのだと……」

と呼ぶ者あり]

○金子正一町長 ですから、先ほども全協のときのお話をいたしました、その設計金額については、前の担当の室長だったと思いますけれども、そのような考え方でありましたので、教えることはできなかつた、こういうことであります。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 教えることができなかったではないのですよ。あなたは、心は一つ、町も一つということで、町民の貴重な税金を大切に活用しましょうと。それで、オンブズマンのいろいろ記載されたものを引き合いに出して、あたかも町が談合しているような、こういうふうの前橋並みの90.5%ならば1億1,700万は節約可能で、いろいろな事業ができますって、みんなこういうチラシを全戸配布したのでしょうか。それで、では私はあなたが執行者の最高責任者になったので、常々議員のときに言っているように、この事業の歩切りは幾らなのですか、教えられないって。教えるべきでしょう。さんざんただして、こういうやつ流してきているのですから。なぜできないのか、その理由だけ簡単に言ってください。

○横山英雄議長 金子町長。

[金子正一町長登壇]

○金子正一町長 お答えいたします。

なぜ歩切りをした割合を教えることができないかということでもありますけれども、設計積算の適切な実施という中で、建設資材等の設計単価については、その地域、その地域の実態に即した単価、あるいは機動的な把握に努めると。したがって、適正な単価とすることということが、これは決められているようでもありますけれども、その中で設計書金額の一部を正当な理由なく控除する、いわゆる歩切りについては厳に慎むこととすることの条文もあるようです。これについて、担当の関係する職員等にちょっといろいろ聞いてみたわけですが、これについて私自身、そういったことがないような状況はできないものだろうかということは今現在勉強しているところでございまして、このような考え方がある上に立って、現在のところお示しをしなかったということでもあります。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 真っ赤なうそばかりついてますね。あなたが議員時代に言ったことを、今度最高責任者だから言ったことは実現できるのですよ。そういう立場にいるのですよ、あなた、今。やればいいじゃない。どんどんやってくださいよ。議員時代に言ったこと。すべてにおいて、公約も。みんなうそ八百並べて当選されたと同じでしょう、それでは。その立場に立ったら、できません。何言っているの。歩切りもできませんって。実際に邑楽町は入札問題について、私は過去ずっと、もう何十回ということで、公明公正な立場で入札を施行しなくてはならないと。談合の疑惑、職員、議員、いろいろ、なれても困るして、一番いい方法をつくったのが今ですよ。予定価格を

公表して、そして業者間で競争させる。それで、その予定価格をつくるに当たって、町の執行者が考えて歩切りをして出しているわけです。だから、100%といたって、今までおかしくなかったのですよ。業者泣かせの予定価格を出している、そこまで下げたというのも、業者からも聞いていますよ。それを歩切りを教えて何%と。全然レースにならないでしょう。前橋だとか、千葉だとか、歩切りをそんなやっていない、設計価格だけ出せば、もっともっとできるわけでしょう。全然、最初の土台から狂っているのを承知していて、こういうこと出しているのだ、あなた。こういうの。40年も役場において、議員を4年間やっていて、どういう執行でやっているかって知っているわけですよ。だから、あなたが町長になったって、予定価格からそんなに、90%、67%で落札なんかできないでしょう、歩切りしているから。このようにできていますか。できていないと思いますよ。だって、落札価格が97%、98%ですから。でしょう。4年間の実績、こういう公約、どんどん守って実現してくださいよ。これは、あなたが町長やっている間、ずっとただされますからね。実現してください、すべてにおいて。

次の問題に入ります。時間もあと25分ということで短い時間で。時間たつの早いですね。100分、1時間40分とったのですけれども。

この次は、町長の公職選挙法違反についてお尋ねします。これは、平成19年4月22日の町会議員の選挙時に選挙管理委員に対して届け出のない労務者多数に現金を払ったことを9月議会で私に指摘されました。その後、記者会見では町長は、本会議で名前が出ていないので、質問の内容は理解できない。収支報告書も間違いなく、修正は考えていないと答えたわけですが、間違いありませんか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

その当時、そのようにお答えをした記憶は、記憶でありますけれども、あったかと思えます。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 その後、1週間後に修正提出をいたしまして、うっかり忘れたということで再提出しました。その行為が選挙違反に当たる、収支報告書の追加提出は支払いをした7日以内にと規定されています。7月の31日、支払いをして、8月の7日の日にはその届け出をしなくてはならないにもかかわらず、9月議会で指摘され、慌ててやった行為です。これが公職選挙法第89条の1項の2項で定められており、これに違反する。これはご存じですよ。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

私の出納責任者のほうから、今大野議員が言われたようなことはあったかと思えます。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 私に告発された、告訴されたのですよね。そのときに労務賃をすぐ払ったのなら私は目をつぶっていたのですが、今回は違うのです。3カ月後の7月末に渡した。これはなぜなのか。

○横山英雄議長 金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 お答えいたします。

私が払ったというよりも、出納責任者のほうでそのようなことがあって、3カ月後ということについては、特に私自身、何と申しますか、その考え方、今記憶になりましたから定かなことは申し上げられませんが、出納責任者のほうでそのようなことがあったというのは承知しております。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 あなたは出納責任者のせいにするのではないですよ、あんなお年寄り。出納責任者も80歳過ぎているでしょう、気の毒に。本当に私も気の毒だと思いますよ、出納責任者を通してですから。本音、あなた自身でしょう。出納責任者は、あなに現金の入った封筒をもらったので、配っただけだと言っているのですよ。それ出納責任者、出納責任者って。だめですよ、あんな年寄りをいじめては。そうでしょう。なぜ3カ月後に払ったのですかと言ったら、あなたから預かったから配っただけだ。そうでしょう。そんな80も過ぎた年寄りのせいにするのではないですよ。自分自身の責任でしょう。裏と表で断り切れなくて、恐らく頼まれたと想定できますけれども、そんな年寄りを、出納責任者のせいにしてはだめ、最高責任者が。気の毒ですよ、出納責任者が。

過日、この私の申し立てについて処分のお知らせが来ました。処分区分、不起訴ということで、公職選挙法疑いのものについては、何の理由もなく不起訴という紙が1枚、私のところに届きました。私は、それに対して理由を明確にしていきたい。私は公職選挙法違反であるということで告発したわけですが、その理由も明確にされておきませんので、私はそれについて、群馬県の検察庁のほうに不起訴処分の不服異議申し立てを5月の末にしました。前橋ですね。そして、これが6月9日に受理されて、今審査をしているのではないかと思いますけれども、そのうち結果は出ると思いますが、審査申立受理通知書も私のところへ届いています。受理されました。

私は、あなたが町長であるからこそ、議会の中で姿勢をただしているわけですが、一般の町民ではこんなことないでしょう。ずっと予算のことから、公約のことから、すべて裁判のことから、選挙のことについてもそうです。半年たった町長は、今明らかになってきたことがたくさんあります。放棄の問題、公約を並べなければできない問題、公職選挙法の違反の問題、また山本理顕が和解の方向を裁判するという問題。僅差であなたが町長として当選されたわけですが、それを明らかにして、今こそ町民の審判を私は受けるべきだと。あなたは辞職をする意思はありませんという

ことで明確に言いましたけれども、その当時は、半年たった今とは全然違います。だんだん、だんだんうそがばれてきて、裁判の放棄もはっきりしてきて、選挙違反のそういうことも、また前橋の検察庁のほうに提訴されて、公約も守れない。そういった点では私は、今こそ自分みずから、これがずっとあなたの任期期間中に続くわけですから、町民の審判を受けるべきだということを指摘して、一般質問を終わります。

○横山英雄議長 これをもちまして一般質問を終結します。

◎散会の宣告

○横山英雄議長 以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、あす6月17日並びに6月18日は本会議を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、6月17日、6月18日は休会とすることに決定しました。

最終日となる6月19日は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

大変長時間にわたりお疲れさまでした。

〔午後 8時55分 散会〕